

和光市こども計画

令和 7 年度～令和 11 年度

【素案】

令和 6 年 12 月

和光市

市長あいさつ文を挿入予定

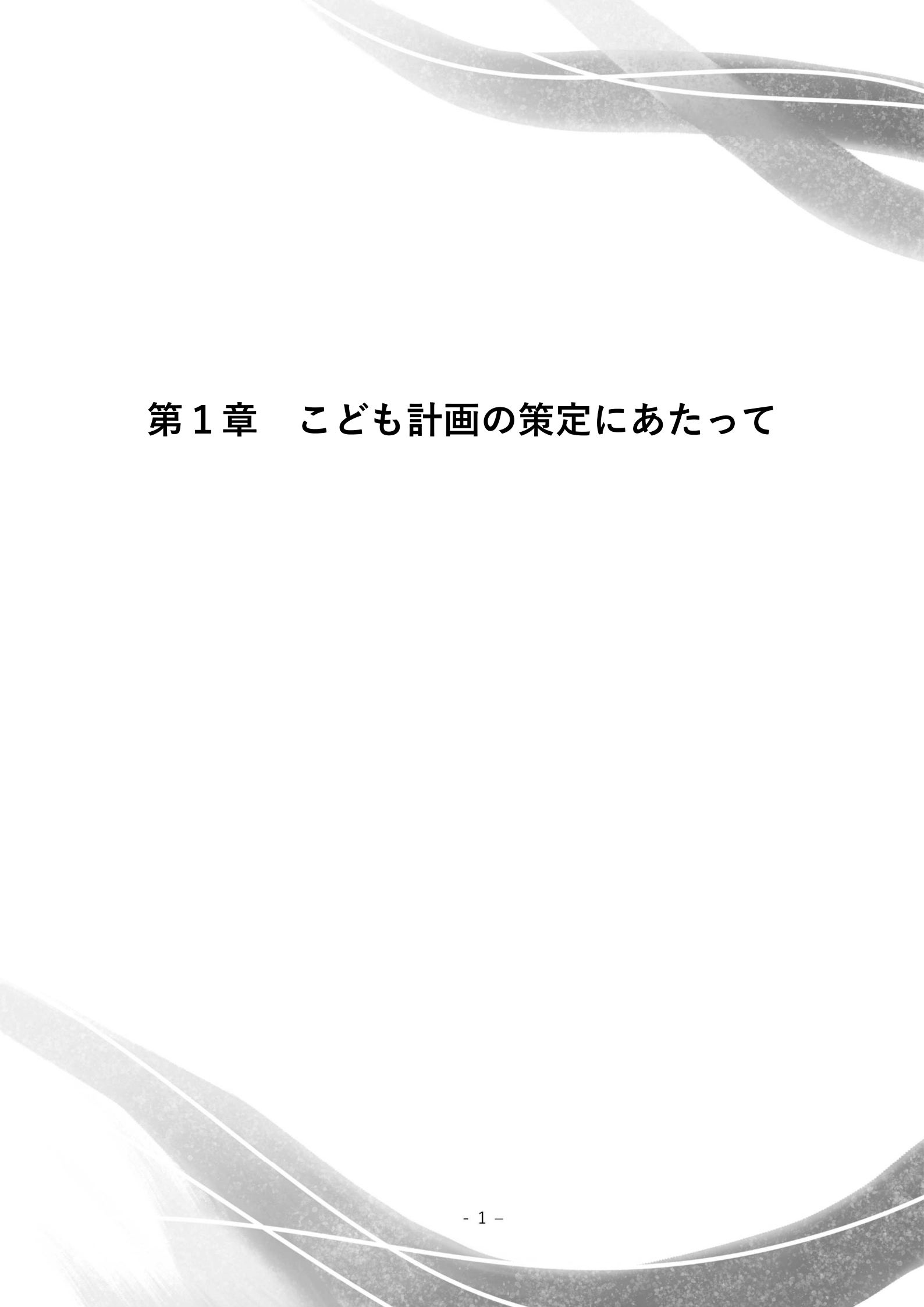
目次

第1章	こども計画の策定にあたって	1
第1節	こども計画の策定の背景	3
1.	社会状況と国の動向	3
2.	子ども・子育て支援事業計画からこども計画へ	4
第2節	こども計画の位置づけ	5
1.	法的な位置づけ	5
2.	本市における他の計画との関係性	6
第3節	和光市こども計画における「こども」の範囲	8
第4節	こども計画の期間	9
第2章	基本理念	11
第1節	基本理念	13
第2節	基本的な視点	15
第3節	基本目標	16
第4節	和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携	17
第5節	施策の体系	18
第6節	成果指標	20
第3章	基本方針	21
基本方針1	子ども・若者の意見表明・参画	23
基本施策 1-1	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	24
基本施策 1-2	地域の中での若者の主体的な参画	26
基本施策 1-3	多様な背景をもつ子ども・若者を受け止める地域づくり	29
基本方針2	子どもを守るセーフティネットの強化・支援	31
基本施策 2-1	困難を抱えた子どもへの支援	32
基本施策 2-2	子どもを守る地域づくり	36
基本方針3	子どもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	41
基本施策 3-1	子ども・若者の居場所づくり	42
基本施策 3-2	こどもの自主性と社会性を育む環境整備	46
基本施策 3-3	こどもの心と体を育む健康づくり	50
基本方針4	安心・安全な 妊娠・出産・子育て支援の推進 ～わこう版ネウボラの充実～	55
基本施策 4-1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化	56

基本施策 4-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化.....	61
基本方針 5 子育て家庭を支える 教育・保育サービス等の充実.....	65
基本施策 5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上.....	66
基本施策 5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進.....	69
基本施策 5-3 教育・保育等の基盤整備（第3期和光市子ども・子育て支援事業計画）.....	72
（1）教育・保育提供区域の設定.....	72
（2）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	73
（3）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	73
（4）教育・保育の量の見込みと確保方策.....	74
（5）地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	82
（6）こども・子育て支援施設等利用給付の円滑な実施について.....	101
第4章 和光市のこども・子育て環境の現況.....	103
第1節 人口の状況.....	105
1. 年齢3区分別人口の状況.....	105
2. 出生の状況.....	106
3. 就学前児童人口の状況.....	107
4. 小学生年代人口の状況.....	108
5. 中高生年代人口の状況.....	109
6. 18～39歳人口の状況.....	110
第2節 こども・子育て世帯を取り巻く状況.....	111
1. 世帯数と平均世帯人員数.....	111
2. 6歳未満のこどもがいる世帯の状況.....	112
3. 18歳未満のこどもがいる世帯の状況.....	112
4. 婚姻・離婚.....	113
5. ひとり親世帯の状況.....	113
6. 女性の労働の状況.....	114
7. 障害児数の推移.....	114
8. 生活保護の受給状況.....	115
9. 虐待通報件数.....	115
第5章 こども・若者の意見聴取.....	117
第1節 こども・若者対象アンケート調査.....	119
1. 調査の目的.....	119
2. 調査の概要.....	119
3. 小中学生対象アンケート調査の分析（概要）.....	120
（1）居場所の多様化.....	120
（2）さびしいと思うことがあるか.....	122

(3) スマートフォンの普及	123
(4) スマートフォンの使用時間と就寝時間の関係	125
(5) 今の生活に対して楽しいと感じるか	126
(6) まわりの人から認められていると思うか	127
(7) 和光市はくらしやすいか	128
第6章 住民アンケート調査からみた 和光市の現状	129
第1節 住民アンケート調査	131
1. 調査の目的	131
2. 調査の概要	131
第2節 住民アンケート調査の分析（概要）	132
1. 妊婦調査	132
(1) 相談支援体制	132
(2) 必要な子育て支援	134
(3) 妊娠や出産で困ったこと	135
2. 就学前児童の保護者調査	136
(1) 子育ての孤立化	136
(2) ネウボラ拠点	136
(3) 子育て世帯の就労の状況	137
(4) 育児休業の取得状況	138
(5) 病児・病後児保育、一時預かり	139
(6) 保育の受け皿	140
第7章 こども計画の推進に向けて	141
第1節 計画の推進	143
1. 計画の策定体制	143
2. 計画の推進体制	143
3. 計画の進行管理	143
第8章 資料編	145
第1節 教育・保育施設等の設置状況	147
1. 教育・保育施設等の配置マップ	147
2. 教育・保育施設等一覧	148
第2節 地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)の設置状況	150
1. 地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)の配置マップ	150
2. 地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)一覧	151
第3節 放課後の居場所の設置状況	152

1. 放課後の居場所の配置マップ	152
2. 放課後の居場所一覧.....	153
第4節 公園・児童センター・児童館・公民館等の設置状況	155
1. 公園・児童センター・児童館・公民館等の配置マップ	155
2. 公園・児童センター・児童館・公民館等一覧.....	156



第1章 こども計画の策定にあたって

第1節 こども計画の策定の背景

1. 社会状況と国の動向

我が国では、長年にわたる少子高齢化が深刻な課題となっています。

厚生労働省が発表した令和5年の人口動態統計によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.20まで低下し、年間出生数は72万7,288人であったことが報告され、人口減少が加速しています。

こどもや子育てを取り巻く環境では、児童相談所における虐待相談対応件数は全国的に右肩上がりで増加するなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。また、世帯の経済的な困窮がこども世代に影響を及ぼす「貧困の連鎖」が社会の大きな課題になるなど、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした状況に対し、国は、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足させ、少子化対策や子育て支援、いじめなど複数省庁にまたがっていたこどもを取り巻く課題に一元的に取り組む体制を整備しました。「こども家庭庁」は、こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔として機能することが期待されています。

また、「こども家庭庁」の発足と同日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。同法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の指針にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、令和5年12月にはこども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定しました。

こども大綱では、こどもや若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、ライフステージごとに切れ目のない支援を目指すことや、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化、こどもや若者の権利の保障などの基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。

2. 子ども・子育て支援事業計画からこども計画へ

市の総人口は長期的には増加傾向であり、令和6年8万4千人を超えました。人口増加の主な要因として、転入者数が転出者数を上回る社会増があげられますが、一方で年少人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

また、市の出生数は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から減少傾向で推移し、全国水準を下回っています。

市では、令和2年3月に「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念として、こども・子育て支援に関する各種事業に取り組んできました。特に、保健、医療、福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一環として、こども家庭センターの前進となる「わこう版ネウボラ」を確立し、推進してきました。

わこう版ネウボラは、子育て家庭の身近な地域の子育て包括支援センターをネウボラ拠点とし、母子健康手帳を交付し、妊娠期から出産・子育てに関する相談・支援を母子保健ケアマネジャーおよび子育て支援ケアマネジャーが一貫して行うしくみです。

その間、急激に増加する待機児童対策として基盤整備を進めた結果、待機児童数は減少したものの、コロナ禍の影響により、地域の見守りや交流が途絶えコミュニティがより一層希薄化したほか、こどもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変容しました。また、育児休業の利用拡大、テレワークの普及等、保護者の働き方も急激に変化しました。

そこで、現行の「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受け、子ども・子育て支援会議においてこれまでの計画に基づく市の取組を評価・検証するとともに、国や県の動向、社会情勢を鑑み、またこどもの権利保障やこどもの意見徴収が重要であること等の議論が交わされました。

そこで、今後は和光市において、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図り、すべてのこども・若者、子育て当事者がウェルビーイング※¹な状態で生活を送ることができる環境を創出するために「和光市こども計画」として策定することとしました。

こども計画では、こどもの意見を徴収し、反映して、こどもにフィードバックする新たなしくみを構築していきます。また、わこう版ネウボラのしくみを継承しつつ、これまで設置していた児童相談の窓口である「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の機能を一体化して、関係機関と連携する「総合こども家庭センター」を設置し、こどもや子育て家庭をとりまく環境の急激な変化やコロナ禍の影響により新たに生じている課題にも迅速に対応していきます。

¹ ウェルビーイング：こども家庭庁では、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）のなかで、「ウェルビーイング」は身体的、精神的、社会的に幸せな状態にあることとしています。

第2節 こども計画の位置づけ

1. 法的な位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。
さらに、次の法令等に基づく各種計画は、本計画に包含するものいたします。

なお、こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「こどもの貧困解消対策計画」は、和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画に包含していることから、当該計画との整合性を図って推進していきます。

策定にあたっては、こども大綱及びに埼玉県こども計画を勘案するとともに、本市独自の施策を盛り込んだ計画としています。

【本計画と関連計画】

- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条） 包含
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項） 包含
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条） 包含
- 自立・促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法） 包含
- 母子保健計画（厚生労働省通知 母子保健計画策定指針） 包含
- こどもの貧困解消対策計画（こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項） 整合・連携

■参考：こども基本法 第10条抜粋■

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

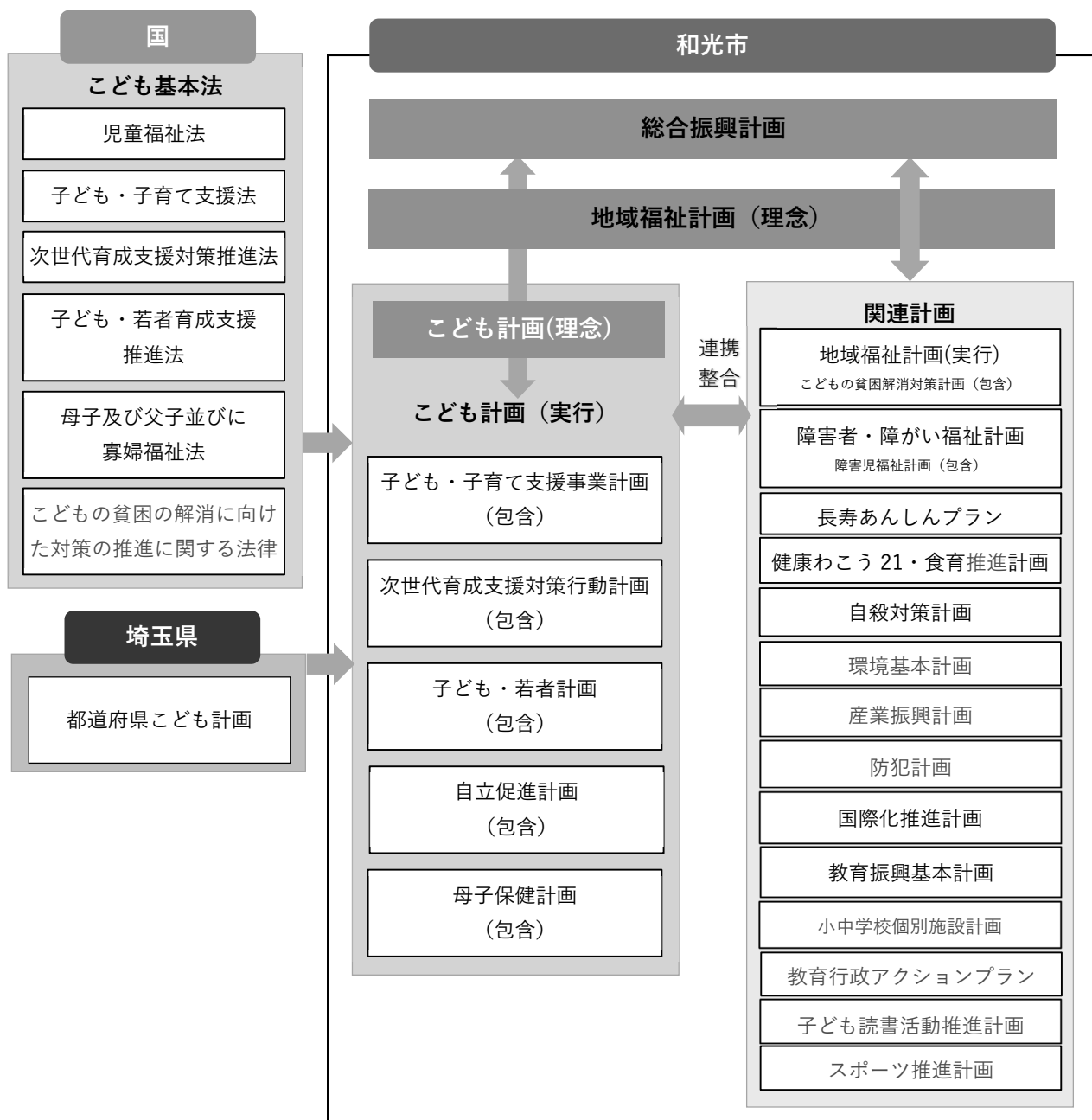
5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

2. 本市における他の計画との関係性

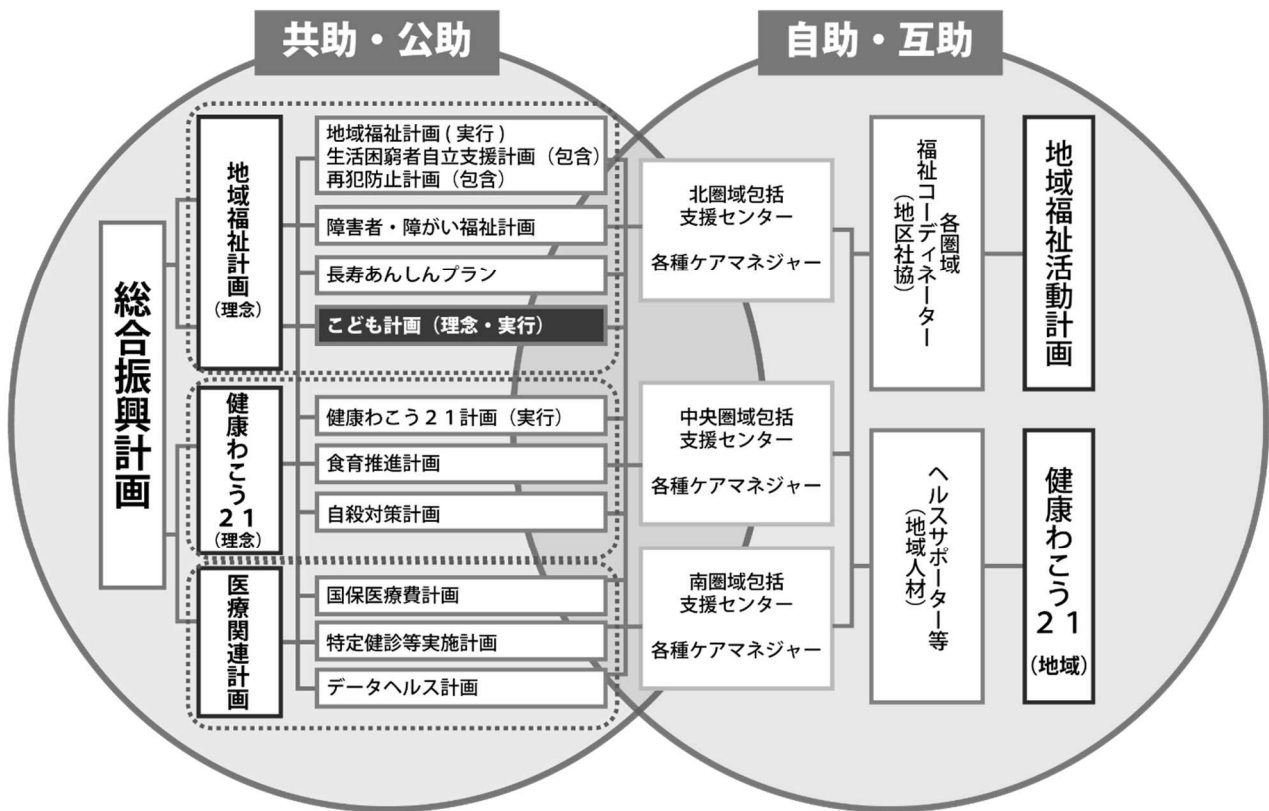
本計画は、本市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」及び地域福祉の理念計画である「第四次和光市地域福祉計画（中間見直し）」に掲げる理念や基本方針を反映した、こども分野の総合的な計画として位置付けます。

そのほか、第七次障害者計画・第7期障害福祉計画、第9期長寿あんしんプラン、第二次健康わこう21・第3次食育推進計画、第2期和光市自殺対策計画等の関連計画との連携・整合性を図り、関連施策等を参照又は本計画において補完することにより、各基本方針に掲げる各施策を展開していきます。

■本計画とその他計画との関係■



■（参考）第四次和光市地域福祉計画中間見直しより抜粋■

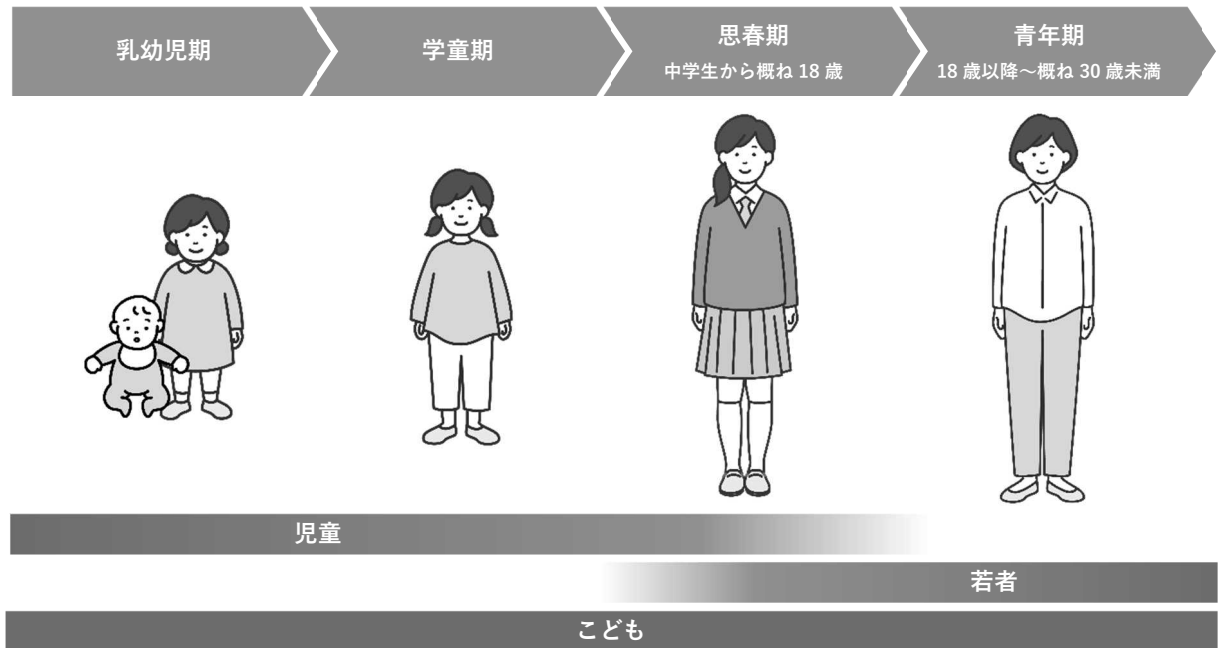


上の図は、各領域における理念計画である地域福祉計画、健康わこう21計画、医療関係計画と領域別の個別計画が連携するとともに、福祉・保健・医療の各領域における理念計画が相互に連携することで、関係する計画の施策全てが効果的に機能することを表しています。

第3節 和光市こども計画における「こども」の範囲

こども基本法第2条において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、こども大綱の注釈において、概ね30歳未満とされています。「若者」については、こども大綱では、思春期・青年期を対象としています。

そのため、本計画におけるこどもの範囲も0歳から概ね30歳未満とします。また、思春期、青年期の全体を明確にしたい場合には、「若者」を用います。



第4節 こども計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、本計画の内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間■

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
こども計画 (子ども・子育て支援事業計画)	第2期 和光市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)					和光市こども計画 (令和7年度～令和11年度)					
地域福祉計画	第四次和光市地域福祉計画 (令和2年度～令和7年度)										
総合振興計画 (基本構想)	第五次和光市総合振興計画基本構想 (令和3年度～令和12年度)										

第 2 章 基本理念

■基本理念■

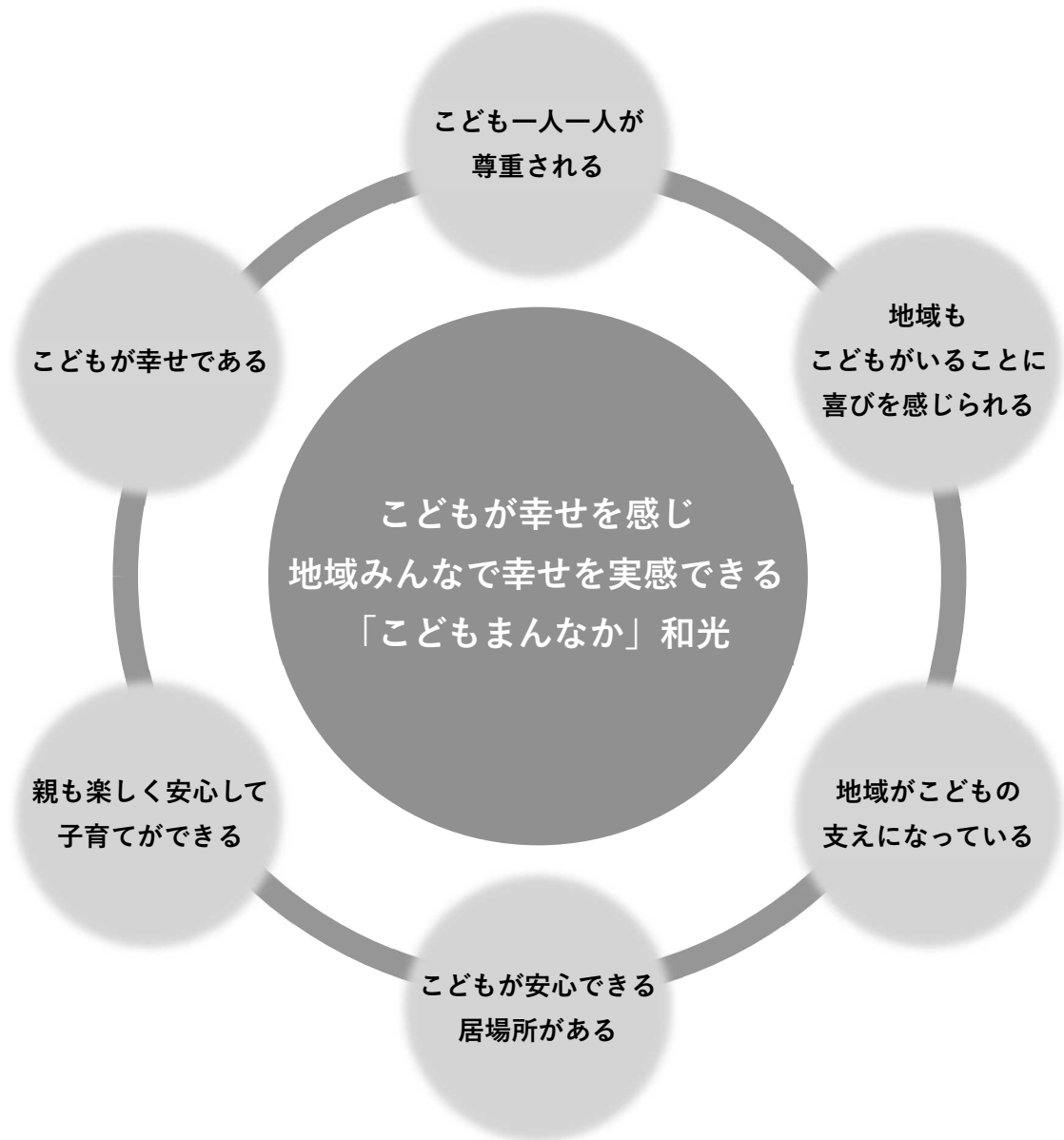
こどもが幸せを感じ 地域みんなで幸せを実感できる 「こどもまんなか」和光

第2期和光市子ども・子育て支援事業計画において「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念とし、計画を推進してきました。この間、こども・子育て環境は、コロナ禍を経て大きく変化しました。こどもが自己肯定感を持ち健やかに育つためには、こどもが今幸せな状態であることが必要です。そのためには、社会全体がこどもを権利の主体として認識し、常にこどもの最善の利益を最優先に考える機運を醸成し、こども・若者とともに地域をつくるという文化をつくっていきます。

すべてのこどもにとって常に今が幸せであること、それは、こども一人一人が尊重され、かつありのままの自分を受け入れ、大切にされながら、ひとしく成長することができること、安心できる居場所があること、また子育て家庭にとっても安心して楽しく子育てができること、そして地域社会がこどもや子育て家庭の支えになり、地域社会もこどもや子育て家庭がいることによって活気がわき、喜びを感じることができる社会を目指します。

和光市では、これらのような子育て家庭を含むこどものあるべき姿やあるべき地域社会を象徴した「こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光」を基本理念とし、すべてのこども・若者、子育て家庭を支えていきます。

■和光市こども計画の基本理念■



第2節 基本的な視点

本計画の基本理念は、すべてのこどもの権利が保障され、こどもの基本的な人権が守られること、そこからこどもの最善の利益が保障されることを前提として和光市のすべてのこどもおよび子育て家庭が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる和光市の現実を信念として表したものです。

様々な世帯状況や社会情勢の変化等を背景にして、こどもにとって不適切な養育環境が生み出され、その結果、児童虐待、こどもの貧困、いじめ、自殺等、こどもの権利が保障されない実態があります。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが重要です。

そのためには、こどもの権利条約の示す「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」の4つの原則が社会に広がり、守られることが大切です。

和光市は、この4つの原則を基本的な視点とし、施策を展開していきます。

■計画の基本的な視点■

差別の禁止

生命、生存及び
発達に対する権利

こどもの意見の
尊重

こどもの
最善の利益

こどもの権利条約

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

こどもの権利条約は、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としても様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれてもこどもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くのこどもたちの状況の改善につながってきました。



第3節 基本目標

本計画の推進を通じて和光市が目指す、「ありたい姿」「あるべき姿」として以下の4つの基本目標を定めます。

こどもにとって、「今」が大切であり、こどもは「今」を生きています。こどもにとっての数年後はまた別のステージへと変わっています。こどもの「今」をウェルビーイングな状態とし、こども・若者、子育て家庭、地域にとって、「今」のウェルビーイングな状態の積み重ねが目指すべき姿となるよう、和光市は以下の4つを基本目標とします。

■和光市の基本目標■

小さなこどもから、
中高生・大学生のこどものイラスト挿入

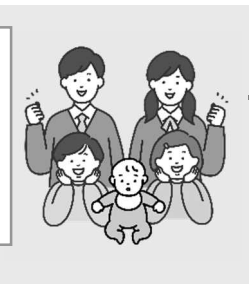


今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

【目指す姿】

こどもの権利が保障され、こども一人一人が日常生活や地域社会等の場面で安心できる居場所があり、安心して意見を表明し、自分らしさを肯定され、周囲に受け入れられているとこどもが実感できる社会を目指します。

小さなこどもから
高校生くらいまでのこどものイラスト挿入



今、こどもが主体的に健やかに成長できる

【目指す姿】

こどもの最善の利益が優先され、こどもを主体としたこどもの成長を支援します。こどもが、心身ともに安全・安心して過ごすことができる社会を目指します。

小さなこどもから
高校生、大学生の保護者も子育て家庭であることから、
高校生・大学生挿入



今、子育てが楽しいと感じる

【目指す姿】

妊娠期からこどもが自立するまでの全ての子育て家庭が、地域の中でつながりながら、楽しく居心地がよく過ごすことができる社会を目指します。

高齢者・職業者・
会社員など様々なイラスト挿入



今、こどもを支える地域社会がある

【目指す姿】

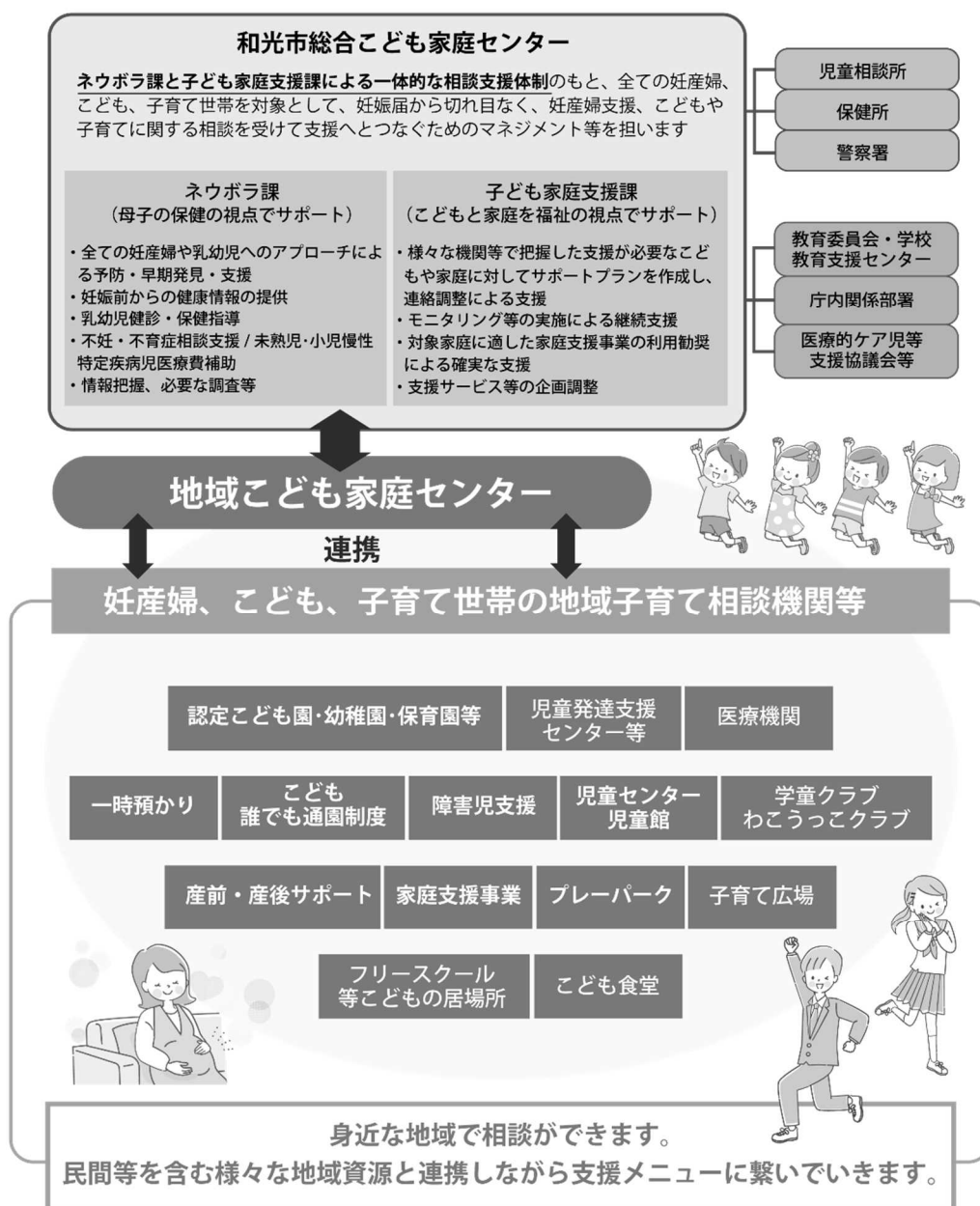
地域が、こどもは地域社会を形成する一員であり、その主体であることを認識して、地域でこどもを支える社会を目指します。

第4節 和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、従来の母子保健に関する各種相談や事業を行う「子育て世代包括支援センター」と児童及び妊産婦の福祉に関する必要な指導・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かし、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」が創設されました。

和光市では、従来のわこう版ネウボラを基盤に、現在のネウボラ課と子ども家庭支援課に総合こども家庭センターを設置し、各課の役割をしっかりと担うとともに、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、すべての妊産婦、子育て世帯、そしてこどもに対し、切れ目なく、漏れなく支援をしてきます。

■総合こども家庭センターのイメージ■



基本理念

こどもが幸せを感じ 地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光

基本的な視点

「差別の禁止」「こどもの最善の利益」
「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」

基本目標

今、こどもを支える地域社会がある
今、子育てが楽しいと感じる
今、こどもが主体的に健やかに成長できる
今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

基本方針

施策

基本方針 1

こども・若者の
意見表明・参画

1-1 こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

1-2 地域の中での若者の主体的な参画

1-3 多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり

基本方針 2

こどもを守る
セーフティネットの強化・支援

2-1 困難を抱えたこどもへの支援

2-2 こどもを守る地域づくり

基本方針 3

こどもが健やかに育つ
「こどもまんなか」の環境づくり

3-1 こども・若者の居場所づくり

3-2 こどもの自主性と社会性を育む環境づくり

3-3 こどもの心と体を育む健康づくり

基本方針 4

安心・安全な
妊娠・出産・子育て支援の充実
～わこう版ネウボラの充実～

4-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

4-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

基本方針 5

子育て家庭を支える
教育・保育サービス等の充実

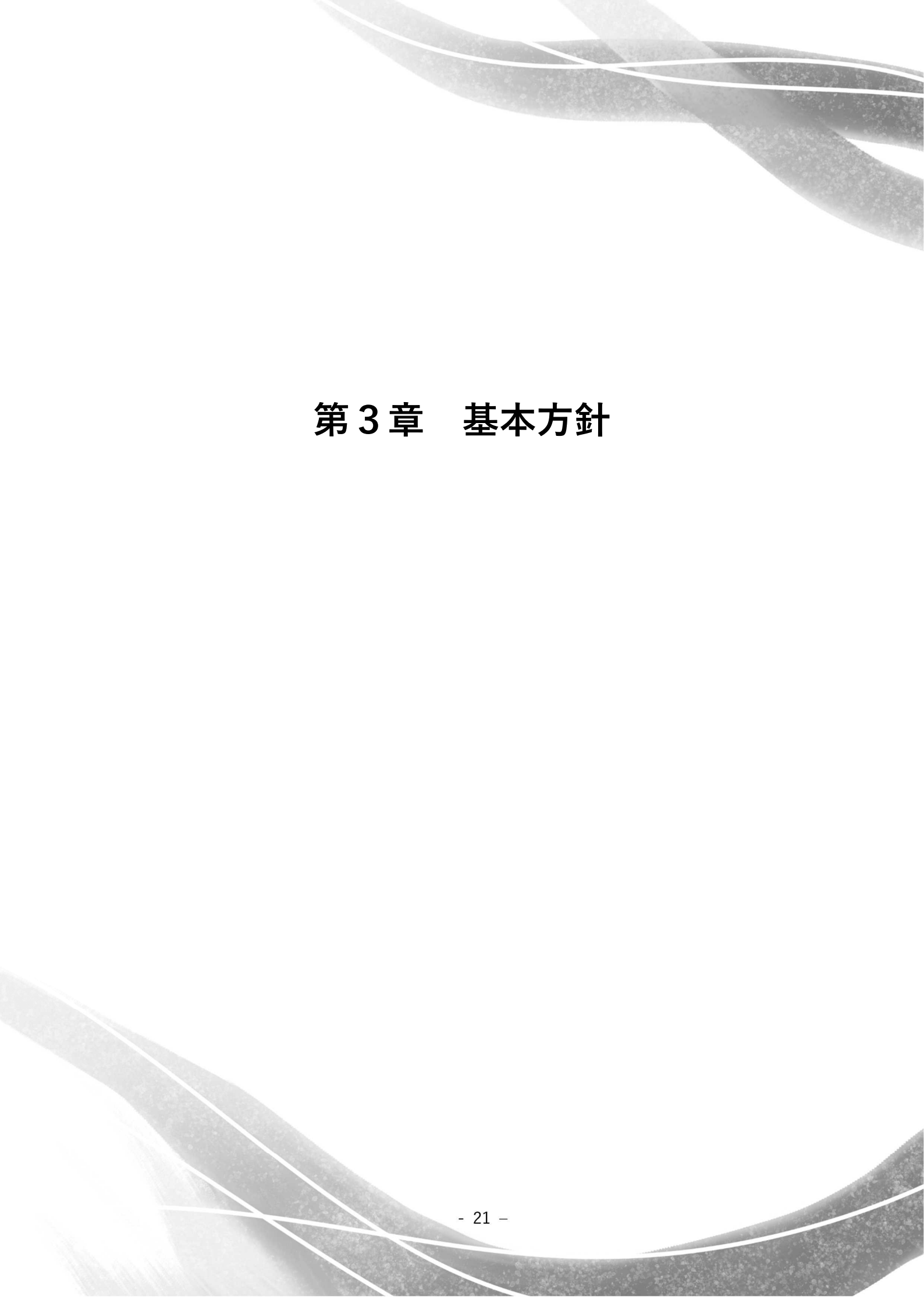
5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

5-3 教育・保育等の基盤整備
(第3期和光市子ども・子育て支援事業計画)

第6節 成果指標

	基本方針	成果指標	現状値	目標値（R11）	目指す状態
1	基本方針1 子ども・若者の 意見表明・参画	市が子ども・若者の意見を聴いて実施した事業数	中間見直しで設定	中間見直しで設定	子ども若者とともに考え市の事業を推進している。
2		まわりの人から認められていると回答する小中学生の割合	小学4年生 79.7% 中学1年生 78.1%	小学4年生 85.0% 中学1年生 85.0%	子どもの意見が日頃から尊重されていると感じている。
3		和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	中間見直しで設定	中間見直しで設定	若者が、地域活動に力を発揮している。
4		将来の夢や目標を持っていると回答する小中学生の割合	小学4年生 79.9% 中学1年生 65.8%	小学4年生 86.0% 中学1年生 75.0%	子どもが、将来に向かって夢や希望を持っていると感じている。
5	基本方針2 子どもを守る セーフティネット の強化・支援	和光市はくらしやすいと回答する小中学生の割合	小学4年生 94.9% 中学1年生 95.5%	小学4年生 98.0% 中学1年生 98.0%	子どもが、安心してくらしことができている。
6		悩みを相談できる人がいると回答する小中学生の割合	小学4年生 85.9% 中学1年生 79.6%	小学4年生 90.0% 中学1年生 85.0%	子どもが、悩みを相談できる人がいると感じている。
7		悩みを相談できる人がいると回答する若者の割合	後入れ	後入れ	若者が、悩みを相談できる人がいると感じている。
8		学校等とのヤングケアラーについて情報共有会議を開催した回数	0回	12回	ヤングケアラーを早期に把握する体制が整っている。
9	基本方針3 子どもが 健やかに育つ 「子どもまんなか」 の環境づくり	いごちがいい、安心できる、ここにいたいという場所があると回答する小中学生の割合	小学4年生 98.2% 中学1年生 96.9%	小学4年生 100.0% 中学1年生 100.0%	子どもが、心から安心して居られる場所があると感じている。
10		いごちがいい、安心できる、ここにいたいという場所があると回答する若者の割合	後入れ	後入れ	若者が、心から安心して居られる場所があると感じている。
11		今の生活が楽しいと回答する小中学生の割合	小学4年生 90.6% 中学1年生 91.8%	小学4年生 95.0% 中学1年生 95.0%	子どもが、今の生活を楽しんでいる。
12		児童センター・児童館を利用する中高生の数	13,810人	19,000人	児童センター・児童館が中高生の居場所のひとつとなっている。
13	基本方針4 安心・安全な 妊娠・出産・ 子育て支援の 推進	子育てを楽しんでいると感じることの方が多くと回答する保護者の割合	69.4%	75.0%	保護者が、子育てを楽しんでいる。
14		子育てについて相談できる人がいると回答する保護者の割合	88.1%	95.0%	保護者が、安心して子育てについて相談できる人がいる。
15		和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合	35.8%	43.0%	保護者が、安心して子育てができている。
16		乳幼児健康診査の未受診率	3.3%	2.2%	子どもが健やかに成長できている。
17	基本方針5 子育て家庭を 支える教育・保育 サービス等の充実	和光市はこそだてしやすいところだと回答する保護者の割合（再掲）	35.8%	43.0%	保護者が、安心して子育てができている。
18		民間保育施設等における1施設あたりの平均指摘件数	3.0件	2.0件	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。
19		園生活において、子どもが大切にされていると回答する保護者の割合	87.6%	90.0%	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。



第3章 基本方針

基本方針 1

こども・若者の意見表明・参画



こどもは、一人一人が権利の主体であり、ともに社会をつくるパートナーです。こどもの自己肯定感の向上とより良い施策の実現には、こども・若者の意見を聴き、こどもと一緒に社会をつくるという文化が必要です。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の視点に立ち、こども・若者が主体的に社会参画できる環境づくりを行うとともに、こども・若者の意見を尊重したまちづくりを推進します。

■基本方針 1 の成果指標■

指標の内容	目指す状態
市がこども・若者の意見を聴いて実施した 市が実施する事業数	こども・若者とともに考え、 市の事業を推進している
まわりの人から認められている と回答する小中学生の割合	こどもの意見が日ごろから 尊重されていると感じている
和光市の事業や地域活動等に参加している 若者の割合	若者が、地域での活動に 力を発揮している
将来の夢や希望を持っている と回答する小中学生の割合	こどもが、将来に向かって 夢や希望を持っていると感じている

基本施策 1-1 こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

市の課題

- 市の施策等においてこども・若者の意見を聴く機会が少ない現状です。
- こども・若者の地域での活動の場が少ないことや、市の施策等の認知度は、知る機会が少ないことなどから低くなっています。
- 市における若者の交流・活動の場が少ない現状です。
- こども・若者が、日常的に自分の意見や考えを聴いてもらっていると実感できることは、自己肯定感の向上や、社会参画の土台となります。こども・若者の意見を聴き、その結果をフィードバックすることが必要です。

市民の声



若者意見予定



施策の方向性

- こども・若者が安心して意見を表明することができる場や機会をつくり、その意見を市政に反映し、その結果をこどもたちに分かりやすい形でフィードバックしていきます。
- こども・若者の意見を聞き、こども・若者と一緒に社会をつくるという文化を醸成します。
- 若者と社会をつなぐ取り組みや、地域の活動団体等との連携を行い、若者が自分らしく主体的に地域と関わることができる仕組みをつくります。
- 市の合議体において若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実させます。

主な取組

■こども・若者参画のための体制づくり■

事業名	事業概要	担当課
こども・若者部会	子ども・子育て支援会議において、こども・若者部会を設置し、こども・若者が参画し、その意見が反映されるしくみをつくりま す。	子ども家庭支援課
こどもワークショップ	市の様々な施策において、こどもの意見を聴くワークショップを 開催します。またその意見に対し、フィードバックを行います。	全課
こども・若者の市民参加 の推進	市の合議体における若者登用を推進し、市民参加の手法におい て、こども・若者の意見を聴く取り組みを行います。	企画人権課

■参画機会の確保■

事業名	事業概要	担当課
選挙啓発	和光市民まつりや二十歳を祝う会において、選挙に関するクイズ の出題や啓発品の配布を行い、選挙への関心や知識の向上を図り ます。	選挙管理委員会 事務局
青少年相談員	若者（高校生から 39 歳以下）が青少年相談員となり、主体的に 企画をし、体験の機会を提供します。	スポーツ青少年課

基本施策 1-2 地域の中での若者の主体的な参画

市の課題

- 学齢期を終えたこどもは、行動範囲が広がり大きく環境が変化し、地域社会とのつながりが希薄化する傾向にあります。また、地域の中で若者が主体的に参画できる場が少なくなります。
- 市の施策等の関心度が低い傾向がみられることから、若者に届くより効果的な広報が必要です。
- ワーク・ライフ・バランスや働くことに対する価値観が多様化しています。働き方の多様な考えを受け止めた若者の自立支援や就労支援が必要です。
- 若者調査において、悩んでいることのひとつとして「仕事」「進学」「就職」が多い結果となりました。(仮)

市民の声



若者意見予定



施策の方向性

- 若者と社会をつなぐ取り組みや、地域の活動団体等との連携を行い、若者が自分らしく主体的に地域と関わることができる仕組みをつくります。(再掲)
- 市の合議体において若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実させます。(再掲)
- 若者に向けた市の施策や文化、イベント情報等をより効果的な手法で発信していきます。
- 次世代を担うこどもや若者のまなびの機会を充実し、若者を中心とした勤労者のスキルアップを図り、こども・若者の就労や生活の安定化を図ります。
- 和光市商工会等と連携し、こども・若者のチャレンジや創業の希望を叶える支援を図ります。
- ふるさとハローワーク等において、若者が気軽に就労相談を受ける相談体制を充実させ、若者一人一人にあった就労支援を継続的に実施します。

主な取組

■こども・若者参画のための体制づくり■

事業名	事業概要	担当課
こども・若者部会（再掲）	子ども・子育て支援会議において、こども・若者部会を設置し、こども・若者が参画し、その意見が反映されるしくみをつくりま す。	子ども家庭支援課

■若者の社会参画と自立支援■

事業名	事業概要	担当課
成人式企画	新成人で構成する成人式実行委員会の企画・運営による式典を開催することで成人としての自覚を醸成します。また、成人式実行委員会が企画・運営することで新成人の意見を取り入れた式典を開催していきます。	生涯学習課
青少年育成推進員講習会の実施	青少年育成推進員に対し、青少年期のこどもの教育について、家庭教育でできることを学ぶための講習会を実施します。	スポーツ青少年課
青少年相談員協議会事業（再掲）	若者（高校生から 39 歳以下）が青少年相談員となり、主体的に企画をし、体験の機会を提供します。	スポーツ青少年課
児童センター事業	複合施設としての利点を生かし、児童センターにおいて、こども・若者がイベント等の企画運営に参画する機会を推進し、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施します。	保育施設課
和光市勤労青少年ホーム講座	市内の 35 歳以下の勤労者を主な対象として、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、勤労者の健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課
和光市勤労福祉センター講座（アクシス）	市内在住・在勤の方を主な対象として、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、勤労者の健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課
勤労感謝ウィーク・イベント	和光市勤労福祉センターの認知度を高め、勤労者とその家族等の余暇の充実、健康増進のために、勤労感謝の日に和光市勤労福祉センターにおいて、レクリエーションや健康増進を図る講座等を実施します。	産業支援課
創業セミナー	和光市商工会、日本政策金融公庫との共催により、起業を志す方や創業後間もない方を対象とした、資金繰り等の事業計画の立て方を中心とした創業セミナーを開催し、和光市でチャレンジしたいという創業者の機運向上を図ります。	産業支援課
ふるさとハローワーク	職業の相談や紹介、求人の情報などを提供し、若者の就労支援に取り組んでいきます。	産業支援課
インターンシップ実習	学生の専攻や職業選択に活かすための就業体験研修として、インターンシップ実習を実施し、多くの学生に実践的な就業体験の機会を提供します。	職員課

■若者への発信■

事業名	事業概要	担当課
こども・若者に向けた広報	こども・若者の市への関心を高め、若者の参画を推進するため、SNS の活用やホームページの作成等、こども・若者にとって魅力的な広報を発信します。	秘書広報課

基本施策 1-3 多様な背景をもつ子ども・若者を受け止める地域づくり

市の課題

- 子ども・若者が抱える悩みは、友人関係、親子関係、将来の不安だけでなく、学校や家庭、性的嗜好、ジェンダーなど多岐にわたり多様化・複雑化しています。
- 生きづらさを感じる子ども・若者の中には、問題が複雑化していることもあり、本人だけでは解決が難しいケースもあります。
- 子どもがもつ多様な背景によらず、子どもの権利が保障されなければなりません。
- ひとり親家庭の子ども等の中には、経済的な理由で学習環境に課題を抱えていることがあります。

市民の声



同性愛も普通の恋愛です。(中学生)



子どもだってつらいことがあるので、いつでも相談できる場所がほしいです。(小学生)

若者意見予定



施策の方向性

- 子ども・若者が抱える悩みに、身近な地域が気づき、サポートにつなげられるネットワークづくりに取り組みます。
- 子ども・若者の多様な背景に応じて必要な支援が受けられるような相談・支援体制を整えます。
- ひとり親家庭等の子どもが、経済的状況に左右されることなく学習機会が充実し、子どもが進学等の将来をイメージした進路選択ができるような環境をつくれます。

主な取組

■こどもの相談の場の確保■

事業名	事業概要	担当課
総合こども家庭センター (こどもの相談)	こどもの相談の場として、総合こども家庭センターにおいて、こどもからの相談を受け付けます。また必要時、関係機関との連携を取り、こどもの最善の利益のため支援をしていきます。	子ども家庭支援課
教育支援センターによる 相談支援	学校及び関係機関との綿密な連携体制を構築し、教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児童生徒等に対し、教育支援センターでの面談や電話相談、学校訪問等の対応を行います。	学校教育課
学校教育相談	市内全ての小・中学校に設置している相談室において、小・中学校に教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し児童生徒の相談支援を行います。さらにスクールカウンセラーの巡回相談を実施することにより小・中学校における相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣をはじめとする人材資源を活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。	学校教育課
適応指導教室	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、教育支援センター、及び公民館において、学習の援助等を行います。本人の様子や状況等に関して、該当校の管理職及び担任等と適応指導担当が情報共有を密に行って社会的自立や学校に復帰することを目指します。	学校教育課 生涯学習課
学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化	相談窓口の可視化や子育て世代包括支援センター等と連携し、利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応し、児童及び保護者の心理的負担軽減の支援を行います。	保育施設課
若者の相談窓口の充実	悩みや不安を抱える若者の相談窓口を明確にし、相談内容に応じて関係機関に繋ぐなど、相談体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課 地域共生推進課

■外国にルーツがあるこどもの支援・体制づくり■

事業名	事業概要	担当課
外国籍等の児童生徒への 日本語学習支援	日本語の指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導員を配置します。	学校教育課
やさしい日本語の推進	外国人が安心してくらす環境の整備として、日常生活において必要な情報をやさしい日本語で発信し、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを整備します。	企画人権課

■学習支援■

事業名	事業概要	担当課
学習支援	教育支援センターや公民館等において生活困窮世帯の小学4年～小学6年生の児童・中学1年～中学3年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	地域共生推進課 生涯学習課 学校教育課

基本方針 2

こどもを守るセーフティネットの強化・支援



市はこれまでも、こどもの権利が保障され、こどもの最善の利益が保障された権利擁護の取り組みを推進してきました。

一方で社会において、核家族の増加に代表される世帯構造の変化や、地域のつながりの希薄化等に伴う、こども・若者の孤独・孤立や、ヤングケアラーの存在が顕在化しています。また、市の児童虐待通報件数は令和5年度（2023年度）に117件にのぼり、コロナ禍以降も新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻らずに、複雑・困難なケースも増加しています。

いじめや虐待、こどもの貧困、こどもが望まない不登校や引きこもり、ヤングケアラーなど、困難な状況におかれるこども・若者も増加しています。

将来を担うすべてのこども・若者の権利を保護し、こども・若者が安全、安心を感じられるまちづくりを推進します。また、事故や犯罪等の危険からこども・若者の命と権利を守るため、あらゆるセーフティネットの強化と支援を講じます。

■基本方針2の成果指標■

指標の内容	目指す状態
和光市はくらしやすい と回答する小中学生の割合	こどもが、安心して くらすことができています。
悩みを相談できる人がいる と回答する小中学生の割合	こどもが、悩みを相談できる人がいる と感じている。
悩みを相談できる人がいる と回答する若者の割合	若者が、悩みを相談できる人がいる と感じている。
学校等とのヤングケアラーについて 情報共有会議を開催した回数	ヤングケアラーを早期に把握する 体制が整っている。

基本施策 2-1 困難を抱えた子どもへの支援

市の課題

- 虐待通報件数はコロナ禍において増加し、いじめや虐待、こどもの貧困、こどもが望まない不登校や引きこもり、ヤングケアラーなど、こどもがおかれている困難な状況は多様化しています。コロナ収束以降も同様な状況が続いています。
- ヤングケアラーの実態把握が難しく、ヤングケアラーの正しい認識の普及と合わせて、早期発見と支援が必要です。
- 虐待を受けているこどもをはじめとする支援対象のこどもの早期発見、適切な支援が必要です。
- こどもが困難を抱えていることに自覚していないことや、プライバシー保護の観点から把握が難しいケースがあります。
- 困難を抱えているこどもが地域から孤立しないような支援体制が必要です。

市民の声



いじめの問題に、もっと取り組んでほしいです。(中学生)

みんなが手をつないで仲良く暮らせるまちになるといいです。(小学生)



小学生のこどもが不登校を経験し、現在は市外のフリースクールに通っています。最も大変だった当時には、教育支援センターやスクールカウンセリングなど利用させていただき助かりました。学校に通えないこどもたちのために、学校の授業へのオンライン参加を認めていただきたいです。(保護者)

こどもだってつらいことがあるので、いつでも相談できる場所がほしいです。
(再掲) (小学生)



施策の方向性

- いじめや引きこもり、不登校、虐待、ヤングケアラー、こどもの貧困など、こどもがおかれる困難な状況を早期に把握し、個々の困難に応じた適切な支援につなげます。
- こどもが抱える様々な事情に関わらず、すべてのこどもの権利が保障されることの周知、啓発を行っていきます。
- 学校や地域と連携したネットワークと支援体制を構築します。
- 困難を抱えているこどもが、自分を守るために自分で行くことができる場所や施設、機関などの情報を提供します。
- 生活困難を抱えるこども・若者自身がこどもの権利を認識し、安心して過ごせる支援を行います。また、支援につながないこども・若者へのアウトリーチ型の支援を行っていきます。
- こどもの貧困解消対策は、地域福祉計画に具体的な取組を定めて推進していきます。

主な取組

■こどもを守る体制づくり■

事業名	事業概要	担当課
要保護児童対策地域協議会	保護・支援を要する児童について、必要な措置・支援を講じます。支援方針については要保護児童対策地域協議会の中で関係機関を交え協議を行います。	子ども家庭支援課
いじめ問題対策連絡協議会	「和光市子供のいじめ防止条例」に基づき、いじめの防止にかかる市と学校、事業者、各関係との連携を図り、早期発見・早期対応に向けての協議を行います。また、いじめを積極的に認知し、解決に向け具体的に対応していくために、学校や保護者、地域への啓発活動に努めます。	学校教育課

■こどもを守る相談支援■

事業名	事業概要	担当課
総合こども家庭センター（こどもの相談）（再掲）	こどもの相談の場として、総合こども家庭センターにおいて、こどもからの相談を受け付けます。また必要時、関係機関との連携をとり、こどもの最善の利益のため支援をしていきます。	子ども家庭支援課
学校教育相談（再掲）	市内全ての小・中学校に設置している相談室において、小・中学校に教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し児童生徒の相談支援を行います。さらにスクールカウンセラーの巡回相談を実施することにより小・中学校における相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣をはじめとする人材資源を活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。	学校教育課

事業名	事業概要	担当課
適応指導教室（再掲）	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、和光市教育支援センター、及び公民館において、学習の援助等を行います。本人の様子や状況等に関して、該当校の管理職及び担任等と適応指導担当が情報共有を密に行って社会的自立や学校に復帰することを目指します。	学校教育課 生涯学習課
学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化（再掲）	相談窓口の可視化や子育て世代包括支援センター等と連携し、利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応し、児童及び保護者の心理的負担軽減の支援を行います。継続的に児童の相談に乗れるように相談内容は記録をし、見守りを続けています。気になる事項があった場合には、適宜速やかに関係機関に情報を提供するなど適切な対応を図ります。今後とも児童自身が相談しやすい関係づくりや環境づくりに引き続き努めていきます。	保育施設課

■こどもを守る支援の充実■

事業名	事業概要	担当課
自殺防止対策	市内小学生等に対し、夏休みの課題として“いのちの標語”の募集を行います。また、毎年9月に「和光市こころの健康づくり月間」、3月に「自殺対策強化月間（国指定）」を広報やSNS等で周知するとともに、3月は市内2箇所の図書館で自殺に特化した図書の配架を依頼します。その他にも学校及び教育委員会と連携して対策を検討します（小中学生向けゲートキーパー養成講座の実施やSOSの出し方教育等の合同開催等）。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行っていきます。	健康支援課 学校教育課
ヤングケアラー支援	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に日常的に行っている児童、いわゆるヤングケアラーについて、早期発見・早期支援を行います。ヤングケアラーの実態把握のための調査を行い、本市におけるヤングケアラーの実情を把握します。必要に応じて、子育て世帯訪問支援事業等を活用し、支援を行ってまいります。	子ども家庭支援課
児童育成支援拠点事業	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要な世帯に、専門性を持った支援員が訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課

事業名	事業概要	担当課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。	子ども家庭支援課
ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。今後は既に実施をしている緊急サポート事業等による夜間、宿泊預かりのほかに、ショートステイ・トワイライトステイ事業として、地域資源、地域人材等の活用による事業の展開を検討していきます。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
一時保育（一時預かり事業）	保護者において、家庭での育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため、一時的に必要な保育を行います。	保育サポート課
こどもが自分を守るための情報提供	困難を抱えているこどもが、自分を守るために自分で行くことができる場所や施設、機関などの情報を提供します。	子ども家庭支援課

■学習支援■

事業名	事業概要	担当課
学習支援（再掲）	教育支援センターや公民館等において生活困窮世帯の小学４年～小学６年生の児童・中学１年～中学３年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	地域共生推進課 生涯学習課 学校教育課

基本施策 2-2 こどもを守る地域づくり

市の課題

- こども・若者を事故や犯罪から命を守る取組が必要です。
- こども・若者の非行防止と自立支援の取り組みが必要です。
- こどもや子育て家庭の意見として、出かけやすい道路や交通環境の整備等が出ています。
- 近年の異常気象などの影響から、こどもが安心して外出できる環境づくりが必要です。
- 大規模災害などの非常時であっても、こどもの権利が守られることが必要です。

市民の声



車と歩行者が完全に分かれていて安全に暮らせる町だといいです。(小学生)

和光市の歩道の幅をもう少し広くしてほしいです。(中学生)



歩道の整備が不十分な箇所があるため、こどもの安全のためにも改善していただきたいです。(保護者)

歩道が狭かったり、でこぼこした道でベビーカーが通りづらい道があるので、改善してほしいです。(妊婦)



こどもや子育て家庭にとって安心して暮らせるまちづくりをしてほしいです。(保護者)

施策の方向性

- 防犯体制の強化や、地域防災対策の充実等を図り、警察や市民団体等の関係機関や地域と協働し、地域社会全体でこどもを守り、育てる意識啓発や環境整備を推進します。
- 学校と地域がこれまで以上に連携し、こども・若者が地域の中で見守られ成長していけるような地域づくりを行います。
- 安全で安心して通行できるように市道を整備するとともに、交通安全施設を整備して交通事故を防止します。
- 異常気象や大規模災害などの災害時においても、こどもの権利が保障された「こどもの居場所」が確保され、家庭や学校における日常的ケアに加え、地域と連携したこどもの未来や挑戦を支える環境づくりを提供します。
- 災害時においても、障害のあるこどもや医療的ケアを必要としたこどもに配慮した支援を行います。

主な取組

■こどもを守る地域づくり■

事業名	事業概要	担当課
学校教育における青少年健全育成の推進	各小・中学校において警察や関係機関と連携し、薬物乱用防止教室と非行防止教室を実施し、啓発を行ってまいります。中学校においては、ネットモラル講演会を行い、企業等から講師を招き、こどもの健全育成を図ります。特にネットモラル講演会では、多様化するネットトラブルの状況を鑑み、内容の見直しを行い、改善を図っていきます	学校教育課
コミュニティ・スクール	コミュニティ・スクールは、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組みです。学校関係者と地域の関係者が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべき子供像について協議を行うなど、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築していきます。	学校教育課
地域学校協働活動	学校、家庭、地域が連携し、協働して教育課題を解決する取組みとして、「地域学校協働本部」を各中学校区にある公民館に設置し、「学校を核とした地域づくり」を進めます。地域学校協働本部は、学校と地域の橋渡し役として活動していきます。 また、コミュニティ・スクールと連携し、学校では「社会に開かれた教育課程」の編成と実施、地域では「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めていきます。	生涯学習課
未成年の喫煙・飲酒防止対策等の推進	全世代対象として、市の各種イベントで喫煙・飲酒に関するポスター、リーフレットを配布します。また、成人式でも飲酒・喫煙に関するリーフレットを配布します。	健康支援課
青少年育成推進委員会 青少年をまもる店	「和光市青少年育成推進委員会」は、地域に青少年育成運動の趣旨を普及し望ましい環境づくりを促進する活動を行います。青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」について青少年をまもる店に協力してもらう。また、青少年育成推進員が訪問し、青少年の購買状況や、地域の様子などの調査を行います。	スポーツ青少年課
民生委員・児童委員	民生委員は、市や関係機関へのパイプ役として、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。 児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどが解決できるよう適切な関係機関へとつなぎます。	地域共生推進課
地区社会福祉協議会	地域住民が自発的に取り組むために設立された自主的な住民組織」として、地域の祭り参加、子育て支援情報発信、学校・保育園の行事参加・連携、挨拶運動、通学路の安全調査協力、地区防災計画の策定、美化活動、夏休みラジオ体操、こども食堂、あいさつ運動など住民参加による活動を通して、日々の暮らしの中にある福祉課題の解決に取り組んでいます。	地域共生推進課

事業名	事業概要	担当課
自主防犯活動支援 (防犯パトロール用品貸与)	防犯パトロール用品を、自主的な防犯活動を行う団体の支援として貸与することで、防犯意識の啓発や犯罪への抑止力の一層の向上を図ります。	危機管理室
防犯マップの作成	地域住民や防犯団体等との協働により現地踏査（フィールドワーク）を実施し、『見守りを実施されている安全な場所』や『注意が必要な危険な場所』など情報を集め、『和光市防犯マップ』を作成して、こどもの見守り活動での活用を促進します。	危機管理室
防犯リーダー養成講座	犯罪の状況やその対策、地域での防犯について理解を深め、地域や学校区域で中心となって防犯活動できる人材を増やすため、市内在住・在勤・在学者を対象に和光市防犯リーダー養成講座を開催します。	危機管理室
青色防犯パトロール	青色防犯パトロールカーの定期運行により市内全域のパトロールを行い、不審者情報等があった際には該当地域を重点的に巡回して注意喚起や犯罪抑止を図ります。	危機管理室
AED の設置	市内公共施設等に AED を設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	各所管課
教育・保育施設等の適切な施設管理	教育・保育設置運営事業者に対し、耐震性を含む安全な施設の確保のために、定期的なメンテナンスや日々の施設の管理等の対応を、引き続き求めてまいります。	保育施設課
公園の安全確保	こどもの安全・安心を確保した公園となるよう、定期的な遊具点検や樹木の剪定等の維持管理を行います。	公園みどり課
安全に通行できる市道の維持管理と整備	安全で安心して通行できるよう、市道における道路拡幅や歩道や車道の設置工事を行うとともに、交通事故防止・抑制となる路面標示やカーブミラーなどの整備を行います。	道路安全課
通学時の安全確保（スクールガードの育成等）	通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダーの活用を行います。通学路の危険箇所を定期的に点検し、学校、関係機関と連携・情報を共有しながら、見守り体制を強化していきます。	学校教育課
交通指導員の配置	登下校において交通指導員の適切な配置を行うとともに、学校を中心とした地域及び保護者を交えた防犯及び交通安全指導体制を構築していきます。	教育総務課
地域住民による公園の見守り体制の整備	公園の魅力を高め、多くの地域住民が公園を利用することによって、自然と見守り体制ができるようにします。また公園利用における課題解消を図ります。	公園みどり課
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）	4 月第 4 水曜日から 10 月第 4 水曜日のうち、原則「熱中症特別警戒アラート」が発表された時に、猛暑から身を守るための避難場所として、市内の公共施設等をクーリングシェルターとして開放します。	健康支援課
まちのクールオアシス	熱中症予防対策のために、夏季外出時（6 月 1 日から 9 月 30 日まで）に市内各公共施設等を「わこうクールオアシス」として、開放します。クーリングシェルターに指定されている施設は、熱中症特別警戒アラートが発表されていない時はクールオアシスとして利用できます。（今後はクーリングシェルターとの一体的な運用を予定しています。）	健康支援課

事業名	事業概要	担当課
デート DV 防止セミナー	若者に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが、男女間における暴力防止に有用であると考えられるため、中学生の生徒を対象に DV 根絶に向けた意識の醸成を目指したセミナーを開催します。	企画人権課
こどもの消費者被害の防止	こどもの消費者被害を防ぐために学校等への消費生活講座・講習会を開催し、学校への注意喚起メールの配信、消費生活カレンダーの配布などの啓発活動を行います。	市民活動推進課

■災害に備える地域づくり■

事業名	事業概要	担当課
避難行動要支援者名簿の作成	「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成し、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護します。	地域共生推進課
福祉避難所の整備	大規模災害発生時に福祉避難所において、障害のあるこども・医療的ケアが必要なこども、妊婦等が安心して避難生活を送ることができる環境を整備します。そのための体制の整備、訓練の実施、備蓄品の確認等を行います。	障害福祉課 保育施設課 地域共生推進課 危機管理室
防災意識の向上に向けた取組の推進	教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、より機動性のある現実的な非常災害対策を図るため、定期的な備蓄品の確認や避難マニュアルの見直し BOSAI フェアや地域防災訓練等の実施等を通じて防災意識の向上を促します。同時に研修等により職員等の危機管理意識の醸成を図ります。	保育施設課 危機管理室
教育・保育施設等に対する避難訓練等	教育・保育施設において、非常時に円滑な対応ができるよう、定期的に引き取り引き渡し訓練等を実施します。	保育サポート課

基本方針 3

こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の 環境づくり

「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもだけでなく、若者も安心して楽しく過ごすことのできる居場所の確保を推進します。

情操教育、社会教育を含めた心身の健やかな健康を支える取組を推進し、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。

また、こどもの成長は家庭が基盤となることから、保護者を含む子育て当事者に対して情報提供や学習機会の提供を行い、こどものより良い成長につなげます。

様々な体験を通じて次世代の担い手を育成し、地域での活動が世代を通じて継続・循環していくくみの構築を図ります。

■基本方針 3 の成果指標■

指標の内容	目指す状態
いごちがいい、安心できる、ここにいたい という場所があると回答する小中学生の割合	こどもが、心から安心していられる 場所があると感じている。
いごちがいい、安心できる、ここにいたい という場所があると回答する若者の割合	若者が、心から安心していられる 場所があると感じている。
今の生活が楽しい と回答する小中学生の割合	こどもが、今の生活を 楽しいと感じている。
児童センター・児童館の 利用児童における中高生の割合	児童館センター・児童館が 中高生の居場所の一つとなっている。

基本施策 3-1 こども・若者の居場所づくり

市の課題

- こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所となり得て、居場所は遊びや体験活動、オンライン空間等多様に存在し、どこを居場所と感じるかは、こども・若者本人が決めることで、居場所は日々変化しやすいため、こどもの意見を聴くことが必要です。
- 多くのこどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながらか他者と関わり育つ大切な居場所の一つであり、一日の大半を過ごす場所として、居場所となっています。
- 小学生の放課後の居場所の一つである学童クラブとわこうっこクラブにおいては、待機児童の解消と児童の交流促進を図ってきました。今後も一層支援の質の向上を目指す必要があります。
- こども・若者が、身近な地域においても、それぞれのライフステージに応じた多様な居場所を持てるよう支援していくことが必要です。
- こどもがボール遊びなど、のびのびと外遊びができる環境が少なくなっています。

市民の声



無料で勉強ができるカフェがほしいです。(中学生)

学校や公園のトイレがきれいになると気持ちがいいです。(中学生)



大きい公園に、バスケットゴールを設置してほしいです。(中学生)

ボールを使える公園を増やしてください。(小学生)



皆で遊べるアスレチックやトランポリンがあるといいです。疲れたら休憩できる場所もあって、夏は水遊びができる、そんな場所があるといいです。(小学生)

和光にもっと大きい図書館があるといいです。家族や友達と一緒に来て沢山の本を読みたいです。(小学生)





長期休暇中や給食のない日にお昼を食べられることも食堂が欲しいです。
和光市の学童は希望すれば昼食の用意が要らず助かりますが、中学年以降になると学童には通いたがなくなります。学童を辞めてしまうと、昼食用意の負担が増してしまいます。（保護者）

Wi-Fi にコンセントがあって、勉強ができる場所がほしいです。また、カフェもあるといいです。（大学生）



施策の方向性

- こども・若者の居場所をつくっていくために、こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを行っていきます。
- こどもの居場所の中には、こども食堂や学習支援、プレーパークのように市民活動団体が担い手となっているものもあるため、それぞれの役割と自主性を踏まえ、市はこうした活動に後方支援や協働していきます。
- こども・若者が身近な地域において居場所を持てるよう、生活の場として支援する学童クラブ、地域の大人が見守るわこうっこクラブや子ども教室、図書館、公民館、児童館、公園、勤労青少年ホーム、勤労福祉センター等の市の施設において、こども・若者の成長に応じて選択ができるよう各種事業の質の充実を図ります。
- 若者の意見からは、Wi-Fi やコンセントが居場所として必要だという声もあり、若者が活動できる場づくりをこども・若者とともに考えてつくっていきます。

主な取組

■ こども・若者の居場所づくり ■

事業名	事業概要	担当課
一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進	放課後児童対策パッケージに基づき、待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、市内の全小学校において、既存施設と一体型施設による学童クラブとわこうっこクラブとの一体的な事業展開をする事業です。学童クラブとわこうっこクラブが連携することで、児童の放課後の居場所、多種多様な体験機会を確保します。	保育施設課 生涯学習課
学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	学童クラブの入所申請ができる児童は、市内の小学校に就学している児童、または市内に住所を有し、市外の小学校へ就学している小学１年生～小学６年生までの児童です。保護者が就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	保育施設課

事業名	事業概要	担当課
わこうっこクラブ・子ども教室（放課後子供教室）	「わこうっこクラブ」は小学校の余裕教室等を活用し、児童が教育活動サポーターの見守りの下、宿題・自主学習・室内遊び・外遊び等をして放課後等を安全に過ごす居場所を提供する事業です。地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「子ども教室」をわこうっこクラブで定期的に開催しています。	生涯学習課
児童センター・児童館（再掲）	児童に対しスポーツイベント、農業体験、工作活動等を通じた運動と学習体験の場等健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を設置、運営しています。幅広い年齢が参加できる季節ごとのお祭りや多様なイベントを開催する機会を提供して四季を感じ、自然のサイクルを実感できるように工夫しています。	保育施設課
図書館・公民館	公民館ロビー等をこどもたちの勉強や遊びのスペースとして提供します。図書館本館・図書館下新倉分館においては、会議室が空いている土日を、中高生の試験前に開放しています。また、図書館、公民館図書室において、こどもたちが図書に触れる機会を提供します。	生涯学習課
総合体育館・アーバンアーク公園	児童・生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催するなど、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業開催を検討します。	スポーツ青少年課
広沢複合施設の運営	指定管理者と連携し、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として利活用を促進します。また、複合施設としての利点を生かし、児童センターにおいて、こども・若者がイベント等の企画運営に参画する機会を推進し、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施します。	資産戦略課 スポーツ青少年課 健康支援課 障害福祉課 保育施設課
地域の公園の整備	各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新等の実施により、こどもの遊び場としての定着を図ります。	公園みどり課
プレーパーク事業	地域団体等と協働し、公園や児童センター・児童館等において、こどもの自由な発想による遊びを通じて、こどもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施します。木登りやたき火・水遊びなど、こどもが自由に遊ぶことができます。また、広沢複合施設内のぼうけん広場でもプレーパークを常設し、こどもの遊び場を提供しています。実施エリアの均衡を踏まえた公園等の活用により事業の充実を図り、市民に対する認知度の向上と定着化を図ります。	保育施設課
勤労福祉センター・勤労青少年ホーム	勤労福祉センターや勤労青少年ホームでは、趣味、教養、就職に役立つスキル等に関する講座などの事業を開催します。 勤労福祉センターでは、フィットネスバイクやトランポリン、卓球台を設置したアスレチックルームを無料開放し、誰でも気軽に利用できる運動環境を整えていきます。 また、両施設は事前に利用登録をすることでサークルや地域活動の場所として活用を推進していきます。	産業支援課

事業名	事業概要	担当課
和光こどもの居場所会議	こどもの居場所づくりを行っている地域団体や NPO 法人等や社会福祉協議会等と協働で、こどもの居場所づくりを進めていきます。	子ども家庭支援課
コミュニティ・スクール (再掲)	学校課題の解決のために保護者や地域が参画し、それぞれの立場でこどもの成長を支援する体制であり、コミュニティ・スクールにおいて、こどもの居場所を地域と連携して支えています。	学校教育課
地域学校協働活動（再掲）	学校、家庭、地域が連携し、協働して教育課題を解決する取り組みとして、「地域学校協働本部」を各中学校区にある公民館に設置し、こどもの居場所を地域と連携して支えています。	生涯学習課
子育て活動推進事業費補助金	子育て活動支援を行っている団体の事業について、審査の上、補助を行います。	子ども家庭支援課

基本施策 3-2 こどもの自主性と社会性を育む環境整備

市の課題

- 自由な発想による外遊びを通じて、こどもの創造力、社会性、発達を促す外遊びの機会の提供が必要です。
- 自然環境が減少し、こどもが自然体験を行う機会が減り、自然の中での多様な遊びや体験をする機会がなくなっています。
- こどもの多様な経験と自己肯定感の向上には、こどもが幼少期からスポーツや文化に親しむことが重要です。
- 自然体験、社会体験、文化的体験は、こどもの発達や社会性に影響することから、多様な体験機会の創出が必要です。

市民の声

地域の方と交流する機会（保育園、幼稚園、学校などで地域の方と協力して何かするイベントなど）がもっとあれば、ぜひ参加してみたいです。（保護者）



施策の方向性

- こどもたちが身近な場所で多様な体験ができるよう、こどもの居場所の一つである図書館、公民館、児童館等で体験活動や学習機会の提供を行っていきます。
- 親子や多世代で参加できるスポーツイベントの実施や、スポーツに参加できる機会の充実を図ります。
- こどもの権利保障や人権問題など、こどもの権利を学ぶ機会をつくれます。
- こどもや若者の自主性や社会性を育むために、市の事業や地域において体験活動や学習機会の充実を図ります。

主な取組

■外遊び■

事業名	事業概要	担当課
プレーパーク事業（再掲）	地域団体等と協働し、公園や児童センター・児童館等において、こどもの自由な発想による遊びを通じて、こどもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施します。木登りやたき火・水遊びなど、こどもが自由に遊ぶことができます。また、広沢複合施設内のぼうけん広場でもプレーパークを常設し、こどもの遊び場を提供しています。実施エリアの均衡を踏まえた公園等の活用により事業の充実を図り、市民に対する認知度の向上と定着化を図ります。	保育施設課
あそぼう会	保育園の園庭を開放し、日常の保育を通じて子育て家庭への支援を図るほか、保護者同士の交流などを行います。子育て家庭に対して保育の様子を見学する機会や遊び場を提供するとともに、保育士が専門家として、子育てに関する相談や助言等、必要な支援を行います。	保育サポート課

■自然体験■

事業名	事業概要	担当課
夏休みジャブジャブ大会	こどもたちに自然の大切さや生物の力強さなどに興味を持ってもらうため、地域の河川においてこども向け自然観察会（生物調査）を実施しています。	環境課
観光農園推進事業	市民の農業への理解を醸成させるため、農業者や農地とじかに触れ合えるじゃがいも、トウモロコシの収穫体験を実施します。参加者の9割程が親子で参加しています。	産業支援課

■社会体験■

事業名	事業概要	担当課
生涯学習機会の提供	市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施します。 公民館において、こども向けの講座や教室を実施します。また、小中学校の長期休業期間に合わせて自習室を開放し、こどもたちに勉強の機会を提供します。今後も講座等参加者へのアンケート実施によりニーズを把握し、それぞれの公民館の地域特性を活かした参加型・体験型の魅力ある講座等を企画します。	生涯学習課
清掃センター施設見学	市内小学4年生を対象とした、清掃センター施設見学を通して、地球環境保護及びリサイクル推進についての意識啓発を行うものです。	環境課
省エネコンテスト	家庭での地球温暖化対策として、日常生活で省エネルギーを意識し実践することを目的に、市内小学4年生を対象に省エネルギーチェックブックに取り組んでもらい、顕著な取組成果を得た児童を表彰します。	環境課

事業名	事業概要	担当課
職業体験	中学校で、勤労の尊さや生産することの喜びを体得するため、各事業所における職場体験や、多様な職種の方を招いての講演を行います。職業の体験活動の機会が確保できるよう、事業所等への働きかけを行います。	学校教育課
全国「水道週間」における南浄水場の施設見学	こどもの水と水道に関する理解を深めるため、毎年水道週間事業の一環として、市内小学4年生や一般市民を対象に南浄水場施設見学を実施しています。内容は、浄水場施設内の見学の他、上総掘り等井戸の見学及び体験等を行っています。	水道施設課
平和に関する講演会	中学生及び市内在住・在学生を対象に日常生活の中で平和を感じながら、世界の現状に目を向け、戦争の悲惨さや平和の尊さを知り、平和なまちであり続けるために、何ができるか考えるきっかけを作るための講座を開催します。	企画人権課

■スポーツ・文化体験■

事業名	事業概要	担当課
図書館でのこども向け事業	図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんと楽しむ絵本とわらべうた、赤ちゃんタイム、絵本とおはなしの会、こどもの科学、ぶっくわーんど、ワンダークラブなど、乳幼児期から本と接する機会を作るとともに、ビブリオバトル、YA講座など、中高生参加事業も実施します。毎年度事業計画を検討し、各種事業を実施していきます。	生涯学習課
総合体育館・アーバンアクア公園（再掲）	児童・生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催するなど、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業開催を検討します。	スポーツ青少年課
青少年健全育成事業	青少年育成和光市民会議において、夏季スポーツ大会やたこあげ大会、青少年健全育成作文発表会・表彰式等、こどもたちが親や地域の方、友人と交流を図るイベントを実施します。	スポーツ青少年課
青少年相談員協議会事業	青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学1年生～小学6年生を対象に、学年や学校の異なる多様な仲間達と共に過ごし、様々な体験活動の機会を提供します。	スポーツ青少年課
親子でできるプログラムの充実	より多くの親子にスポーツに対して関心を抱いていただけるように、親子を対象としたプログラムの拡充を図ります。	スポーツ青少年課

■人権学習■

事業名	事業概要	担当課
人権教室	小学生を対象に様々な人権問題についてこどもたちと一緒に考えることを目的に人権教室を実施します。	企画人権課

■こどもの育ちの支援■

事業名	事業概要	担当課
子育て活動推進事業費補助金（再掲）	子育て活動支援を行っている団体の事業について、審査の上、補助を行います。今後より効果的な補助事業としていくため、見直しを検討していきます。	子ども家庭支援課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用できます。和光市では令和8年度からの実施に向けて準備をしています。	保育サポート課 子ども家庭支援課

基本施策 3-3 こどもの心と体を育む健康づくり

市の課題

- 心と体、性について正しい知識を得ることができるよう情報の周知啓発を図っていく必要があります。
- 自分自身の健康を管理して、健康的な生活習慣を身につけることが、健康を維持するだけでなく、よりすてきな人生をおくることにつながります。
- こどもの睡眠時間は、小学生が9-12時間、中学・高校生が8-10時間を確保することが推奨されていますが、小中学生へのアンケート調査結果からは、就寝時間が午後10時台が最も多く（33%）、午後11時以降が全体の30%以上いる結果となっていることから、こどもの睡眠不足が多い傾向にあります。
- 成人期における生活習慣病等の増加から、こども期からの「食」への関心・理解を深めることが必要です。
- こども・若者の自殺者の増加が社会問題化されています。

市民の声



ジェンダーレスな社会にしてほしいです。（小学生）



施策の方向性

- 思春期の世代が自分のからだや性の悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利について正しい知識を持つため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※2}の理解を図ります。
- 男女が妊娠についての正しい知識を持ち、自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケア^{※3}の推進を図ります。
- 心と体と健康の正しい知識を持ち、自分を主体的に守ることができるようなこどもの健康づくりを推進し、自殺防止対策の取り組みを実施します。
- 食に関する知識の普及啓発を行うため、保育所・認定こども園・幼稚園や学校等において、こどもや保護者に対して「食」への関心・理解を深める事業を実施し、こどもの将来につながる健康の基礎づくりの取り組みを進めます。

² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指すとされ、リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている。

³ プレコンセプションケア：女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

■こどもの心と体の健康づくり■

事業名	事業概要	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての意識啓発	あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。また、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防などに関する知識を確実に身につけること、生命の尊重や相手を思いやることなど教育の充実を図ります。	企画人権課 学校教育課
プレコンセプションケア	広い意味でのプレコンセプションケアとして、男女ともに若いうちから正しい知識を持ち、自分の心身の健康管理を行えるようホームページ等での健康づくり啓発を実施するとともに、対象者ががん検診等各種健(検)診の受診勧奨を行います。 また、母子保健の一環として、妊娠前に母親の健康を確認し、必要な予防接種や栄養補給、生活習慣の改善などを行うことで、健康な妊娠と出産をサポートします。妊婦健診費用の助成や栄養指導、生活習慣の改善に向けた指導等を行います。 学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	健康支援課 ネウボラ課 学校教育課
自殺防止対策（再掲）	市内小学生等に対し、夏休みの課題として“いのちの標語”の募集を行います。また、毎年9月に「和光市こころの健康づくり月間」、3月に「自殺対策強化月間（国指定）」を広報やSNS等で周知するとともに、3月は市内2箇所の図書館で自殺に特化した図書の配架を依頼します。その他にも学校及び教育委員会と連携して対策を検討します(小中学生向けゲートキーパー養成講座の実施やSOSの出し方教育等の合同開催等)。また市職員や相談員の研修を実施します。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行っていきます。	健康支援課 学校教育課

■「食育」による健康づくり■

事業名	事業概要	担当課
保育園等における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	保育施設に入所しているこどもに対し、日々の給食提供や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援するとともに、保育施設の取組を通じて保護者支援を行います。	保育サポート課
学校教育における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会や地産地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」の国民運動の実施（啓発活動等）などによりこどもや保護者への食育に関する支援の充実を図ります。	学校教育課
栄養マネジメント	管理栄養士により、支援・配慮を要する児童及びその保護者に対し栄養指導計画を作成し、栄養指導及び調理支援を行います。	子ども家庭支援課
わこうおとどけ健康フェア	健康増進センターでの年1回の「健康フェア」の実施から、他部署や民間企業、食育コンソーシアムとコラボする「わこうおとどけ健康フェア」へ実施形態を変更し、こどもの健康づくりの趣旨	健康支援課

事業名	事業概要	担当課
	普及を図ります。あわせてヘルスサポーターの協力を仰ぎ、多世代間の交流を図ります。	

事業名	事業概要	担当課
食育推進事業	食育推進コンソーシアムの取組として、第三次和光市食育推進計画の基本方針「生涯を支える健康づくり（ライフコースアプローチ）の観点を取り入れた食育推進」に基づき、保護者とそのこどもに対して食育講座・イベント等を実施し、食習慣の基礎や食べる機能の発達、味覚形成に大きく影響する子育て家庭に対し、食の助言・支援を行い、将来的な健康の基盤づくりの取組を進めます。地産地消や伝統的食文化の継承、栄養バランス等の食育講座等を開催します。	健康支援課
公民館での食に関する取組	公民館において、親子料理教室等の食に関する取組を行います。今後とも多くの親子に参加してもらうため、市民ニーズの把握、開催時期の検討、PR の工夫を行います。	生涯学習課
友好都市「十日町産魚沼コシヒカリ」の給食使用	児童生徒に豊かな食を提供し、友好都市への理解を深めるため、毎年 10 月から新潟県十日町市のお米を可能な範囲で数回程度市内小中学校の給食で使用します。	学校教育課
みどりの学校ファームによる栽培体験活動	生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけることを狙いとして、心身ともに発育段階にある児童や生徒が農業体験活動を実施し、植え付けから収穫までの複数の生育過程を学びます。今後とも農業者や地域住民の協力を得ながら、望ましい勤労観や職業観を育成し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置付けます。	学校教育課

基本方針 4

安心・安全な 妊娠・出産・子育て支援の推進

～わこう版ネウボラの充実～

アンケート調査結果によると、およそ1割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」としています。子育ての負担感や孤立感の解消・軽減を目指し、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、これまで行ってきた「わこう版ネウボラ」をさらに推進し、出産前から子育て期に至るまでの総合的な伴走型相談支援体制の充実を図ります。

市は、令和7年度（2025年度）に和光市総合こども家庭センターを開設します。和光市総合こども家庭センターは、子育て家庭に対する包括的な支援体制の中心となり、医療・保健・福祉・教育等との有機的な連携体制を確立し、妊娠婦、子育て家庭、こどもへの必要な支援を行います。特に困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、個別支援計画の策定することにより、切れ目のない支援を行います。

また、障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども、配慮を要するこどものいる家庭等の多様なニーズを適切に把握し、必要に応じた支援を届けられるよう、サポート体制の充実を図ります。

■基本方針4の成果指標■

指標の内容	目指す状態
子育てを楽しんでいると感じる人が多い と回答する保護者の割合	保護者が、子育てを楽しんでいる。
子育てについて相談できる人がいない と回答する割合	保護者が、安心して 子育てについて相談できる人がいる。
和光市は子育てしやすいところだ と回答する保護者の割合	保護者が、安心して子育てができている。
乳幼児健康診査の未受診率	こどもが健やかに成長できている。

基本施策 4-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

市の課題

- 市内に出産できる施設が1か所であり、市外の出産も多いため、周辺自治体の医療機関との情報連携が必要です。
- コロナ禍を経て、友人とのつながりやコミュニティの希薄化が追い打ちをかけ、妊婦や子育て家庭の相談先は配偶者やパートナー、家族や親族が多く、孤立化が危惧されます。特に0歳児を育てる家庭は孤立化しやすいことから、見守りや孤立防止に向けた取り組みを強化する必要があります。
- 出産年齢の高齢化や、妊娠・出産や子育ての孤立化に対するサポートのための産後ケア事業は、必要としている人が多く、必要とする理由も多様なため、量の確保とサービス内容の検討が必要です。
- アンケート結果からは、妊娠期や子育て家庭の保護者から、各施設でのイベント周知のデジタル化、相談のオンライン化や、各種手続きのオンライン化が望まれています。

市民の声



産院が少ないため母親の出産後を医療的な面で相談できる先がないことが課題だと感じています。(保護者)

プレパパママ学級を予約しましたが、電話での予約が必要で、平日は仕事がある中で予約するのは難しいと感じました。予約等がオンラインで完結できるようにしていただきたいです。(妊婦)



インターネットやSNSで情報があふれていて、正しい情報が分からなく困っています。相談できる子育て世代包括支援センターで聞くこともできますが、保活についてなど気軽に相談できるコミュニティがあればいいと思います。(妊婦)



子育ての相談などを利用しますが、2ヶ月先の予約しかとれないので、すぐに相談したいときに不便です。早く相談できる場所、窓口を増やしてほしいです。(保護者)

心の不調がある時に相談できる場所を知りたいです。それから、親が体調不良でこどもの面倒をみるのがつらいときに、預けられる場所があると助かります。(保護者)



施策の方向性

- 妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない伴走型支援を行い、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう「わこう版ネウボラ」をさらに拡充し、令和9年度（2027年度）に市の子育て世代包括支援センターの一部を母子保健とこども福祉の機能を併せ持った「（仮称）地域こども家庭センター」に移行します。
- 妊娠期から子育て期の全ての保護者が、いつでもどこでも気軽に情報を得ることができるデジタル化・オンライン化の環境を整え、必要な支援が必要な人に届くようなプッシュ型の子育ての情報提供に取り組んでいきます。また、各種申請手続きや相談支援をオンライン化するなど、利便性の向上を図ります。

主な取組

■妊娠期からの切れ目のない伴走型支援■

事業名	事業概要	担当課
総合こども家庭センター	保健師等を配置し、母子保健とこども福祉の機能を併せ持った中核的な支援を一体的に実施します。また、妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援として、母子健康手帳の交付や妊産婦及びその家族へ面談、継続的な情報発信等を行います。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
乳幼児発育発達における各種相談事業	令和8年度までは、子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行います。（母子保健ケアマネジャーのいるセンターは母子健康手帳も交付します） 令和9年度からは、（仮称）地域こども家庭センターに移行し、母子保健とこども福祉の機能を併せ持った一体的な支援を実施します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
産前・産後サポート事業	市内の子育て世代包括支援センター等において、保健師や助産師等が、産前の「プレパパママ教室」や産後の「新米ママ学級」、「赤ちゃん教室」などの集団を対象とした子育て講座を子育て家庭の孤立の予防、親育ち支援のため継続して定期的を実施します。 また、オンラインによる参加も推進します。	ネウボラ課
妊婦のための支援給付	相談支援事業と連携して、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援として「妊婦のための支援給付金」を支給します。	ネウボラ課
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	母体の状況や乳児の発育等、出産後の課題を把握するために助産師又は保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境などの確認を行い、相談・助言その他の支援を行います。必要な場合は早期介入し、支援へ繋がります。また児童虐待の予防につなげます。	ネウボラ課

事業名	事業概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	生後 57 日から小学生までのこどものいる家庭において、子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と手助けできる人（協会員）による、地域における相互援助活動を実施します。	ネウボラ課
産前産後（家事）サポート事業	妊娠期から産後 56 日目までのこどものいる家庭において、家事や乳児のお世話をサポートする相互援助活動を実施し、育児負担の軽減を図ります。	ネウボラ課
緊急サポート・センター事業	生後 57 日から小学生までのこどもについて、病児や病後児、緊急時や宿泊を伴う預かりを実施します。地域互助により育児負担の軽減を図ります。	ネウボラ課
ホームスタート（家庭訪問型子育て支援事業）	研修を受けた地域の子育て経験者が家庭訪問等をし、「傾聴」と「協働」により、育児不安の軽減を図ります。	ネウボラ課
地域子育て支援拠点事業	令和 8 年度までは、子育て世代包括支援センターにおいて、地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流を支援します。 また、産前産後サポート事業（子育て講座）も各拠点にて定期的 に実施します。 令和 9 年度からは、（仮称）地域こども家庭センター等において実施します。	ネウボラ課
児童センター・児童館	幼児サークルや親子製作などの親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者同士の交流を促進する事業や保護者のリフレッシュのためのイベントなど、様々なイベントに取り組んでいます。併せて必要に応じて子育て世代包括支援センター等と連携する相談機能を備えた事業の充実を図ります。	保育施設課

■ 母子保健事業と予防接種事業 ■

事業名	事業概要	担当課
母子健康手帳の交付	令和 8 年度までは、ネウボラ課と母子保健ケアマネジャーを配置している子育て世代包括支援センターにおいて交付します。 同時に、生活状況を伺うアンケートを実施し、妊婦健康診査等の説明を行い、妊娠子育て期の過ごし方などを一緒に確認します。 令和 9 年度からは、ネウボラ課と（仮称）地域こども家庭センターにおいて実施します。また、母子保健手帳のデジタル化及びオンライン化、プッシュ型通知の運用について検討してまいります。	ネウボラ課
妊婦健康診査助成	母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。医療機関と連携し、必要な方へは早期介入し、支援へ繋がります。妊婦が受診しやすい環境を整えるため、助成内容について適宜見直します。	ネウボラ課

事業名	事業概要	担当課
産前・産後ケア事業	妊娠期から退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポートとして、産後ケア訪問、ショートステイ（日帰り・宿泊）、デイケアを実施する。	ネウボラ課
乳幼児健康診査（1 か月・4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・3 歳 4 か月・5 歳）	出産後から就学前までの切れ目のない乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図り、同時に発育発達のスクリーニングの精度を高めます。1 か月児健康診査においては個別健診とし、それ以外の健康診査は原則集合健診として、各種教室（離乳食教室、歯磨き教室、フッ素塗布等）を実施しています。 また、特別な理由のある場合は個別医療機関での健康診査が受けられます。（要相談）	ネウボラ課
子育てサポート相談（乳幼児健診時）	心理士と連携を図り、子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による相談・助言を行い、子育ての不安に寄り添います。	ネウボラ課
栄養教室（乳幼児健診時）	乳幼児健康診査時、管理栄養士による離乳食教室や、幼児食に関する教室や相談を実施します。	ネウボラ課
むし歯予防教室（乳幼児健診時）	乳幼児健康診査時、歯科衛生士によるむし歯を予防するための教室を実施します。	ネウボラ課
乳児相談	地域子育て支援拠点において乳児の身体計測を行い、月齢に合わせた保健指導を栄養士・保健師・助産師等が行い、育児や離乳食等の相談をつうじて乳児の健やかな成長を支援します。	ネウボラ課
乳幼児発育発達における各種相談事業	発育発達に課題を持つ乳幼児に対し、小児科医による「2～4 か月児発育発達相談、言語聴覚士による「ことばの相談」、心理士による「なかよし相談」「心理相談」、小児神経科医による「すくすく相談」を実施します。	ネウボラ課
乳幼児健診後の経過観察教室	発達の課題を抱える児童の経過観察及び親子支援として、1 歳 6 か月児健診後に「たんばば教室」、5 歳児健診後に「ひまわり教室」を実施します。	ネウボラ課
こどもの食事と栄養相談	親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施します。	健康支援課
予防接種事業	被接種者（生後 2 か月から 20 歳まで）が医療機関で予防接種ができるよう、接種時期が近づいたら接種勧奨通知を自宅に送付（外国人の方には、必要に応じ外国語版の予診票を送付）します。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談を電話・来所にて実施します。里帰り等で県外に滞在する方が県外で予防接種を実施できるよう、希望者の申請に基づき、依頼書を発行、償還払いを実施します。新規追加された定期予防接種の周知を行い、接種率の低い予防接種について、個別通知や行事等での周知を強化します。	健康支援課

事業名	事業概要	担当課
プレコンセプションケア (再掲)	広い意味でのプレコンセプションケアとして、男女ともに若いうちから正しい知識を持ち、自分の心身の健康管理を行えるようホームページ等での健康づくり啓発を実施するとともに、対象者のがん検診等各種健(検)診の受診勧奨を行います。 また、母子保健の一環として、妊娠前に母親の健康を確認し、必要な予防接種や栄養補給、生活習慣の改善などを行うことで、健康な妊娠と出産をサポートします。妊婦健診費用の助成や栄養指導、生活習慣の改善に向けた指導等を行います。 学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	健康支援課 ネウボラ課 学校教育課

■家庭支援事業■

事業名	事業概要	担当課
児童育成支援拠点事業 (再掲)	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業(再掲)	児童の養育について支援が必要な世帯に、専門性を持った支援員が訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課
親子関係形成支援事業 (再掲)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。	子ども家庭支援課
ショートステイ・トワイライトステイ(子育て短期支援事業)(再掲)	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。今後は既に実施をしている緊急サポート事業等による夜間、宿泊預かりのほかに、ショートステイ・トワイライトステイ事業として、地域資源、地域人材等の活用による事業の展開を検討していきます。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
一時保育(一時預かり事業)(再掲)	保護者において、家庭での育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため、一時的に必要な保育を行います。	保育サポート課

基本施策 4-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

市の課題

- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども等の配慮を要するこどものいる家庭等、支援ニーズが多様化しています。
- こどもの発達に関する相談件数は増加しており、児童発達支援センターを中核とした相談等の支援機能の充実が求められています。
- ひとり親家庭は子育てと生計の役割をひとりで担っているケースが多く、子育てと就労のバランスに大きな負担がかかるため、生活を支えるサービスが必要です。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月施行）が制定され、医療的ケアが必要なこどもがいる家庭への支援の充実が求められています。
- 外国につながりがある家庭は、ことばが通じず、孤立しやすいことから、必要な情報を得ることができる環境づくりが必要です。
- こどもの貧困の背景には様々な社会的要因があることから、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であり、こどもの貧困対策と貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

市民の声

医療的ケアが必要なこどもの預かり先がなくとても困っています。和光市には支援学校はあるのに、放課後デイサービスはほぼありません。もっと障害のあるこどもに優しい支援やサービスを充実させてほしいです。（保護者）

発達障害のあるこどもとその家族にとっても過ごしやすい環境にしてほしいです。（保護者）



外国人にとって、英語でのサポートがもっとあればいいと思います。特に、こどものことについて聞きたいとき、家庭にも来てくれる翻訳者がいてくれると嬉しいです。（外国人保護者）

施策の方向性

- 和光市総合こども家庭センターでは一体的な運営と関係機関等と連携により、多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させ、安心してくらせるよう包括的な相談支援体制の強化を図ります。
- 医療的ケアが必要なこども及びその家庭にとっては、こどもと一緒に移動することが難しいこともあるため、オンラインを活用した相談支援の充実や、アウトリーチ型の支援を強化します。
- 外国につながりがある家庭への支援として、多言語化や、やさしい日本語化により必要な情報を得ることができる環境づくりを推進します。
- こどもの貧困解消対策は、地域福祉計画に具体的な取組を定めて推進していきます。(再掲)

主な取組

■安心して医療にかかる取組■

事業名	事業概要	担当課
子ども医療費助成費助成	出生又は転入日から 18 歳の年度末(高校生年代)までのこどもにかかる医療費を助成します。	ネウボラ課
ひとり親家庭等医療費助成	出生又は転入日から 18 歳の年度末(高校生年代)までのひとり親家庭等の親子にかかる医療費を助成します。(所得制限あり)	ネウボラ課
早期不妊・不育症検査費助成・不妊治療費助成	早期不妊・不育症検査費及び不妊治療費の一部を助成します。	ネウボラ課
未熟児養育医療費助成	身体の発育が未熟のまま生まれ、指定養育医療機関での入院養育が必要な乳児に対して、医療費を助成します。	ネウボラ課

■ひとり親家庭等への支援■

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭等への支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。	ネウボラ課
面会交流・養育費	離婚後の親子の絆のために、養育費や親子交流についての支援の充実を図ります。	ネウボラ課
自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、雇用保険制度の教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部として「自立支援教育訓練給付金」を、資格を取得するための養成機関に就学する場合、生活の負担軽減として「高等職業訓練促進給付金」を支給します。	ネウボラ課

■障害のあるこどもがいる家庭への支援■

事業名	事業概要	担当課
児童発達支援施策推進協議会	障害のあるもしくは発達に気になるこどもが、最善の利益を保障され日常生活を送ることができるよう児童発達支援センター、すこやかかわこうおやこサポートクリニック等の関係機関との連携を図りながら、児童発達支援に関する施策等を検討し、推進していきます。	子ども家庭支援課
児童発達支援センターを中核とした支援体制	児童発達支援センターやまぼうしでは、地域における中核的役割を担い、多職種連携による支援体制を構築しています。こどもの育ちの保障、家族の不安解消及び地域における障害のあるこどもや発達に気になるこどもに対する支援の質の向上等に取り組みます。	障害福祉課
障害のあるこどもへの支援	障害のあるこどもへの支援は児童福祉法に定める障害児福祉計画を包含した和光市障害福祉計画に基づき、各種事業を展開します。具体的には、手帳交付、手当・医療費の案内・手続きのほか、必要な障害福祉サービスの調整、支援などを行います。また、障害児の成長に合わせて障害福祉サービスの見直しを行い、障害のあるこどもが真に必要なとする障害福祉サービスを利用できるように支援を行います。	障害福祉課
障害のあるこどもの保育	障害のあるこどもの保育を担う人材の確保とともに研修等による人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。共に集団生活を送ることにより、双方の心身の健全な成長発達が促進され、健やかに育ち行くよう、一人一人の状況に配慮し保育を実施します。	保育サポート課

■医療的ケアが必要なこどもがいる家庭への支援■

事業名	事業概要	担当課
医療的ケア児等支援協議会	医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関とのネットワークにより必要な支援体制の仕組みづくり、支援サービスのあり方等を協議し、医療的ケアが必要なこども及びその家庭が地域において支障なく日常生活が送れるよう支援の充実を図ります。	子ども家庭支援課
医療的ケアが必要なこどもへの支援	疾患や障害を持って生まれてきた乳幼児やその家庭の孤立化を防ぐため交流の場として、「クローバーグループ」を開催し、遊びを通じて児の成長を促していきます。また、医療的ケアのあるこどもやその保護者の交流の場として、「にじいろの会」を開催します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
医療的ケアが必要なこどもの保育	みなみ保育園（公設保育施設）において、こどもの必要とする医療的ケアを実施し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課 保育施設課

■外国につながりがある家庭への支援■

事業名	事業概要	担当課
多言語表記の推進	言語や文化の違いにより生じる生活課題について、家庭に必要な情報を提供するため、各種申請等について、英語版の申請書を用意します。外国語対応が必要な家庭には、窓口及び乳幼児健診等の事業に参加する際に、職員により対応します。	ネウボラ課 保育施設課 保育サポート課
やさしい日本語の推進 (再掲)	外国人が安心して暮らせる環境の整備として、日常生活において必要な情報を、多言語やさしい日本語で発信し、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを整備します。	企画人権課

基本方針 5

子育て家庭を支える

教育・保育サービス等の充実

コロナ禍を経て、テレワークの普及などにより働き方も多様化しています。

変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した教育・保育サービス等の提供が求められています。

また、共働き家庭が増加し、結婚・出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要です。配偶者やパートナーと共に働き、共に育てる機運を醸成し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進していく必要があります。

■基本方針 5 の成果指標■

指標の内容	目指す状態
和光市は子育てしやすいところだ、 と思う保護者の割合（再掲）	保護者が、安心して子育てができている。
民間保育施設等における 1 施設あたりの平均 指摘件数	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。
園生活において、こどもが大切にされている と回答する保護者の割合	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。

基本施策 5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

市の課題

- 地域との関係性が希薄になり、これまで地域のつながりの中で得てきた子育ての方法や知識が得られず、子育て家庭の孤立化が進んでいます。
- 保護者の子育てへの学びの意欲は高まっており、オンラインの活用など様々な方法で保護者が学べる機会を充実させていく必要があります。
- 育児負担が依然として女性に集中している実態があり、母親と父親が一緒に子育てをする意識を高め、父親の子育てへの参画をより高めていく必要があります。
- 社会情勢や家庭環境により、こどもが時間を拘束され、主体的に遊ぶことや好きなことができない実態があるため、家庭を含む社会全体でこどもの権利保障を考えていく必要があります。

市民の声



男性の育児に対する当事者意識が低いため、当事者意識を持たせるような場が必要だと感じます。(保護者)

子育てについて気軽に聞ける場所や情報交換ができるコミュニティがあればと思います。(妊婦)



施策の方向性

- 乳幼児期の教育・保育の現場が質の維持・向上を図るとともに、子育てに悩む家庭におけるこどもとの関わり方などこどもの育ちに必要な家庭での育児に関する助言を行います。
- 父親の子育てへの意識を早期より醸成し、母親も父親も一緒に子育てを楽しむ子育て力の向上を図ります。
- 乳幼児期からのこどもの発達や学びの連続性を重視し、意欲や自尊感情を高める取組を推進しながら、主体的で対話的な深い学びを目指す学校教育へと連携し、「こどもまんなか」のこどもの育ちと子育ての質の確保・向上を図ります。
- こどもが社会に羽ばたき生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学びに向かう力や豊かな人間性などの生きる力を身につける必要があります。特に、生活や遊びを通して行われる総合的な教育・保育により自己肯定感を育み、主体的・意欲的に関わられるような環境を整えることが重要です。民間保育施設等へは、毎年指導検査を実施し、保育の質の向上に努めます。

主な取組

■家庭における子育て力の向上■

事業名	事業概要	担当課
産前・産後サポート事業 (再掲)	市内の子育て世代包括支援センター等において、保健師や助産師等が、産前のプレパパママ教室や産後の新米ママ学級、赤ちゃん教室などの集団を対象とした子育て講座を子育て家庭の孤立の予防、親育ち支援のため継続して定期的実施します。 また、オンラインによる参加も推進します。	ネウボラ課
児童センター・児童館 ※再掲	幼児サークルや親子製作などの親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者同士の交流を促進する事業や保護者のリフレッシュのためのイベントなど、様々なイベントに取り組んでいます。併せて地域の子育て相談機関として、相談機能の充実を図っていきます。	保育施設課

■こどもの育ちの確保■

事業名	事業概要	担当課
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業) (再掲)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用できます。和光市では令和8年度からの実施に向けて準備をしています。	保育サポート課 子ども家庭支援課
幼・保・小連絡協議会	幼稚園・認定こども園・保育園及び小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼稚園・認定こども園・保育園及び小学校の各児童との交流及び職員間の交流、保育課程・教育課程の編成及び支援・指導方法についての交流等を行います。こどもの実態に応じた接続期プログラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）となるように、内容の見直しを行いながら、効果的な活用を図ります。	学校教育課 保育サポート課

■教育・保育の質の確保■

事業名	事業概要	担当課
保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	市内保育施設間の知識・技術の共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設の巡回支援や、保育の質の向上のための研修や教材の研究、更には在園児以外のこども・家庭に対する事業の検討などを行います。	保育サポート課
子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上	県や関係機関の実施する研修の受講を推進し、支援者一人一人のスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携による質の向上に努めます。	ネウボラ課 子ども家庭支援課

事業名	事業概要	担当課
保育士等に対する研修	保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施します。また、令和6年度に策定した和光市保育の質のガイドラインを活用し、保育施設、子育て家庭に対し、自己肯定感を育むこどもの育ちについての意識啓発を行います。	保育サポート課
放課後児童支援員認定資格研修	埼玉県が主催する放課後児童支援員認定資格研修は、学童クラブで働く職員にとって重要な資格を取得するための研修です。学童クラブにおいて1支援単位に2名、最低限としては必ず1名は同研修の資格所持者を配置しなければならないという資格であるため、公設・民設を問わず、適切な運営・保育の質の向上のためにも、各事業者に対し受講の促進をします。	保育施設課

基本施策 5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

市の課題

- こどもの病児・病後の預かりや、宿泊を伴うこどもの預かり、保護者の体調不良等で緊急に対応できる子育ての支援が必要です。
- 変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した教育・保育サービス等の提供が求められています。
- 子育て家庭が、いつでもどこでも情報を得ることができるような情報のデジタル化や、手続きのオンライン化が必要です。
- 障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもが教育・保育サービス等を受けることのできる環境の整備が必要です。
- 一時保育については、申請方法が分かりづらいという声や、利用したいときに利用ができないという意見がある一方、市内の保育施設については空き等も発生していることから、情報の発信や利用しやすい環境を整えることが必要です。

市民の声



一時預かりの申請方法が分かりづらいです。申請結果が出るのも時間がかかるので、申請方法等を見直してほしいです。(保護者)



病児保育のような施設を駅前につくってほしいです。(保護者)



SNS で発信する施設はイベント情報が入ってきますが、発信していない施設の情報は得ることが難しいです。(保護者)



ファミサポや緊急サポートの利用について、オンラインで申請できるようにしてほしいです。(保護者)



いろいろな手続き等が全てオンラインでできるようにしてほしいです。(保護者)

施策の方向性

- 病児・病後児保育については、利便性を加味し、和光市駅周辺に病児・病後児の保育の枠を拡充していきます。
- みなみ保育園（公設保育園）において医療的ケアが必要なこどもの受け入れを実施します。また、今後学童クラブでの展開についても検討していきます。
- 医療的ケアが必要なこどもは医療の進歩等により増加傾向にあるため、看護師等の担い手の確保、研修、医療的ケア児等支援協議会等を通じた関係機関との連携等、支援の充実を図ります。
- 障害のあるこども等配慮を要するこどもの保育の受け入れを引き続き実施していきます。
- 多様化するニーズを踏まえ、日曜日・祝日・年末年始等の保育サービスを継続して提供します。
- 保護者が教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対していつでもどこでも情報が入手できる SNS 等を活用した情報発信を行うとともに、教育・保育サービス等の申込手続きのオンライン化を推進していきます。
- 一時保育について、申請状況や空き施設の情報等を分かりやすく発信していきます。

主な取組

■教育・保育等のサービス■

事業名	事業概要	担当課
時間外保育	やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とするこどもに対し、保育を提供します。また、時間外保育に従事する人材の確保を行うとともに、適切な利用料金の設定を行い、事業が円滑に実施できる環境を整えます。	保育サポート課
幼稚園の預かり保育（一時預かり事業）	幼稚園において、教育時間の前後や土曜日などに一時的な預かりを実施します。	保育サポート課
一時預かり事業（一時保育、休日保育、年末保育）	保護者の就労、通院、リフレッシュ等の理由により、日中、家庭でこども（未就学児）の保育ができない場合に、一時保育を各一時保育室で実施し、必要な保育を行います。 また、保護者の就労等の理由により、休日（年末年始除く）又は年末（12月29、30日）に家庭でこども（未就学児）の保育ができない場合に、休日保育を「みなみ一時保育室」、年末保育を「にいくら保育園」で実施し、必要な保育を行います。	保育サポート課
病児・病後児保育（病児保育事業）	病児・病後児について、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	保育サポート課
ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。今後はショートステイ・トワイライトステイ事業として、地域資源、地域人材等の活用による事業の展開を検討していきます。	ネウボラ課 子ども家庭支援課

事業名	事業概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（再掲）	生後 57 日から小学生までのこどものいる家庭において、子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と手助けできる人（協力会員）による、地域における相互援助活動を実施します。	ネウボラ課
緊急サポート・センター事業（再掲）	生後 57 日から小学生までのこどもについて、病児や病後児、緊急時や宿泊を伴う預かりを実施します。地域互助により育児負担の軽減を図ります。	ネウボラ課

■障害のあるこども・医療的ケアが必要なこどもの保育■

事業名	事業概要	担当課
障害のあるこどもの保育（再掲）	障害のあるこどもの保育を担う人材の確保とともに研修等による人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。共に集団生活を送ることにより、双方の心身の健全な成長発達が促進され、健やかに育ち行くよう、一人一人の状況に配慮し保育を実施します。	保育サポート課
医療的ケアが必要なこどもの保育（再掲）	みなみ保育園（公設保育施設）において、こどもの必要とする医療的ケアを実施し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課
育成一時保育（一時預かり事業）	発達・発育の遅れに心配のあるこどもを持つ保護者の、家庭における育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減、リフレッシュのために、こどもを預かり、必要な保育を行います。	保育サポート課

■教育・保育施設等の手続のオンライン化・情報のデジタル化■

事業名	事業概要	担当課
手続きのオンライン化・情報のデジタル化	教育・保育サービス等の手続きのオンライン化と情報のデジタル化を推進していきます。	ネウボラ課 保育施設課 保育サポート課

基本施策 5-3 教育・保育等の基盤整備（第3期和光市子ども・子育て支援事業計画）

（1）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本市では、第1期計画において教育・保育提供区域は、準中学校区を基本に「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定し、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービス提供を行ってきました。

本計画においてもこの考えを引き続き踏襲し、教育・保育提供区域を3圏域に設定します。

■和光市の教育・保育提供区域■



（２）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

共働き世帯の増加、核家族化の進展等、こども及び子育てをとりまく環境は変化するなか、幼児期の教育・保育へのニーズは高まるとともに、そのニーズも多様化しています。

市では、こうしたニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園の認定こども園移行を推進してきました。

こども自身の健やかな育ちを支援するとともに、子育て家庭の教育・保育ニーズに応えていくため、市内の事業者との協議を重ねながら、引き続き、教育・保育の一体的提供を行うとともに、教育・保育提供体制の確保及び質の向上を図ります。

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たり、公正かつ適正な支給を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を踏まえた給付を行います。

(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

保育所等の待機児童の解消に向け、保育の受け皿を支える保育人材の確保、施設設備に係る支援等を行いながら、教育・保育等における受入児童の提供体制を計画的に整備します。

また、「こどもまんなか」の考えに基づき、過剰過少な供給とならないよう毎年の教育・保育等の利用実績を踏まえ、かつ保護者のニーズ等に応じた多様な教育・保育サービス体制を確保します。

基盤整備にあたり、圏域を踏まえた整備が特に必要な特定教育・保育施設、特定地域型保育事業^{※4}等について、圏域ごとに量の見込みと提供体制を記載しています。

■事業の提供区域■

区分	区域
○ 特定教育・保育施設 (新制度移行幼稚園、保育所、認定こども園) ○ 特定地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業) ○ 認可外保育施設 ○ 新制度未移行幼稚園 ○ 幼稚園の預かり保育 ○ 市外施設等 (企業主導型保育事業) ○ 地域子ども・子育て支援事業 - 利用者支援事業、時間外保育事業、 - 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、 - 乳児家庭全戸訪問事業、 - 療育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業、 - 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、 - 病児保育事業等、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査	3 圏域 北エリア 中央エリア 南エリア

⁴ 特定地域型保育事業：市が給付の支給に係る施設および事業者と確認したものに「特定」と付記する。

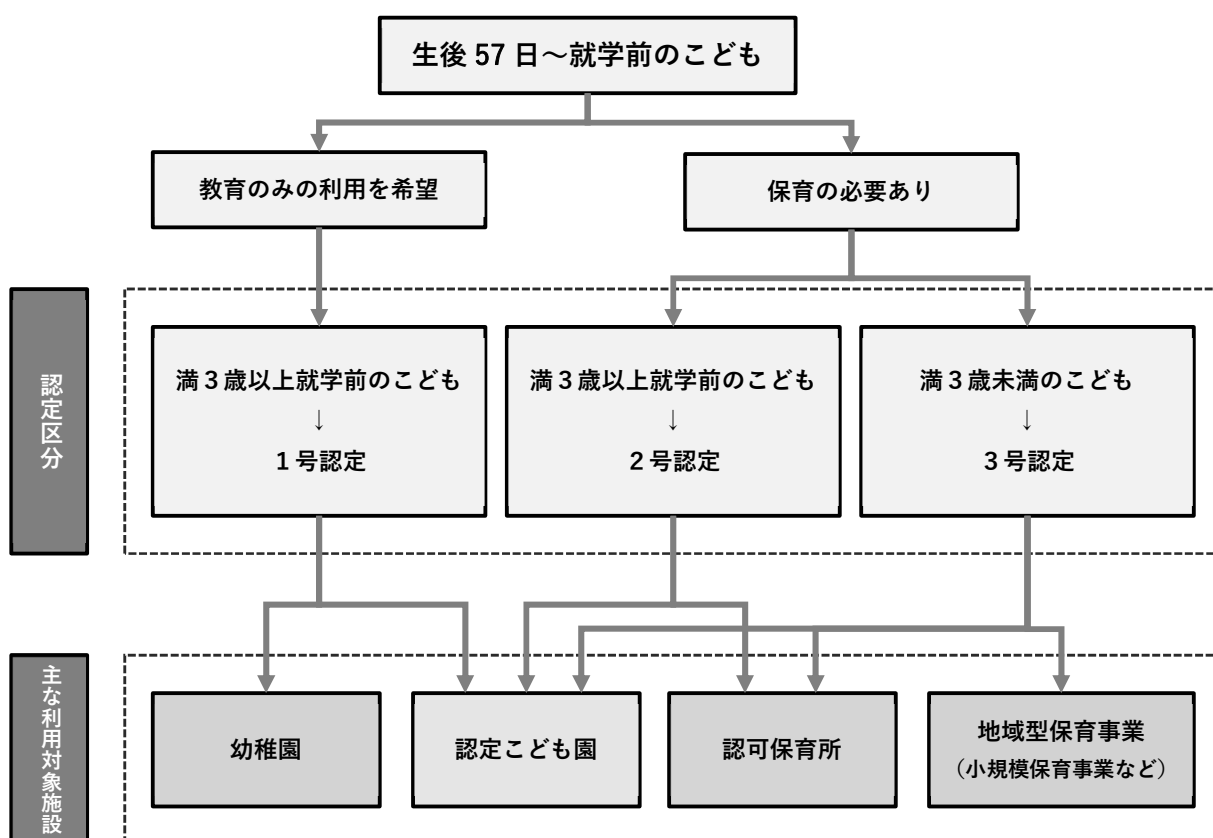
【量の見込み算出の考え方】

基盤整備にあたっては、0歳から5歳までの子どもの人口推計、教育・保育の利用実績、利用希望および地域の実情などを考慮して認定区分ごとに量の見込みを算出しています。

また、保護者が多様な教育・保育施設等の中から選択して、児童が教育・保育を受けられるよう、保護者の就労状況およびその変化のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況などを踏まえ、柔軟な子どもの受け入れにも配慮しながら必要利用定員総数を定め、教育・保育等の提供体制の確保に努めます。

認定区分は、1号、2号、3号の区分とし、より詳細に必要な人数を把握するため、2号認定では教育ニーズと保育ニーズに分け、3号認定では、地域の実態に合わせた保育を提供するため、0歳、1歳、2歳に分けています。

■ 3つの認定区分 ■



【認定児童数の推移】

		1号認定	2号認定（3-5歳保育認定）		3号認定（0-2歳保育認定）		
			教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 2年度	認定児童数	974	304	1094	233	437	435
令和 3年度	認定児童数	869	303	1111	192	465	438
令和 4年度	認定児童数	883	389	1029	193	408	445
令和 5年度	認定児童数	667	414	1015	148	421	432
令和 6年度	認定児童数	564	470	953	144	379	455

令和6年10月時点において、市内には保育園18園、認定こども園4園、幼稚園2園、小規模保育事業所24か所、事業所内保育事業所1か所が整備されています。

認定こども園の整備や幼稚園における預かり保育等の拡充が進んだことにより、保育を必要とする児童のうち、教育の利用希望の強い児童の受け入れ体制も拡充したことから、教育利用希望の強い保育認定児童数が大きく増加しています。

一方、令和2年度以降、コロナ禍の影響等受け少子化が進行したことにより、0歳、1歳については保育施設の利用希望者数が減少している傾向があります。

基盤整備が進み、保育利用希望者数も減少傾向にあることから、待機児童数も大きく減少し、令和6年度当初においては、0歳児や従来待機児童が発生していた1歳児を中心に、全年齢において施設に空きが生じている状況がある一方で、児童の状況や世帯の状況等により、待機をいただいている児童が少数発生している状況があります。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7年度	① 量の見込み	512	502	934	145	376	433
	② 提供体制	725	502	1,026	221	423	465
	市内施設	725	202	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		300	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	213	0	92	76	47	32
令和 8年度	① 量の見込み	481	474	881	154	399	431
	② 提供体制	725	474	1,026	221	423	465
	市内施設	725	474	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		272	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	244	0	145	67	24	34
令和 9年度	① 量の見込み	473	466	862	155	411	455
	② 提供体制	725	466	1,026	221	423	465
	市内施設	725	466	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		264	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	252	0	164	66	12	10
令和 10年度	① 量の見込み	461	458	842	156	422	461
	② 提供体制	725	458	1,026	221	423	465
	市内施設	725	458	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		256	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	264	0	184	65	1	4
令和 11年度	① 量の見込み	469	467	857	147	416	471
	② 提供体制	725	467	1,026	221	423	465
	市内施設	725	467	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		265	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	256	0	169	74	7	-6

【今後の方向性】

児童の人口推計と、保育申請状況等を踏まえたニーズ率から算出した量の見込みに対する提供体制の確保に当たっては、すでに整備されている提供体制により令和10年度までの量の見込みを充足できる見通しとなっております。従来待機児童が発生していた0～2歳児についても、提供体制は令和7年度時点で充足している見通しとなっており、現に令和6年4月時点においても、0、1歳児を中心にすべての年齢で定員に対して欠員が発生している状況があります。令和7年度の2歳児において、量の見込みに対して提供体制が6名分不足する見通しとなっておりますが、他の年齢において定員に対して欠員が生じる見込みであることから、不足の解消にあたっては、新規の基盤整備を行わず、他の年齢における受け入れ人数も踏まえた弾力的な調整等を行うことにより、待機児童の解消を図ってまいります。

【エリア別の量の見込みと提供体制】

(単位：人)

【北エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7年度	① 量の見込み	224	202	494	66	177	212
	② 提供体制	420	202	457	117	179	205
	市内施設	420	202	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		—	—	—	—	—
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		142	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	196	0	-37	51	2	-7
令和 8年度	① 量の見込み	210	189	463	67	197	192
	② 提供体制	420	189	457	117	179	205
	市内施設	420	189	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		—	—	—	—	—
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		129	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	210			50	-18	13
令和 9年度	① 量の見込み	201	184	444	68	200	213
	② 提供体制	420	181	457	117	179	205
	市内施設	420	181	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		—	—	—	—	—
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		121	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	219	0	13	49	-21	-8
令和 10年度	① 量の見込み	193	174	425	69	202	216
	② 提供体制	420	174	457	117	179	205
	市内施設	420	174	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		—	—	—	—	—
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		114	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	227	0	32	48	-23	-11
令和 11年度	① 量の見込み	194	175	429	69	205	219
	② 提供体制	420	175	457	117	179	205
	市内施設	420	175	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		—	—	—	—	—
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		115	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②－①)	226	0	28	48	-26	-14

【備考】

北エリアにおいては、1歳児の保育の量の見込みが増加する見通しの中で、主に1・2歳児において量の見込みに対して提供体制が不足している状況が続きますが、0歳児において必要量を上回る提供量が確保されていることから、受け入れ人数の弾力的な調整等をもって児童の受け入れを図ってまいります。併せて、隣接の中央エリアにおける0・1・2歳児の提供体制が、中央エリアにおける量の見込みを上回っていることから、中央エリアの保育施設利用により、1・2歳児の保育ニーズについても充足する見通しとなっています。

(単位：人)

【中央エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の 利用希望 が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7年度	①量の見込み	190	159	239	37	112	124
	②提供体制	80	159	374	69	154	168
	市内施設	80	159	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	—					
	上記以外		65	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②-①)	-110	0	59	32	42	44
令和 8年度	①量の見込み	174	146	219	37	110	136
	②提供体制	80	146	374	69	154	168
	市内施設	80	146	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	—					
	上記以外		52	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②-①)	-94	0	86	32	44	32
令和 9年度	①量の見込み	176	147	221	37	109	134
	②提供体制	80	147	374	69	154	168
	市内施設	80	147	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	—					
	上記以外		53	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②-①)	-96	0	83	32	45	34
令和 10年度	①量の見込み	170	142	214	37	110	133
	②提供体制	80	142	374	69	154	168
	市内施設	80	142	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	—					
	上記以外		48	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②-①)	-90	0	93	32	44	35
令和 11年度	①量の見込み	173	145	218	38	110	134
	②提供体制	80	145	374	69	154	168
	市内施設	80	145	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		—	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	—					
	上記以外		51	—	—	—	—
	市内居住児童の市外施設利用	—	—	—	—	—	—
	過不足 (②-①)	-93	0	87	31	44	34

【備考】

中央エリアにおいては、保育の量の見込みはほぼ横ばいで推移する見通しとなっています。小規模保育事業所を中心に施設が多く整備されているエリアであることから、すべての年齢において保育の量の見込みに対して、提供体制が充足をしています。中央エリアは北エリア、南エリアと隣接しており、和光市駅が存在するエリアであるという特性から、中央エリアの保育施設は、市全域の児童が利用している実態があり、今後も同様の状況が継続する見通しとなっています。

(単位：人)

【南エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和 7年度	①量の見込み	98	141	201	42	87	97
	②提供体制	225	141	195	35	90	92
	市内施設	225	141	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	-					
	上記以外			-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)		127	0	-6	-7	3	-5
令和 8年度	①量の見込み	97	139	199	50	92	103
	②提供体制	225	139	195	35	90	92
	市内施設	225	139	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	-					
	上記以外		91	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)		128	0	-4	-15	-2	-11
令和 9年度	①量の見込み	96	138	197	50	102	108
	②提供体制	225	138	195	35	90	92
	市内施設	225	138	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	-					
	上記以外		90	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)		129	0	-2	-15	-12	-16
令和 10年度	①量の見込み	98	142	203	50	110	112
	②提供体制	225	142	195	35	90	92
	市内施設	225	142	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	-					
	上記以外		94	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)		127	0	-8	-15	-20	-20
令和 11年度	①量の見込み	102	147	210	40	101	118
	②提供体制	225	147	195	35	90	92
	市内施設	225	147	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		-	-	-	-	-
	新制度未移行の幼稚園	-					
	上記以外		99	-	-	-	-
	市内居住児童の市外施設利用	-	-	-	-	-	-
過不足 (②-①)		123	0	-15	-5	-11	-26

【備考】

南エリアにおいては、大規模な住宅開発が計画期間内において予定されていることにより、一時的に児童人口の増加が見込まれています。児童人口の増加に伴い、主に0・1・2歳児において保育の量の見込みが増加する見通しとなっていることから、北エリアと同様に、離接の中央エリアの保育施設の活用等により児童の受け入れを行ってまいります。

(5) 地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

【事業概要】

当市では、各日常生活圏域に子育て世代包括支援センターを整備し、地域の拠点で、妊娠・出産期から子育て期まで継続して支援を行う体制を構築しています。利用者支援事業についても、各拠点に専門的支援員を配置し、地域で相談・支援を継続しています。当市が実施している利用者支援事業は以下のとおりとなります。

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、子育て支援ケアマネジャーが身近な場所で相談を受け、情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、必要なサービス調整や関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に対応するため、助産師等による母子保健ケアマネジャーが専門的な見地から相談支援等を行い、その状況を把握し、母子保健及び子育て支援サービス等の情報提供、サービス調整、助言等の必要な支援を行う事業です。母子保健ケアマネジャーが配置されている拠点では母子健康手帳の交付を行っており、妊娠初期の母子健康手帳交付時から継続的な相談・支援を実施しています。

【現状】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	5	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

(単位：箇所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み	1	1	-※	-※	-※
	確保方策	1	1	-※	-※	-※
基本型	量の見込み	1	1	-※	-※	-※
	確保方策	1	1	-※	-※	-※
母子保健・基本一体型	量の見込み	3	3	-※	-※	-※
	確保方策	3	3	-※	-※	-※
地域子育て相談機関	量の見込み	4	4	-※	-※	-※
	確保方策	4	4	-※	-※	-※

【今後の方向性】

市は、従来のわこう版ネウボラを基盤に、現在のネウボラ課と子ども家庭支援課に総合子ども家庭センターを設置し、各課の役割をしっかりと担うとともに、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、すべての妊産婦、子育て世帯及びこども等に対し、切れ目ない支援を行います。

※利用者支援事業を実施している現在の子育て世代包括支援センターについては、令和9年度以降に一部（仮）地域子ども家庭センターへの移行を想定しております。移行に当たっては地域の実情等も踏まえた検討を今後行い、本計画中間見直しにおいて必要な整備数を記載してまいります。

あわせて、児童館・児童センターや地域子育て支援拠点等身近で子育て世帯と接点の多い拠点において、子育て世帯への情報発信や不安解消のための相談を受け付け、必要に応じて専門な相談機関につなげることを目的とする地域子育て相談機関については、子育て世代包括支援センターの地域子ども家庭センターへの移行を踏まえて、その整備数を検討してまいります。

② 時間外保育事業

【事業概要】

やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた利用時間を超えて保育を必要とする子どもに対し提供する保育です。地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、国・県・市が一部費用を負担します。

【現状】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制（定員数）	2,078	2,168	2,177	2,226	—

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257
確保方策	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257

【今後の方向性】

共働き家庭の増加に伴い、保育時間へのニーズが多様化しています。

全ての保育所・小規模保育事業所等にて事業が実施できるよう支援します。

実施施設については、実施時間については、保護者のニーズに合わせた事業を安定的・計画的に提供できるよう、事業者との協議・連携を図ります。

③ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

小学校に就学している児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいない放課後や長期休業時において保育を必要とする場合に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。公設学童クラブ 13 か所と民設学童クラブ 2 か所、合計 15 か所で学童クラブを展開しています。

【現状】

（単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
提供体制（定員数）	996	1,033	1,033	1,033	—
利用希望者数	943	951	929	991	—

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,020	1,003	957	927	880
確保方策	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033

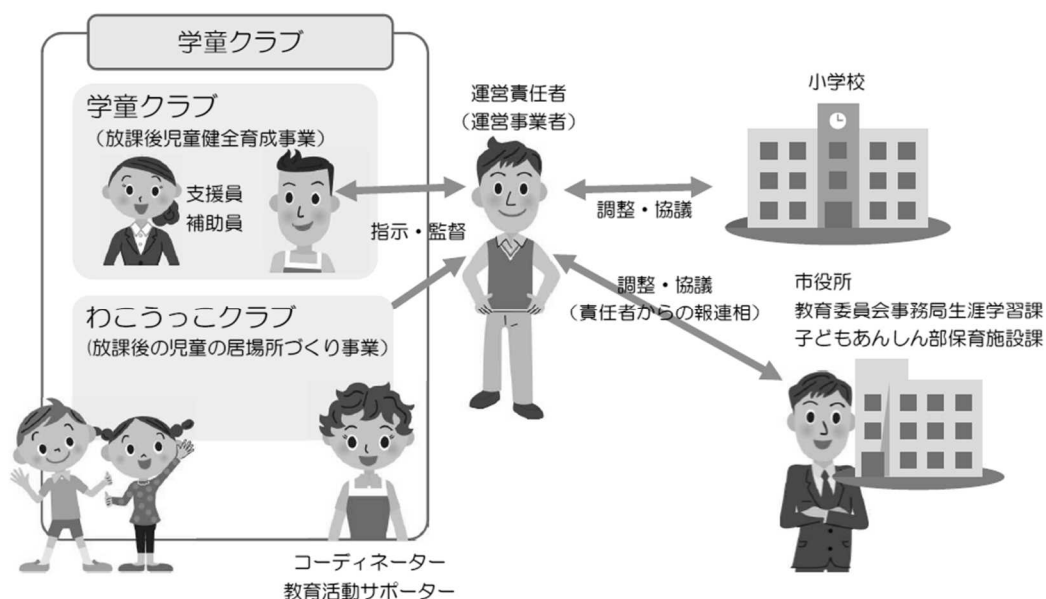
【今後の方向性】

放課後の居場所づくりの中核を担う学童クラブは、児童の成長に応じて適切且つ安全で安心した居場所としての提供体制を整えるとともに、全ての児童の放課後の居場所として、児童同士が交流できる環境の確保が求められます。

市では、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）とわこうっこクラブ（放課後子ども教室事業）を一体型施設化又は一体的な運営等を推進することにより、放課後のこどもの居場所を確保し、児童同士の交流促進を図っています。

引き続き、既存施設や小学校等における教室等は最大限活用し、全ての小学校で学童クラブとわこうっこクラブの一体的運営を推進します。

■一体型の運営イメージ■



④ トワイライトステイ・ショートステイ（子育て短期支援事業）

【事業概要】

ショートステイは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。

【現状】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数（実人数）	0	0	0	0	—

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	96	96	96	96	96
確保方策	96	96	96	96	96

【今後の方向性】

市ではわこう版ネウボラ事業の1つとして、わこう産前・産後ケアセンターで生後間もない乳児を対象とした産後ケア型のショートステイ等を実施していますが、社会的養護が必要な児童の短期預かり等については、ファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート事業における夜間預かり・宿泊預かりで対応しており、子育て短期支援事業としての実績はありません。

児童福祉法の改正に伴い、養護施設だけでなく、こどもを、里親・ファミリーホーム等でも預かることができるよう、事業の拡充が図られました。市では里親といった地域資源と連携し、事業の展開をしています。

⑤ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業概要】

こんにちは赤ちゃん訪問は、産婦・新生児訪問事業をあわせて実施しています。生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師・母子保健ケアマネジャー等の専門職が訪問し、乳児の発育・発達の確認を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や育児や産後の母親の心身の状況及び養育環境などの把握・相談を行い、必要な助言及びその他の支援を行います。

【現状】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数（延べ人数）	700	661	657	621	—

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	656	684	689	694	667
確保方策	656	684	689	694	667

【今後の方向性】

こんにちは赤ちゃん訪問は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象として実施していますが、出生数が減少傾向にあることに伴い、年間利用者数も減少しています。

引き続き、産後うつ等の早期発見・早期治療、育児支援のため、スリーシート^{※5}を実施し、必要な支援事業へつなげます。

さらに、こんにちは赤ちゃん訪問では、未申請者や、転入者、里帰り中の家庭等についても事業対象者として継続実施を図ります。

⁵ スリーシート：育児サポート体制、産後の気分、こどもへの気持ちを確認するための3種のアンケート。

⑥ 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業年間利用者数 (延べ人数)	2	1	4	5	—
要保護児童年間対象者数(実人数)	44	47	51	65	—

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問	量の見込み	11	11	11	11	11
	確保方策	11	11	11	11	11

【今後の方向性】

養育支援訪問事業年間利用者数及び要保護児童年間対象者数は増加傾向にあります。

速やかに調整機関に情報を集約するなど、引き続き、関係機関との連携を図ることで養育支援を必要とする家庭を早期発見し、必要な支援を適切に行います。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【現状】

(単位：人日、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数（単位：人日）	34,773	42,852	47,173	55,868	—
実施箇所数（単位：箇所）	5	5	5	5	—

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日、箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（単位：人日）	50,401	49,716	—	—	—
確保方策（単位：箇所）	5	5	—	—	—

【今後の方向性】

令和8年度までは、子育て世代包括支援センターにおいて、地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流を支援するほか、産前産後サポート事業（集団）も各拠点にて定期的を実施します。

令和9年度からは、一部の子育て世代包括支援センターは母子保健とこども福祉の機能を併せ持った（仮称）地域こども家庭センターに移行を予定しています。

⑧ 幼稚園の預かり保育・保育所等における一時保育・休日保育等（一時預かり事業）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

■一時預かり事業の類型イメージ■

	幼稚園型	一般型
実施場所	幼稚園・認定こども園	保育園・一時預かり実施施設
利用対象	幼稚園・認定こども園（教育部分）に通っているこども	定期的に保育を利用していないこども
利用要件	教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中など	仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合

【現状】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園在園児の利用（延べ人数）	20,717	25,393	43,200	48,000	—
幼稚園在園時以外の利用（延べ人数）	6,569	7,794	8,034	7,487	—
幼稚園在園時以外の利用（延べ人数） （トワイライトステイ）	—	—	—	—	—

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

【一時預かり（在園児対象型）】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	52,032	49,015	48,113	47,030	47,855
1号認定	31,219	29,409	28,868	28,218	28,713
2号認定	20,813	19,606	19,245	18,812	19,142
確保方策（在園児対象型）	64,080	64,080	64,080	64,080	64,080

（単位：人）

【一時預かり（在園児対象型を除く）】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,111	14,101	14,252	14,342	14,472
確保方策	25,131	25,114	25,120	25,117	25,120
一時預かり（在園児対象型を除く）	23,822	23,822	23,822	23,822	23,822
ファミリー・サポート・センター （病児・緊急対応強化事業を除く）	1,213	1,196	1,202	1,199	1,202
トワイライトステイ	96	96	96	96	96

【今後の方向性】

保護者の就労や休息など、こどもを一時的に預けたいニーズが高まっており、利用実績も増加傾向にあります。特に幼稚園では、預かり保育の充実に取り組んでおり、幼稚園在園児の利用実績が増加しています。

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園での在園児を対象とした一時預かりの実施を支援するとともに、幼稚園在園時以外の利用ニーズへの対応を充実し、保護者が安心してこどもを預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

⑨ 病児保育事業等

【事業概要】

病気の時や怪我などからの回復期などに保育を必要とする場合は、病院・保育所等に敷設された専用スペース等で看護師等が保育する「病児・病後児保育事業」や支援を行う方の自宅又は利用を希望する方の自宅などで預かる「緊急サポート事業」などが利用できます。

【現状】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数(年間)	1,680	1,680	960	960	—
延べ利用人数	13	28	29	95	—
ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化事業)延べ利用人数	16	64	65	73	—

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	145	143	144	144	144
確保方策	2,221	2,260	2,221	2,221	2,221
病児保育事業	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化事業)	61	60	61	61	61

【今後の方向性】

市では、施設での預かりを希望する方への支援として、「病児・病後児保育事業」を市内2箇所、定員計7名で実施しています。

ニーズ調査の中で、施設が駅周辺にないといったご意見や、サービスが使いづらいといったご意見を多くいただいていることから、令和7年度から、和光市駅周辺において、医療機関と連携した2名定員の病児保育事業所を1か所新設し、利便性の向上と受け入れ人数の拡充を図ってまいります。

その他、「病児・病後児保育事業」の利用ができない場合や、個別対応を希望する場合等に預かりを行う「緊急サポート事業」と連携して、市内全域の病児・病後児保育のニーズに対応しています。

既存の定員で、現状の量の見込みに対応できるサービス提供体制を確保していますが、多様な病児保育のニーズに対応できるようにしていきます。

⑩ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

こどもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員（利用会員）、当該援助を行う会員（協力会員）からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

【現状】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数 就学前児童（幼稚園在園児以外）	953	1,339	746	1,208	－
延べ利用人数 就学児童	1,016	1,261	1,119	1,382	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

【ファミリー・サポート・センター事業（就学児）】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,447	1,416	1,368	1,334	1,273
確保方策	1,447	1,416	1,368	1,334	1,273

【今後の方向性】

年度による増減はあるものの、ファミリー・サポート・センター事業については安定的な利用ニーズがみられ、特に、就学児童の利用が増加しています。

ニーズの拡大に対応するとともに、人口の動向を踏まえながら、協力会員の拡大及び協力会員の稼働率の向上を図り、地域の互助における訪問サービスを強化します。

また、様々な預かりのニーズに対応するため、協力会員の資質向上に向けた取組を推進します。

⑪ 妊婦健康診査

【事業概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【現状】

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数（実人数）	1,216	1,159	1,063	1,061	－

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	656	684	689	694	667
確保方策	656	684	689	694	667

【今後の方向性】

母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。医療機関と連携し、必要な方へは早期介入し、支援へ繋がります。妊婦が受診しやすい環境を整えるため、助成内容について適宜見直します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

【事業概要】

施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難な世帯のこどもが、利用する幼稚園に支払った実費徴収費のうち副食費に相当する費用を助成することにより、より円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、全てのこどもの健やかな成長を支援する事業です。

【今後の方向性】

国の実費徴収に係る補足給付実施要綱に基づき適切に実施するとともに、国の動向を注視し、市内の実情や実績を踏まえながら子育て支援の充実を図ります。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）	300	300	300	300	300
確保方策（延べ利用人数）	300	300	300	300	300

【今後の方向性】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、令和6年4月1日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

市は、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取組を推進します。

⑭ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）	15	15	15	15	15
確保方策（延べ利用人数）	15	15	15	15	15

【今後の方向性】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、令和6年4月1日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

市は、生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。

⑮ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	11	11	11	11	11
確保方策（利用者数）	11	11	11	11	11

【今後の方向性】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、令和6年4月1日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

市では講義やグループワーク、ロールプレイ等の親子関係形成支援プログラムを実施する人材を育成し、支援を必要とする世帯について支援を行ってまいります。

⑯ 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（利用者数）	1968	2052	2067	2082	2001
確保方策（利用者数）	1968	2052	2067	2087	2001

【今後の方向性】

市では、従来行ってきた、和光版ネウボラにおいて、妊娠期から子育て期まで面談等を実施する伴走型相談支援を実施してきました。今後は、新たに創設された「妊婦等包括相談 支援事業」に移行し、さらなる支援の充実を図ります。

また、現在行っている、妊娠期の経済的支援のための支援金についても、「出産・子育て応援給付金」として継続していきます。

⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）	1,440	1,440	1,440	1,440
0歳（延べ利用人数）	0	0	0	0
1歳（延べ利用人数）	720	720	720	720
2歳（延べ利用人数）	720	720	720	720
確保方策（延べ利用人数）	1,440	1,440	1,440	1,440
0歳（延べ利用人数）	0	0	0	0
1歳（延べ利用人数）	720	720	720	720
2歳（延べ利用人数）	720	720	720	720

【今後の方向性】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

市は、令和8年度からの実施に向けた検討と準備を推進します。

⑱ 産前・産後ケア事業

【事業概要】

産前の妊婦や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（延べ利用人数）	350	350	350	350	350
確保方策（延べ利用人数）	350	350	350	350	350

【今後の方向性】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）において、令和 7 年度より、母子保健法に定められた産後ケア事業が、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

市は、これまでも母子保健法に基づき、産前・産後ケア事業を展開してきましたが、引き続き、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

(6) こども・子育て支援施設等利用給付の円滑な実施について

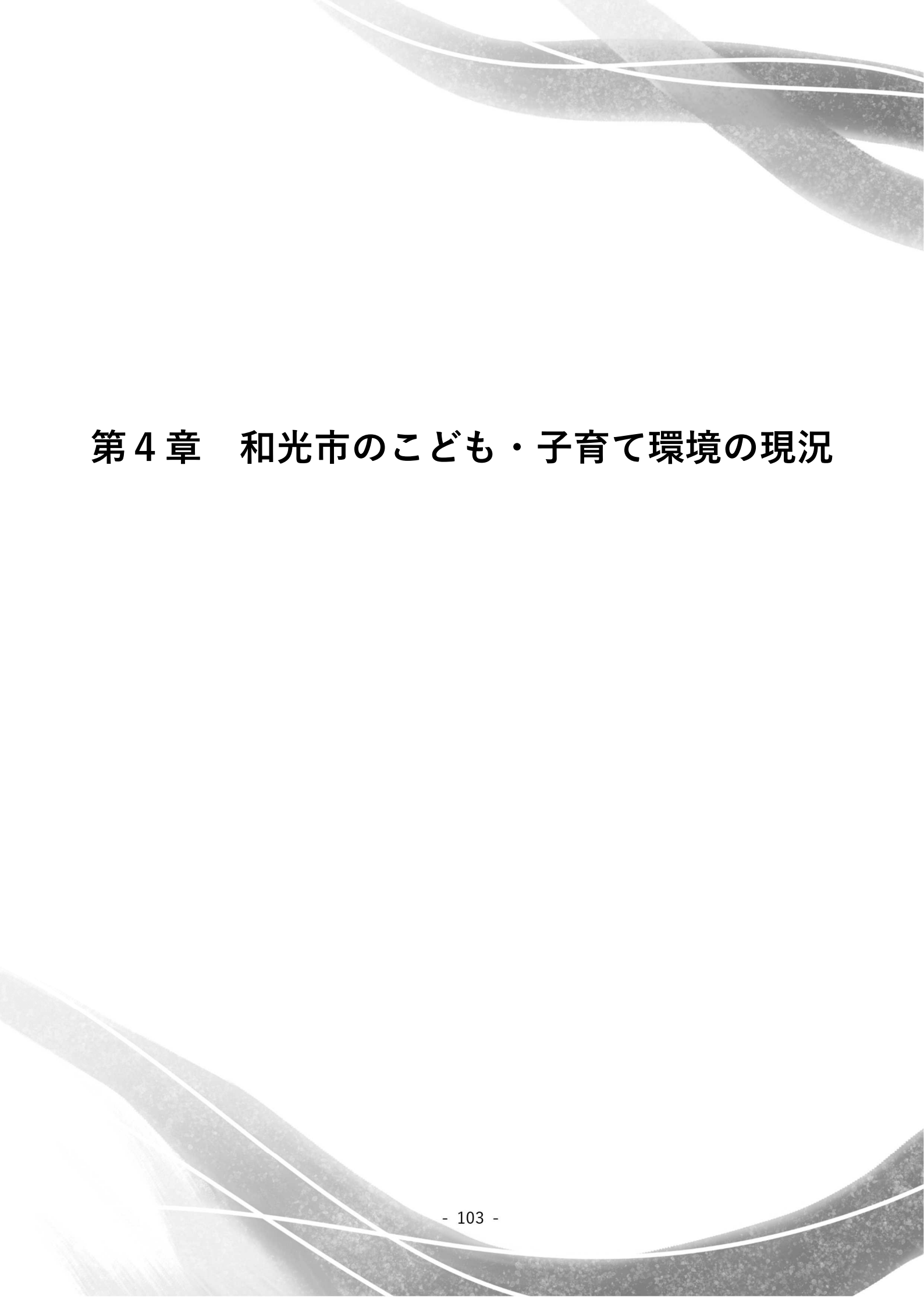
本市では、こどもの命を預かる施設等は子どもの安全を確保していることが第一と考え、子ども・子育て支援施設等は、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める基準を満たすことを条例に定めて、こどもの安全確保を図っています。

児童福祉法に定める認可外保育施設に対する調査、指導及び命令、届出の受理等の事務処理の権限を埼玉県から移譲されていることを踏まえ、円滑な給付ができるよう適宜、他自治体から情報収集を行い、特定子ども・子育て支援施設等とする確認及び公示を速やかに行うとともに、市民等に対して施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行います。

特定子ども・子育て支援施設等に対しては、関係法令等に基づく是正指導等を確実に実施し、安全な施設等の維持確保を図ります。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保にあたっては、該当する家庭に対し適切にかつ公正に情報提供を行うとともに、適正な給付ができるよう取り組みます。

また、保護者への給付については、保護者の経済的負担や利便性等を踏まえて、特定子ども・子育て支援施設等における既存事務との連続性や、対象施設の資金繰りにも配慮した上で、法定代理受領（現物給付）による毎月給付を実施できるよう努めます。



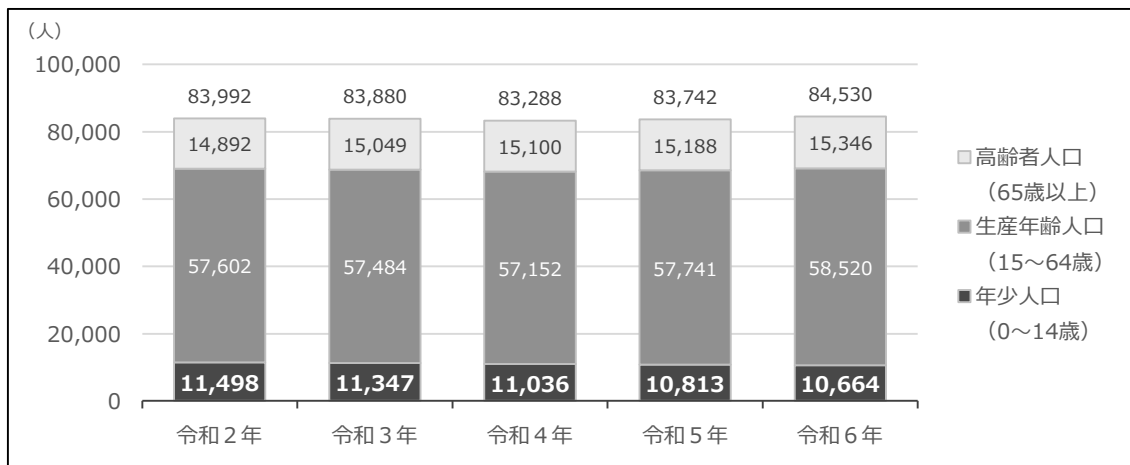
第4章 和光市のこども・子育て環境の現況

第1節 人口の状況

1. 年齢3区分別人口の状況

令和2年から令和6年までの本市の人口の推移をみると、総人口は増減を繰り返しながら8万4千人台で推移しています。年齢3区分別人口でみると、年少人口は減少傾向で推移しています。

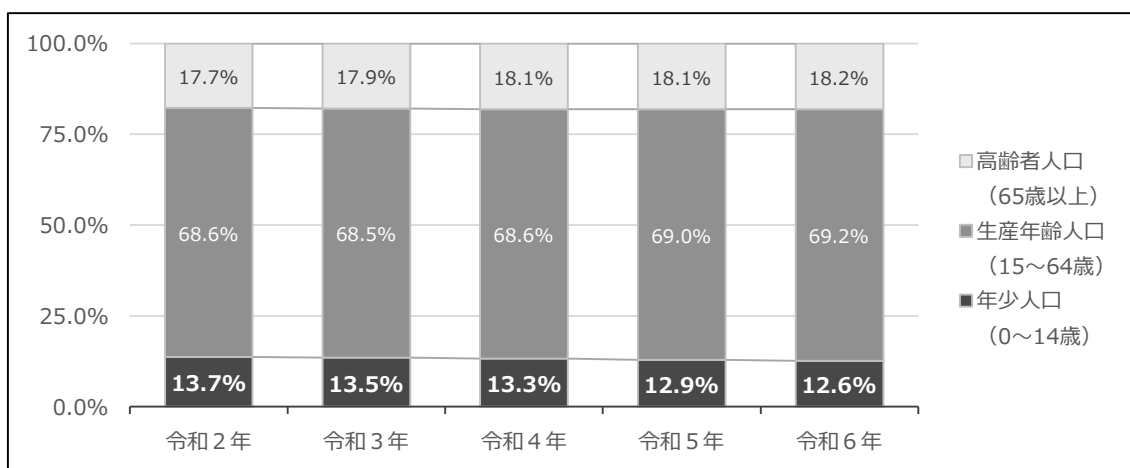
■【実績】年齢3区分別人口■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

また、年齢3区分別人口を市の総人口に対する割合でみると、15～64歳の生産年齢人口の割合及び65歳以上の高齢者人口の割合が緩やかな増加傾向である一方、0～14歳の年少人口の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

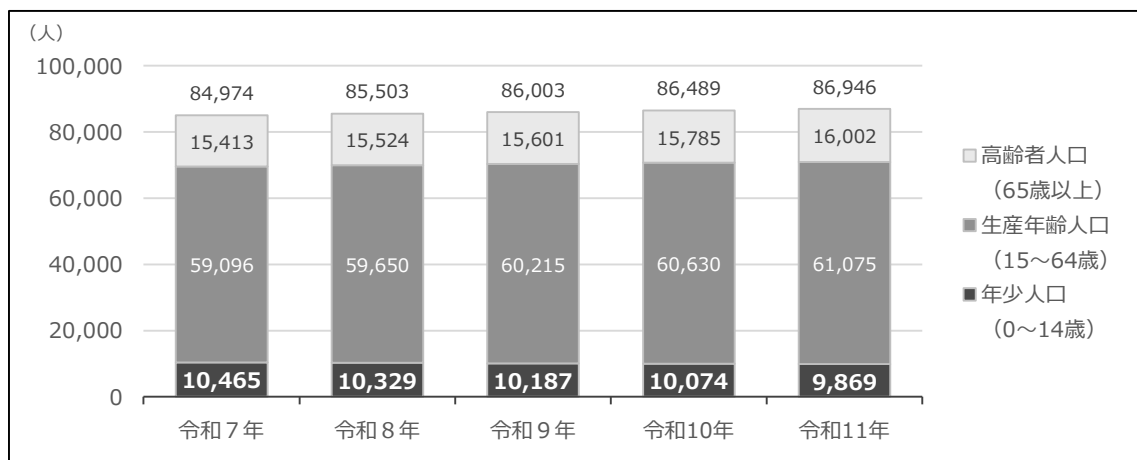
■【実績】年齢3区分別人口割合■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

なお、令和7年から令和11年にかけての推計では、年少人口が減少する一方で、生産年齢人口及び高齢者人口が増加するとみられており、総人口は増加すると推計されています。

■【推計】年齢3区分別人口■

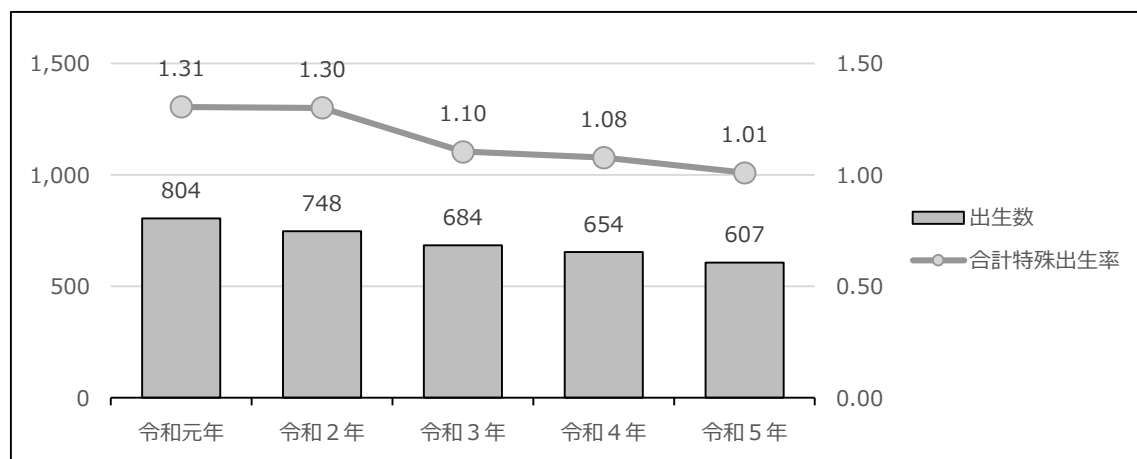


資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

2. 出生の状況

本市の出生数は令和2年度以降、減少傾向で推移しています。また、合計特殊出生率も令和2年度以降減少傾向で推移しており、コロナ禍の影響が考えられますが、令和5年時点で回復していません。

■出生数と合計特殊出生率の推移■



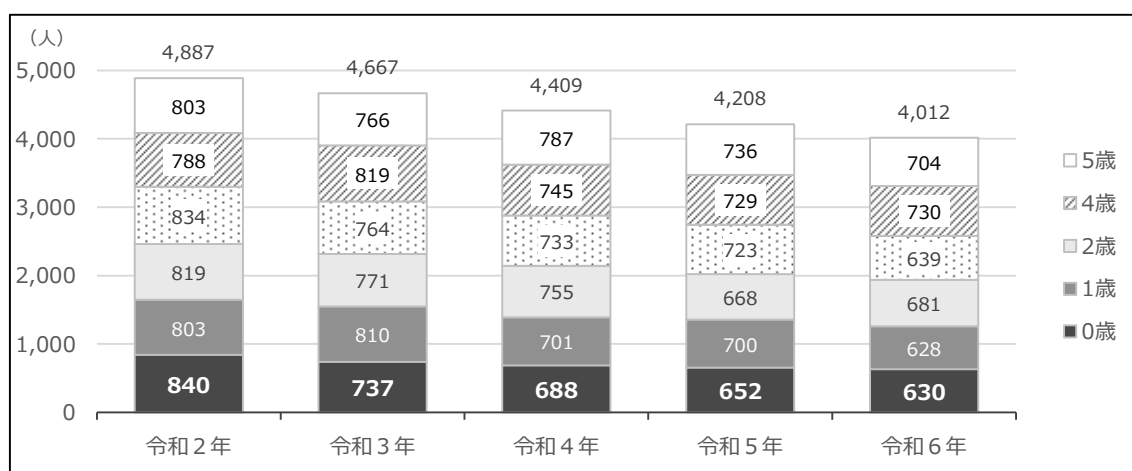
資料：埼玉県「人口動態概況」

3. 就学前児童人口の状況

令和6年4月1日時点の本市の就学前児童人口の推移を見てみると減少傾向が続いており、令和6年4月1日時点で4,012人となっています。年齢別に見ると、特に0歳及び3歳人口の減少率が高くなっており、令和2年と比較して0歳人口が25.0%、3歳人口が23.4%減少しています。

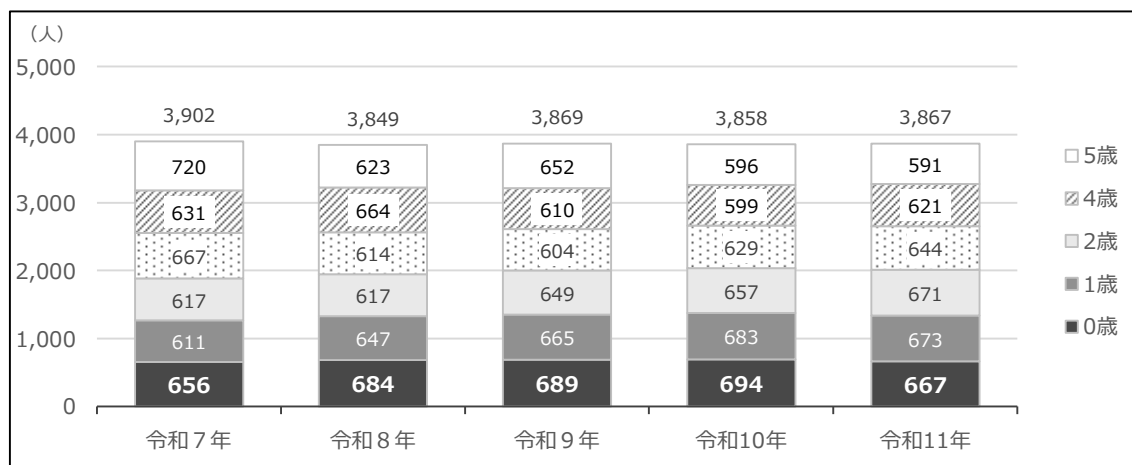
令和7年から令和11年にかけての推計では、大規模な住宅整備等により0歳から2歳人口の一時的な増加が見込まれます。しかしながら、全体的な就学前児童人口は横ばいから緩やかな減少傾向で推移するとみられています。

■【実績】年齢別就学前児童人口■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■【推計】年齢別就学前児童人口■



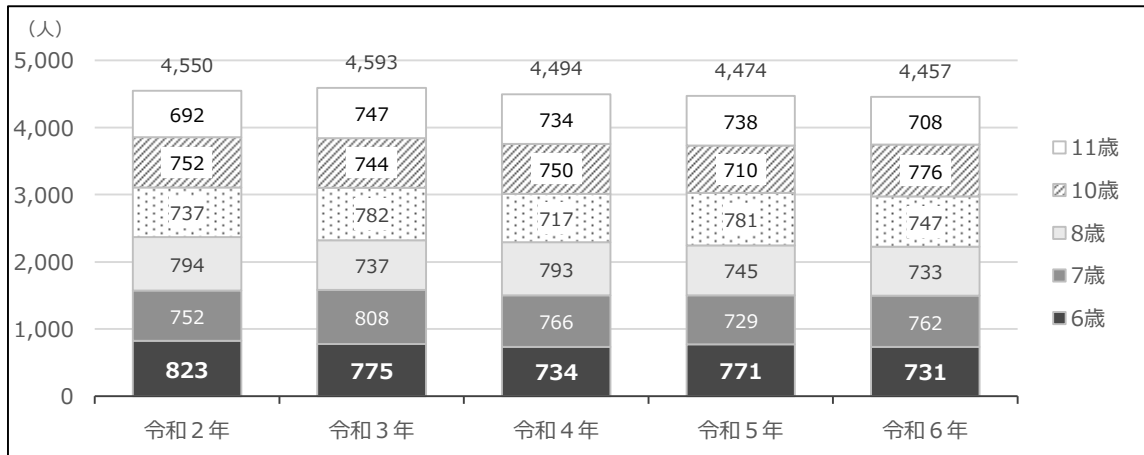
資料：住民基本台帳に基づくコホート変化率法による推計

4. 小学生年代人口の状況

令和6年4月1日時点の本市の小学生年代人口の推移を見てみると、令和3年まで増加傾向にあったものの、令和4年から減少に転じており、令和6年4月1日時点で4,457人となっています。年齢別に見ると、6歳及び8歳人口が減少しており、令和2年と比較して6歳人口が11.2%、8歳人口が7.7%減少しています。

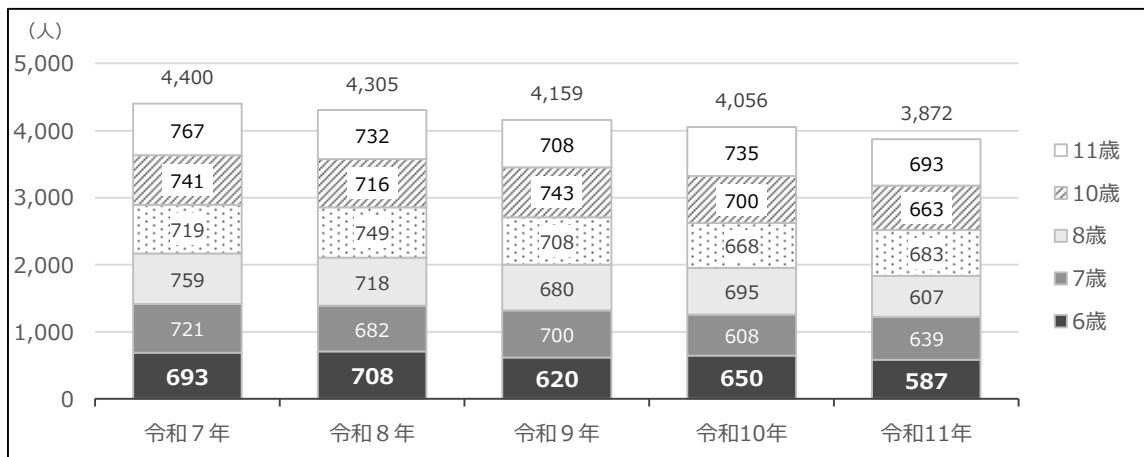
令和7年から令和11年にかけての推計では、減少傾向で推移するとみられています。

■【実績】年齢別小学生年代人口■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■【実績】年齢別小学生年代人口■



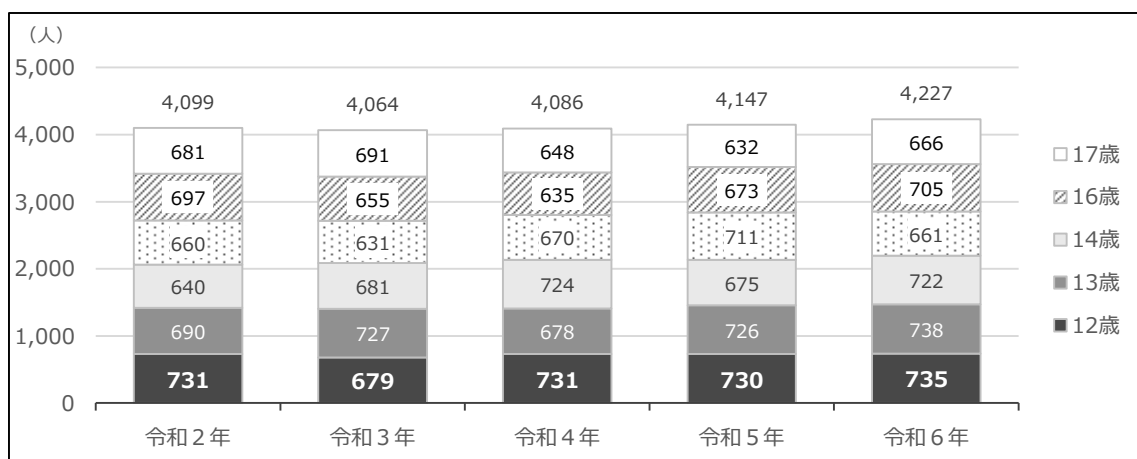
資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

5. 中高生年代人口の状況

令和6年4月1日時点の本市の中高生年代人口の推移を見てみると、令和3年に減少を記録したものの令和4年以降は増加傾向で推移しており、令和6年4月1日時点で4,227人となっています。年齢別に見ると、令和2年との比較では17歳人口を除くすべての年齢で増加していますが、17歳人口は2.2%減少しています。

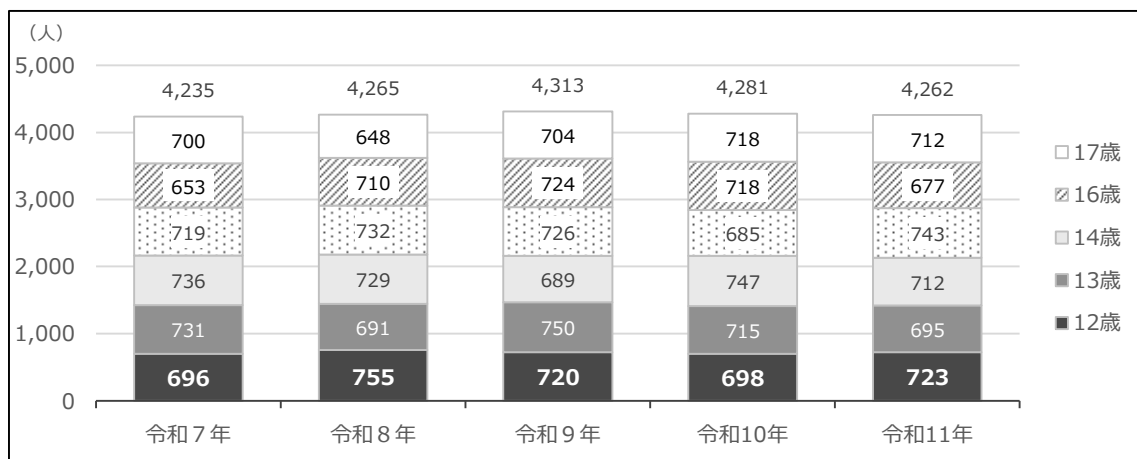
令和7年から令和11年にかけての推計では、令和9年までは緩やかに増加し、令和10年以降は減少するとみられています。

■【実績】年齢別中高生年代人口■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■【推計】年齢別中高生年代人口■



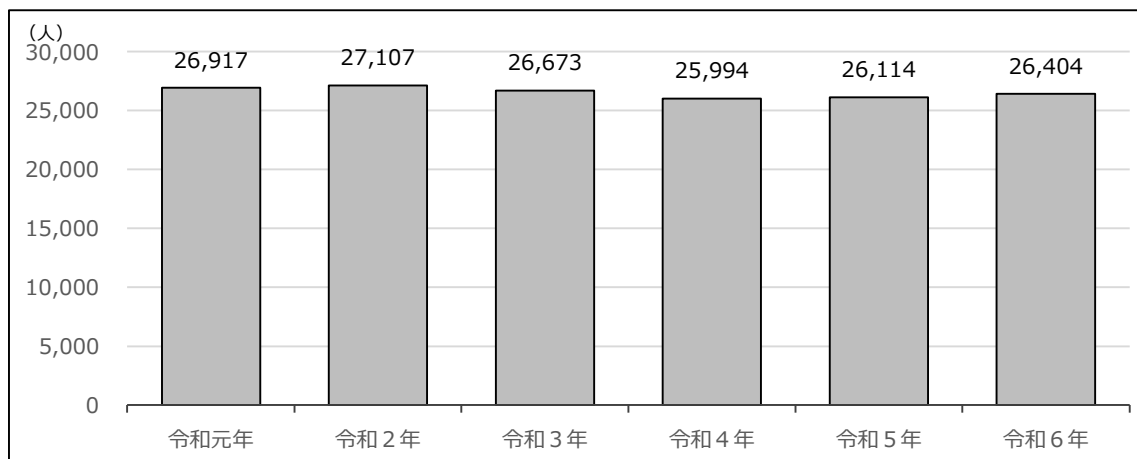
資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

6. 18～39 歳人口の状況

令和 6 年 4 月 1 日時点の本市の若者世代（18～39 歳）人口の推移を見ると、令和 4 年までは減少傾向で推移していましたが、令和 5 年からやや回復し、令和 6 年 4 月 1 日時点で 26,404 人となっています。

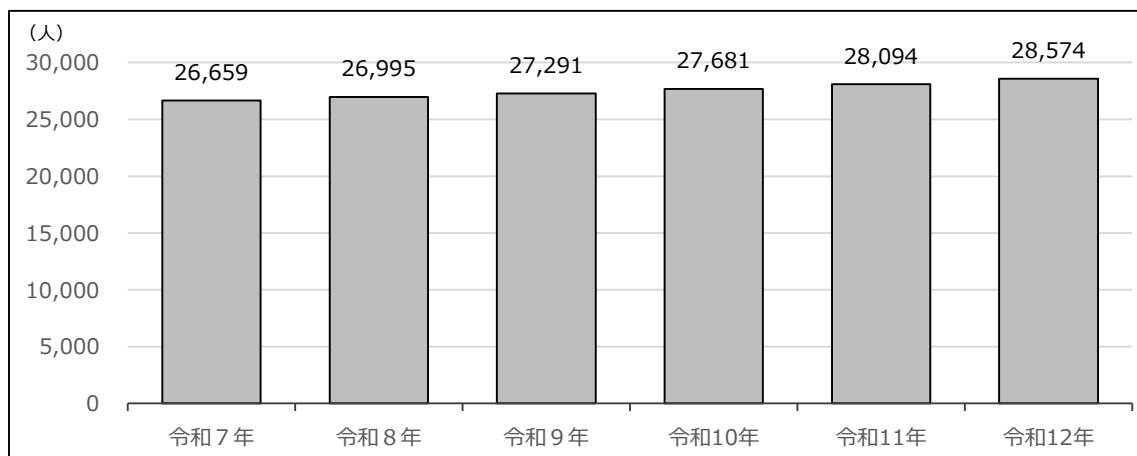
令和 7 年から令和 11 年にかけての推計では、緩やかな増加傾向で推移するとみられています。

■【実績】18～39 歳人口■



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

■【推計】18～39 歳人口■



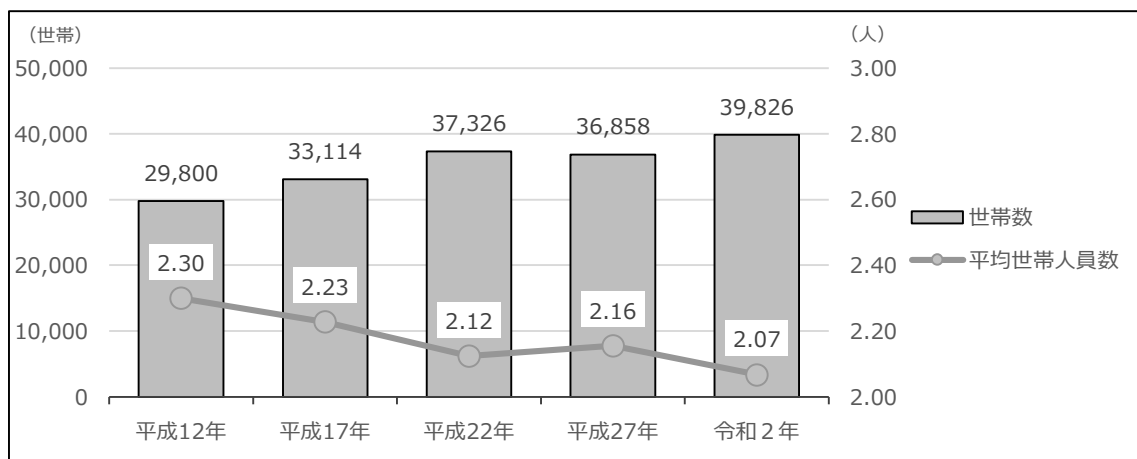
資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

第2節 こども・子育て世帯を取り巻く状況

1. 世帯数と平均世帯人員数

本市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は増加傾向で推移している一方、平均世帯人員数は減少傾向にあります。

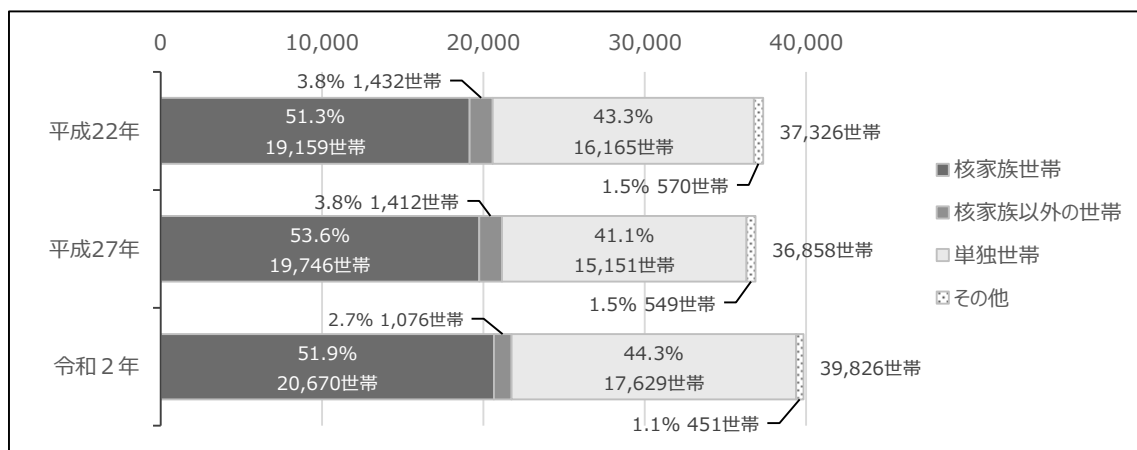
■世帯数・平均世帯人員数の推移■



資料：国勢調査

家族類型別の世帯割合をみると、平成22年から令和2年において核家族世帯割合は概ね50%強で推移しており、単独世帯の割合と足し合わせると、令和2年時点で全体の96.2%を占めています。

■家族類型別世帯割合の状況■



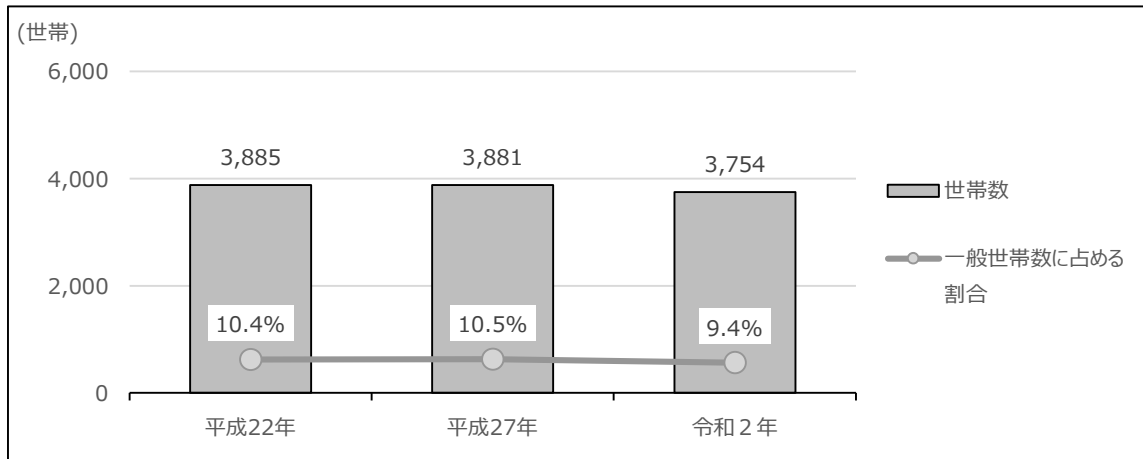
資料：国勢調査

2. 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

6歳未満のこどもがいる世帯の数は減少傾向にあります。

本市の一般世帯^{※6}総数に占める割合についても、令和2年時点では9.4%となっており、平成22年及び平成27年と比較して減少しています。

■ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況 ■

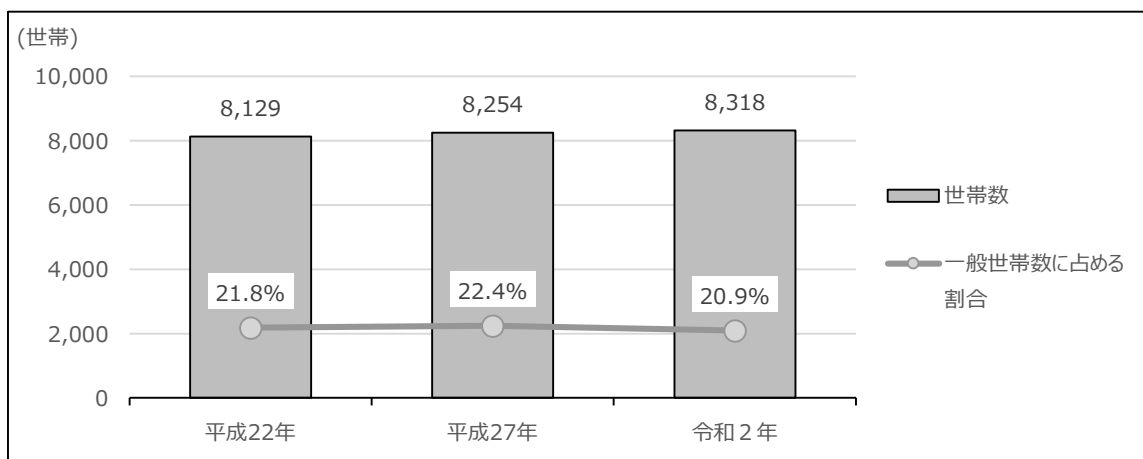


資料：国勢調査

3. 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯の数は増加傾向にありますが、本市の一般世帯総数に占める割合でみると、令和2年時点では20.9%となっており、平成22年及び平成27年と比較して減少しています。

■ 18歳未満のこどもがいる世帯の状況 ■



資料：国勢調査

⁶ 一般世帯：国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分している。

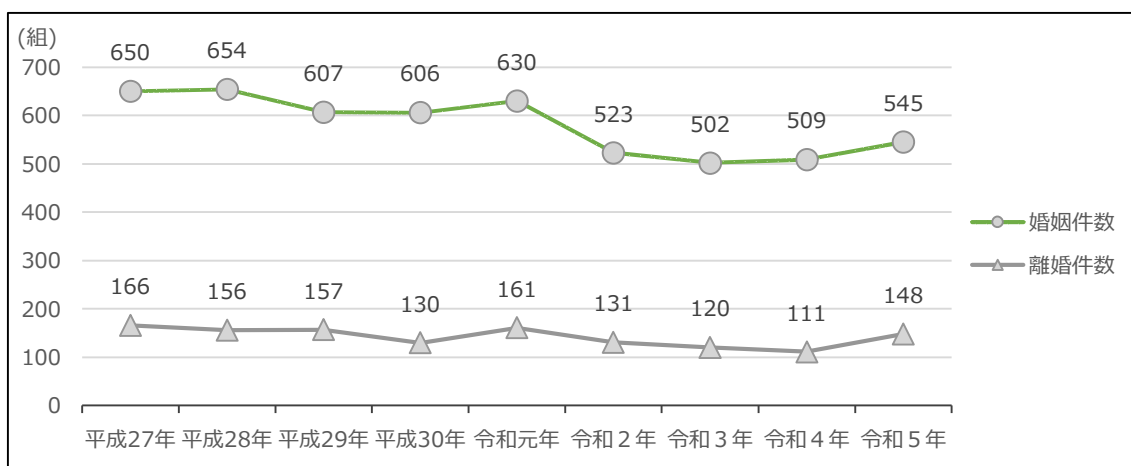
「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

4. 婚姻・離婚

婚姻数は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年～令和3年にかけて大きく減少しましたが、令和4年から回復に転じており、令和5年の婚姻件数は545組となっています。

離婚数は令和2年以降、減少傾向で推移していましたが、令和5年の離婚件数は前年と比較して37組増加し148組となっています。

■婚姻数・離婚数の推移■



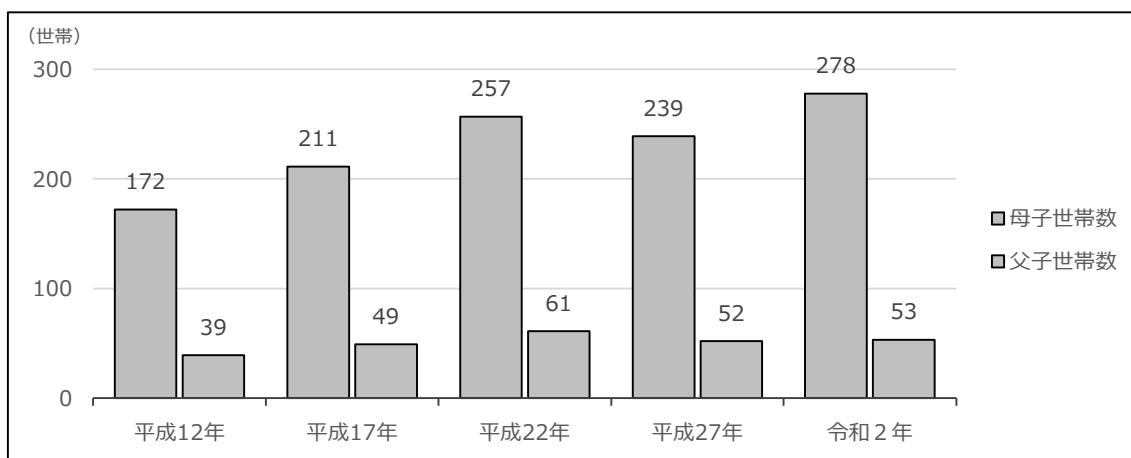
資料：埼玉県「人口動態概況」

5. ひとり親世帯の状況

本市の父子世帯数は令和2年時点で53世帯となっています。

一方、母子世帯数は平成27年に一時減少しましたが、全体として増加傾向にあり、令和2年時点で278世帯と、平成12年と比較して61.6%増加しています。

■母子世帯数・父子世帯数の推移■

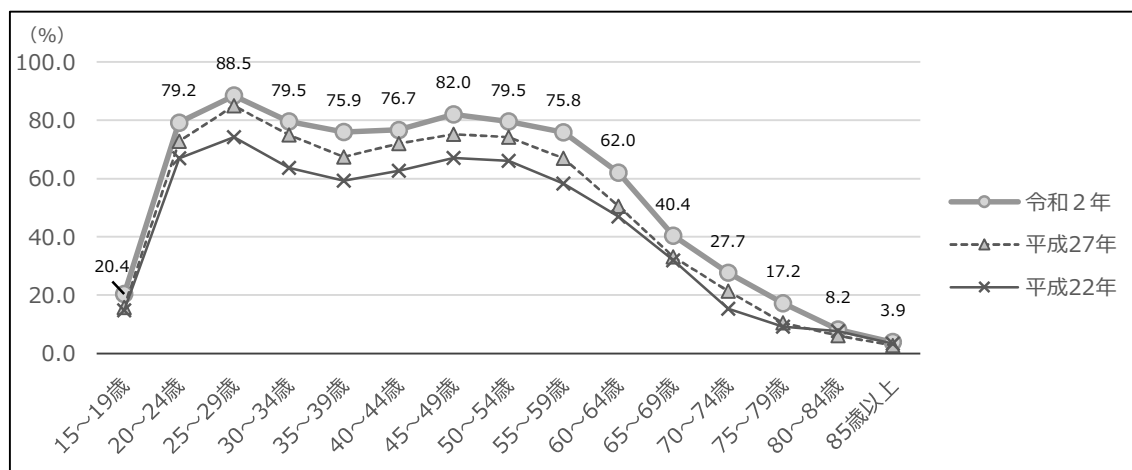


資料：国勢調査

6. 女性の労働の状況

本市の女性の労働力率^{※7}をみると、全体として労働力率の上昇がみられており、20～59歳で7割を超えています。

■女性の労働力率の状況■



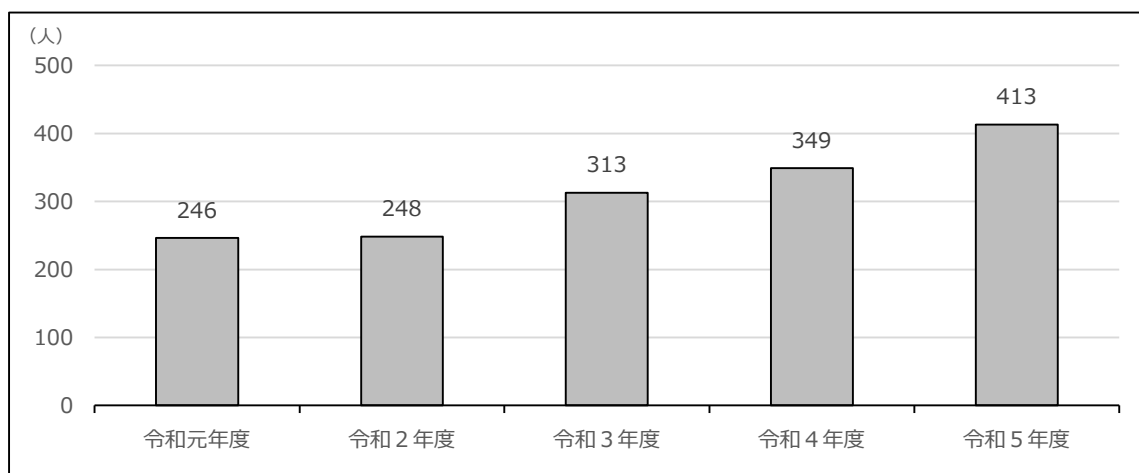
資料：国勢調査

7. 障害児数の推移

障害児数（説明）は増加傾向で推移しています。

令和5年度末時点では413人となっており、令和元年度時点と比較して167人増加しています。

■障害児数の推移■



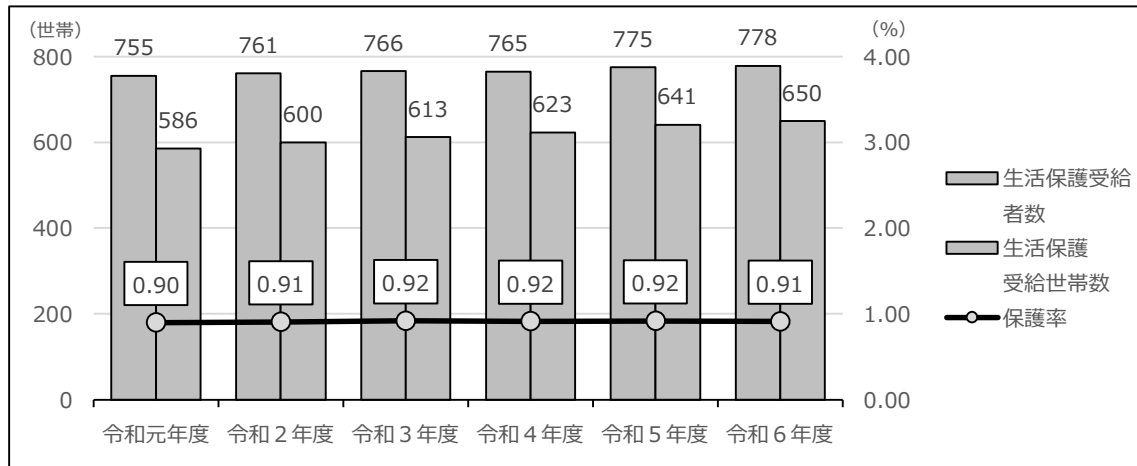
資料：障害福祉課調べ（各年度末時点）

⁷ 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことを指し、労働力人口には就業者のほか、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人（完全失業者）を含みます。

8. 生活保護の受給状況

生活保護の受給状況を見てみると、受給者数・受給世帯数ともにやや増加傾向がみられますが、市の総人口に対する生活保護受給者数の割合（保護率）は概ね横ばいで推移しています。

■生活保護世帯数の推移■



資料：生活支援課調べ（各年度末日時点、令和6年度は8月末時点）

9. 虐待通報件数

令和2年度から令和3年度にかけて、児童虐待通告件数が大きく増加しました。

コロナ禍における緊急事態宣言下で、外出自粛が緩衝されたことによる、保護者の心理的負担の増大が、虐待に繋がるケースが増えたことが要因と考えられますが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するにつれて、児童虐待通告件数は減少の兆しがみられますが、依然としてコロナ禍以前の水準には戻っていません。

市では、要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、要保護児童のケース協議やハイリスクケースの情報共有を行っています。令和6年度より開催回数を増やして児童虐待防止と要保護児童の支援を行っています。

■児童虐待通告の現況■

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	15 件	46 件	38 件	35 件	22 件
性的虐待	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
心理的虐待	76 件	90 件	89 件	78 件	81 件
ネグレクト等	3 件	15 件	27 件	20 件	12 件
合計	95 件	151 件	155 件	133 件	117 件

資料：子ども家庭支援課調べ（各年度末時点）



第5章 こども・若者の意見聴取

第1節 こども・若者対象アンケート調査

本計画の策定にあたり、こども・若者の暮らしの現状やニーズを把握するとともに、こども・若者の意見を聴取するため、小中学生アンケート調査、若者アンケート調査、こどもワークショップを実施しました。

1. 調査の目的

「（仮称）和光市こども計画（第3期和光市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定するにあたり、小中学生の日頃の生活状況、ニーズ等を把握するとともにこどものニーズや意見を聴取することにより、こども目線のこども政策の充実を図るために小中学生アンケート調査及びこどもワークショップを実施しました。

2. 調査の概要

調査種別	小学生対象調査	中学生対象調査	若者対象調査
調査対象	小学4年生	中学1年生	集計中
抽出方法	全数調査	全数調査	
調査方法	Web調査	Web調査	
調査時期	令和6年2月	令和6年2月	
調査地域	和光市立小学校	和光市立中学校	
配布数	759	640	
有効回収数	561	511	
有効回収率	73.91%	79.84%	

3. 小中学生対象アンケート調査の分析（概要）

アンケート結果の見方

- 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100％を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問です。したがって、各回答の合計比率は100％を超える場合があります。

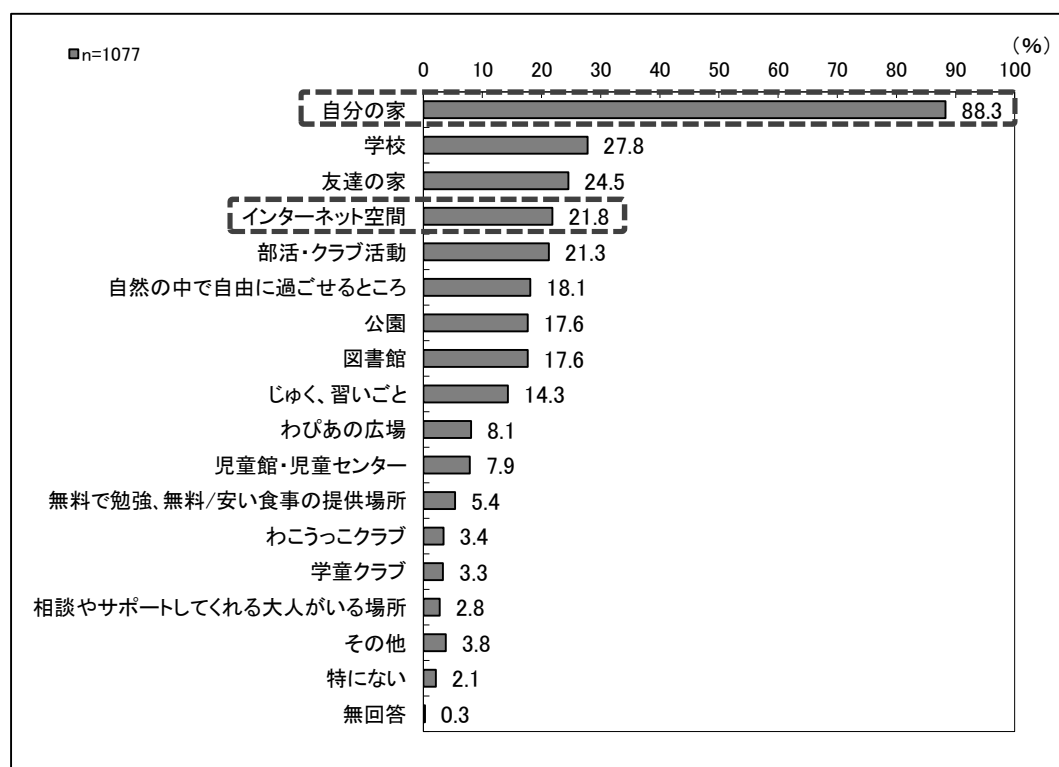
（1）居場所の多様化

アンケート調査結果では、こどもの居場所として最も選ばれたのは「自宅」（88.3％）ですが、21.8％が「インターネット空間」を選ぶなど、こどもの居場所が多様化しています。

遊びなどで利用したい場所としても、屋内を望む傾向が強くなっています。

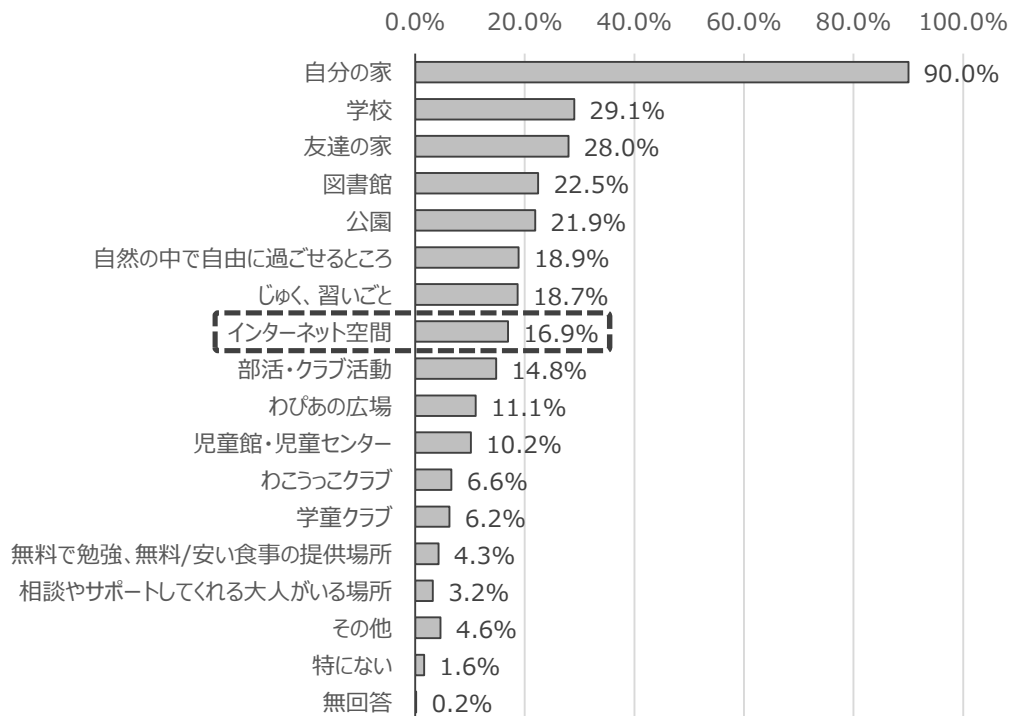
小学生、中学生別にみると、「インターネット空間」を選ぶ割合が小学生で16.9％、中学生で27.0％となっており、中学生になると「インターネット空間」を居場所とする割合が10.1ポイント増加します。

■ いごちが良い、安心できる、ここにいたい、と感じる場所 ■



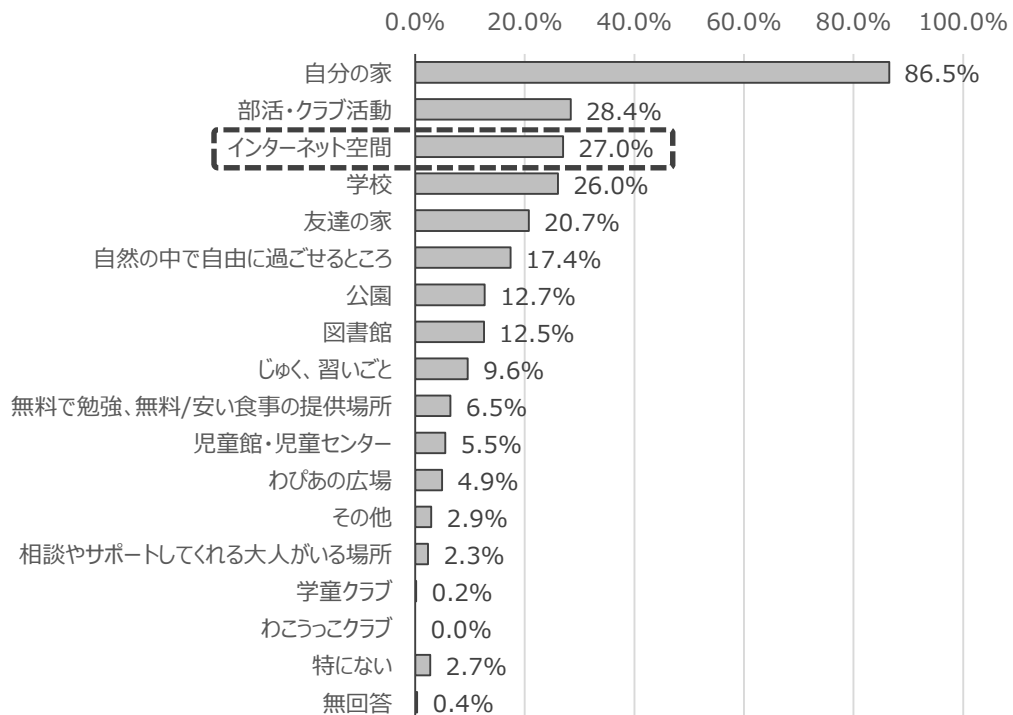
■ いごちが良、安心できる、ここにいたい、と感じる場所（小学生の回答） ■

質問の対象者数=561



■ いごちが良、安心できる、ここにいたい、と感じる場所（中学生の回答） ■

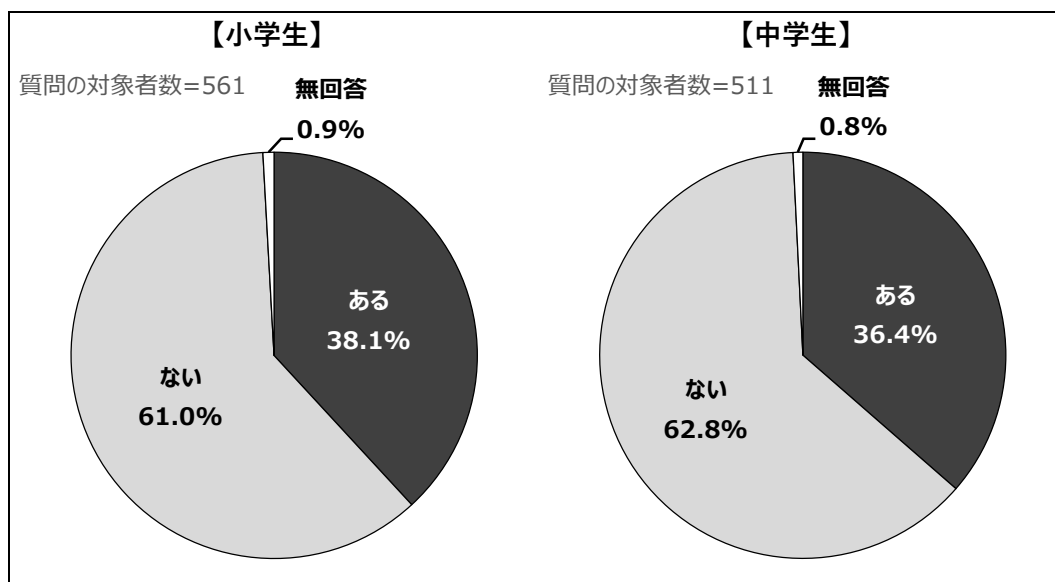
質問の対象者数=511



(2) さびしいと思うことがあるか

「ある」と回答した割合が小学生で 38.1%、中学生で 36.4%となっており、3 人に 1 人がさびしいと思うことが「ある」と回答しています。

■さびしいと思うことがあるか■



(3) スマートフォンの普及

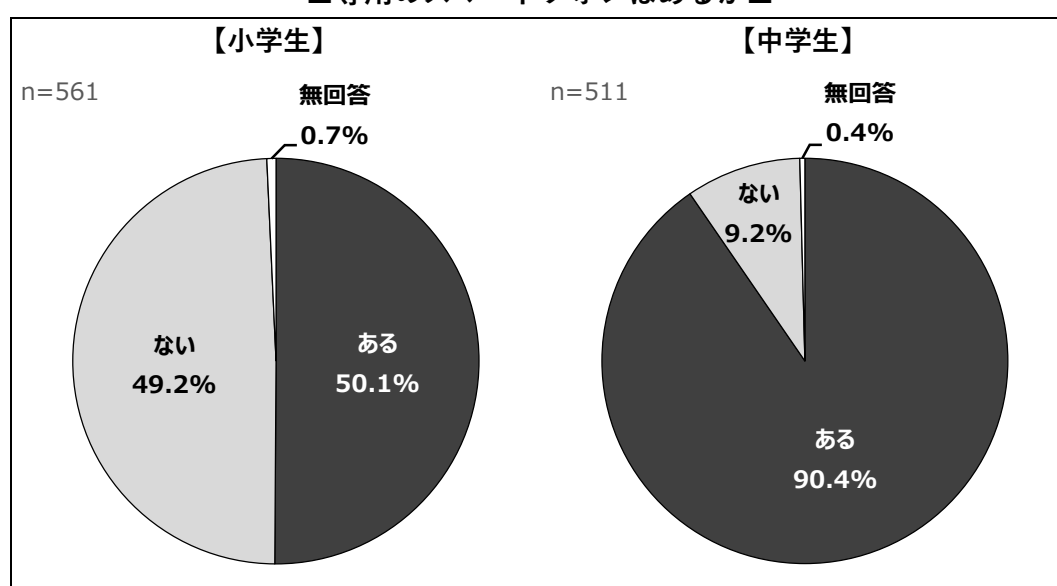
情報通信技術の急激な進歩に伴い、スマートフォンが普及し、今やインフラともいえる状況になっています。

アンケート調査結果によると、自分専用のスマートフォンを所有していると回答した割合が、小学4年生で50.1%、中学1年生で90.4%となっています。

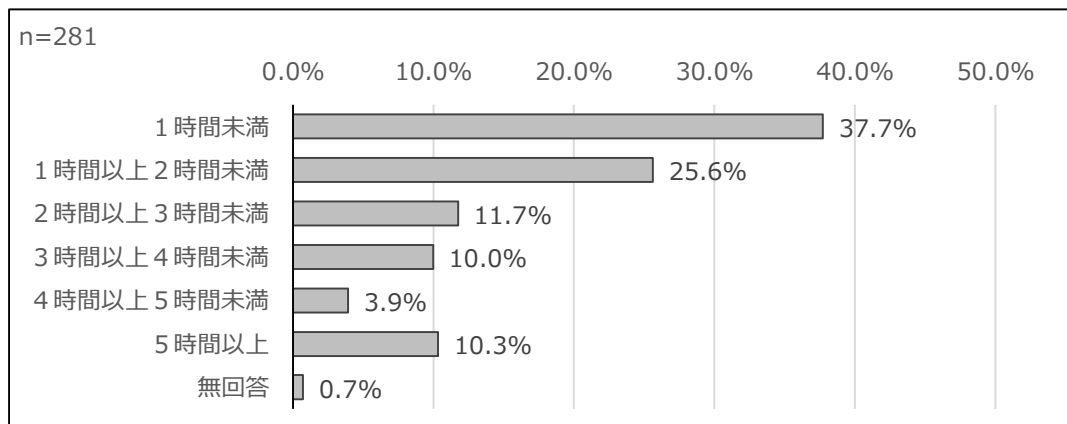
また、インターネット上の顔の見えないコミュニケーションにより、意図しないトラブルに巻き込まれたり、悪意をもった者からの接触により犯罪に巻き込まれたりする危険もあります。

スマートフォンの活用については、正しい使い方の普及啓発を図るとともに、スマートフォンに依存しないコミュニケーションのあり方や居場所について検討していく必要があります。

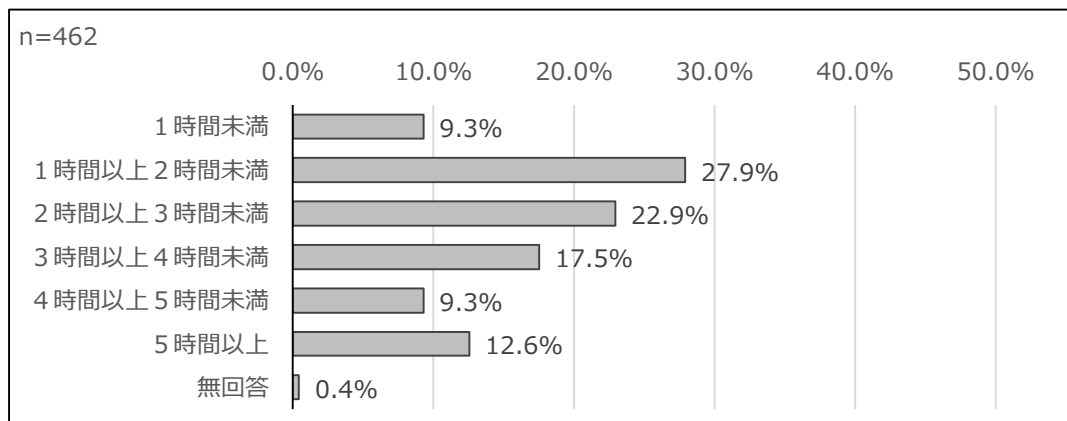
■専用のスマートフォンはあるか■



■小学生：スマートフォンの使用時間/日■



■中学生：スマートフォンの使用時間/日■



(4) スマートフォンの使用時間と就寝時間の関係

小中学生の「就寝時間」についてクロス集計で見ると、小学生、中学生ともに1日あたりのスマートフォンの使用時間が長い人ほど、就寝時間が遅くなっており、スマートフォンの使用時間と就寝時間には相関関係がみられます。

■ (クロス集計表) 小学生：スマートフォンの使用時間×就寝時間 ■

		合計	問6 就寝時間							
			午後9時前	午後9時台	午後10時台	午後11時台	午前0時台	午前1時台	午前2時以降	無回答
全体		561	65	235	178	55	15	9	2	2
		100.0%	11.6%	41.9%	31.7%	9.8%	2.7%	1.6%	0.4%	0.4%
スマートフォンの使用時間/日	1時間未満	106	11	48	30	11	3	2	0	1
		100.0%	10.4%	45.3%	28.3%	10.4%	2.8%	1.9%	0.0%	0.9%
	1時間以上2時間未満	72	7	33	28	4	0	0	0	0
		100.0%	9.7%	45.8%	38.9%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2時間以上3時間未満	33	2	9	15	4	2	1	0	0
		100.0%	6.1%	27.3%	45.5%	12.1%	6.1%	3.0%	0.0%	0.0%
	3時間以上4時間未満	28	1	12	10	4	1	0	0	0
		100.0%	3.6%	42.9%	35.7%	14.3%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5時間以上	4時間以上5時間未満	11	1	1	7	1	0	0	1	0
		100.0%	9.1%	9.1%	63.6%	9.1%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%
	5時間以上	29	3	3	5	9	5	4	0	0
		100.0%	10.3%	10.3%	17.2%	31.0%	17.2%	13.8%	0.0%	0.0%

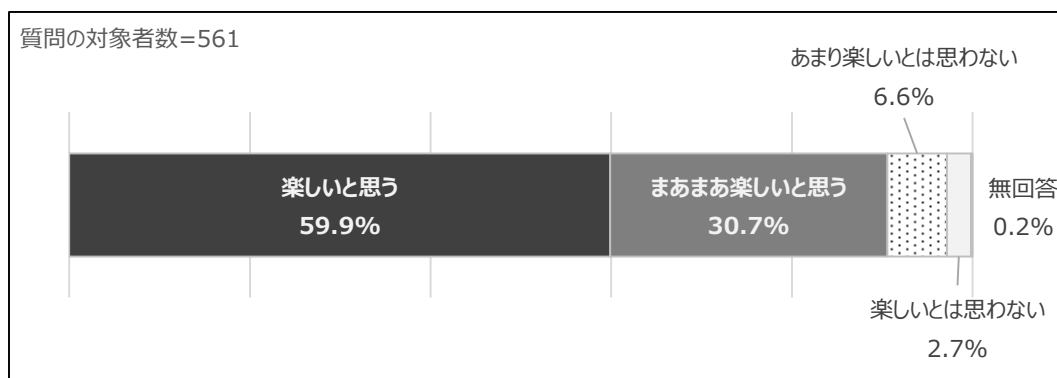
■ (クロス集計表) 中学生：スマートフォンの使用時間×就寝時間 ■

		合計	問6 就寝時間							
			午後9時前	午後9時台	午後10時台	午後11時台	午前0時台	午前1時台	午前2時以降	無回答
全体		511	10	33	178	174	82	22	12	0
		100.0%	2.0%	6.5%	34.8%	34.1%	16.0%	4.3%	2.3%	0.0%
スマートフォンの使用時間/日	1時間未満	43	1	5	19	7	7	3	1	0
		100.0%	2.3%	11.6%	44.2%	16.3%	16.3%	7.0%	2.3%	0.0%
	1時間以上2時間未満	129	4	13	55	46	9	1	1	0
		100.0%	3.1%	10.1%	42.6%	35.7%	7.0%	0.8%	0.8%	0.0%
	2時間以上3時間未満	106	1	6	35	42	17	4	1	0
		100.0%	0.9%	5.7%	33.0%	39.6%	16.0%	3.8%	0.9%	0.0%
	3時間以上4時間未満	81	2	4	30	29	12	3	1	0
		100.0%	2.5%	4.9%	37.0%	35.8%	14.8%	3.7%	1.2%	0.0%
5時間以上	4時間以上5時間未満	43	1	0	9	16	13	2	2	0
		100.0%	2.3%	0.0%	20.9%	37.2%	30.2%	4.7%	4.7%	0.0%
	5時間以上	58	0	0	8	17	19	8	6	0
		100.0%	0.0%	0.0%	13.8%	29.3%	32.8%	13.8%	10.3%	0.0%

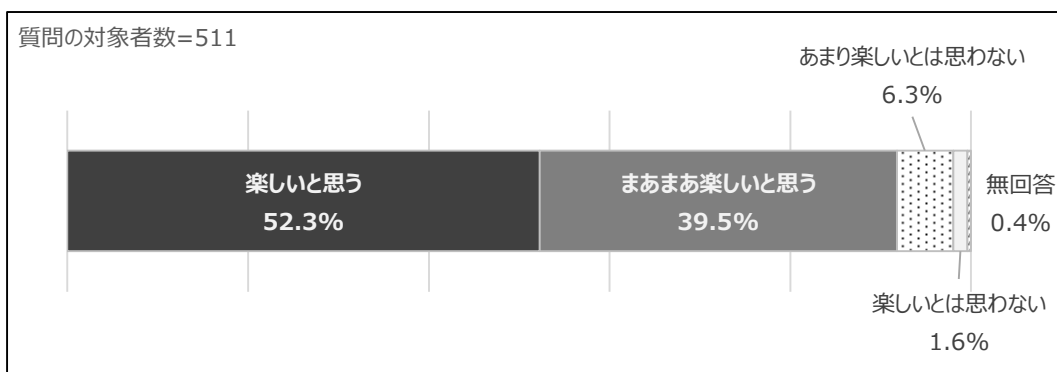
(5) 今の生活に対して楽しいと感じるか

「楽しいと思う」と、「まあまあ楽しいと思う」を足し合わせた“楽しいと思う”が小学生で90.6%、中学生で91.8%となっており、9割以上の小中学生が今の生活を楽しいと感じています。

■小学生：今の生活に対して楽しいと感じるか■



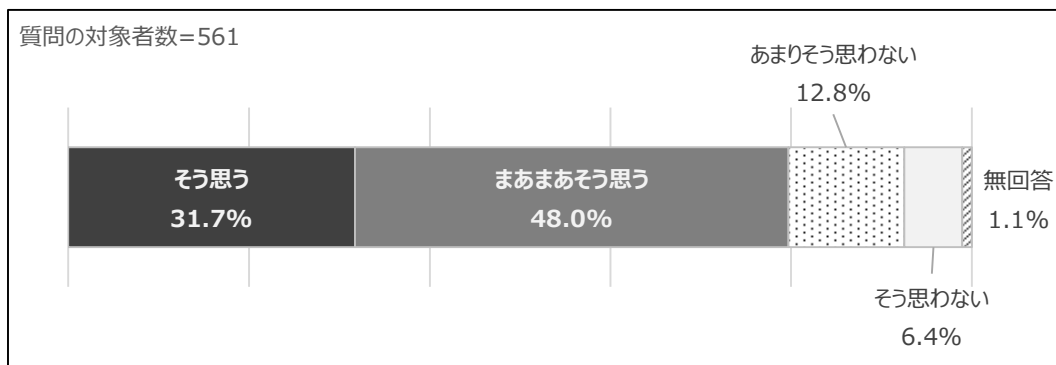
■中学生：今の生活に対して楽しいと感じるか■



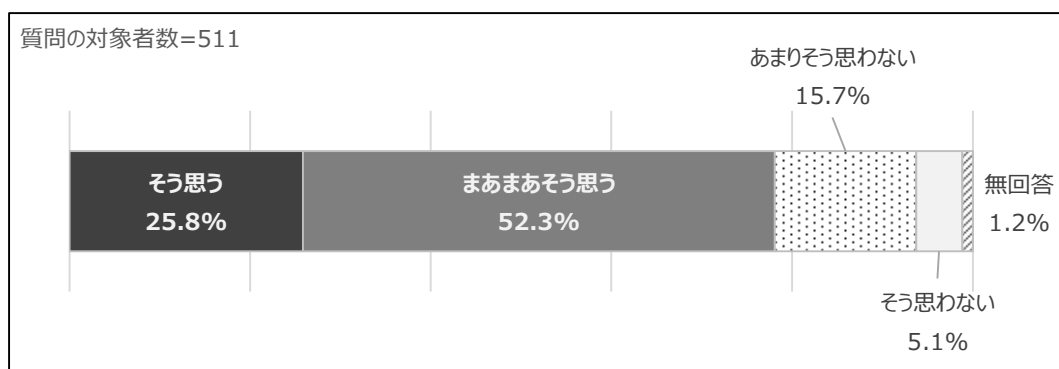
(6) まわりの人から認められていると思うか

「そう思う」と「まあまあそう思う」を足し合わせた“そう思う”が小学生で 79.7%、中学生で 78.1%となっており、8 割弱の小中学生がまわりの人から認められていると感じています。

■小学生：まわりの人から認められていると思うか■



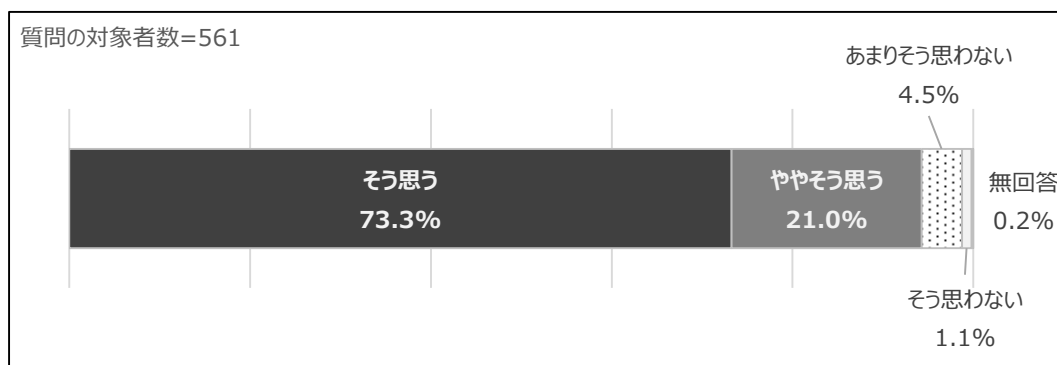
■中学生：まわりの人から認められていると思うか■



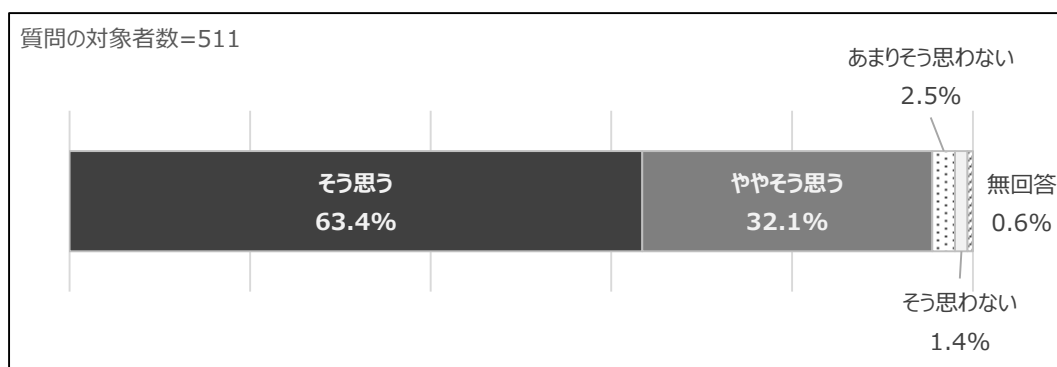
(7) 和光市はくらしやすいか

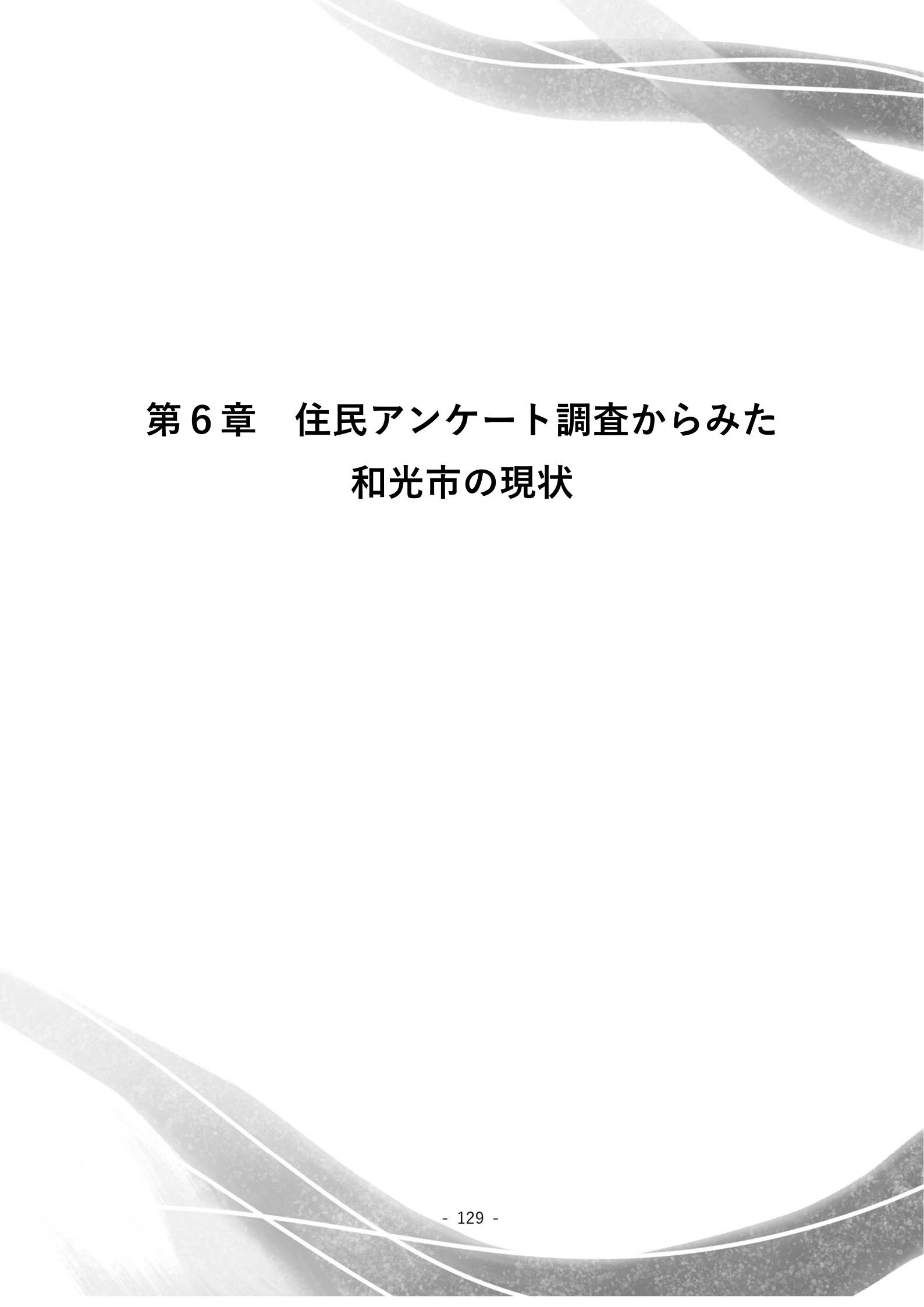
「そう思う」と「ややそう思う」を足し合わせた“そう思う”が小学生で 94.3%、中学生で 95.5%となっており、9 割以上の小中学生が和光市はくらしやすいと感じています。

■小学生：和光市はくらしやすいか■



■中学生：和光市はくらしやすいか■





第6章 住民アンケート調査からみた 和光市の現状

第1節 住民アンケート調査

本計画の策定にあたり、妊婦、子育て当事者の暮らしの現状やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

1. 調査の目的

「和光市こども計画（第3期和光市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定するにあたり、妊婦の妊娠・出産における不安や希望及び子育て世帯の教育・保育、子育て支援事業等に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、産前・産後の相談体制や教育・保育、子育て支援施策の充実を図るため、また、和光市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために市民アンケート調査を実施しました。

2. 調査の概要

調査種別	妊婦調査	就学前児童の保護者調査
調査対象	市内在住の 妊娠届出書を提出された方	就学前のこどもがいる 家庭
抽出方法	全数調査	無作為抽出
調査方法	郵送法（Web 併用）	郵送法（Web 併用）
調査時期	令和6年2月	令和6年2月
調査地域	和光市全域	和光市全域
配布数	219	2,000
有効回収数	180	1,289
有効回収率	82.19%	64.45%

第2節 住民アンケート調査の分析（概要）

アンケート結果の見方

- 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100％を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問です。したがって、各回答の合計比率は100％を超える場合があります。

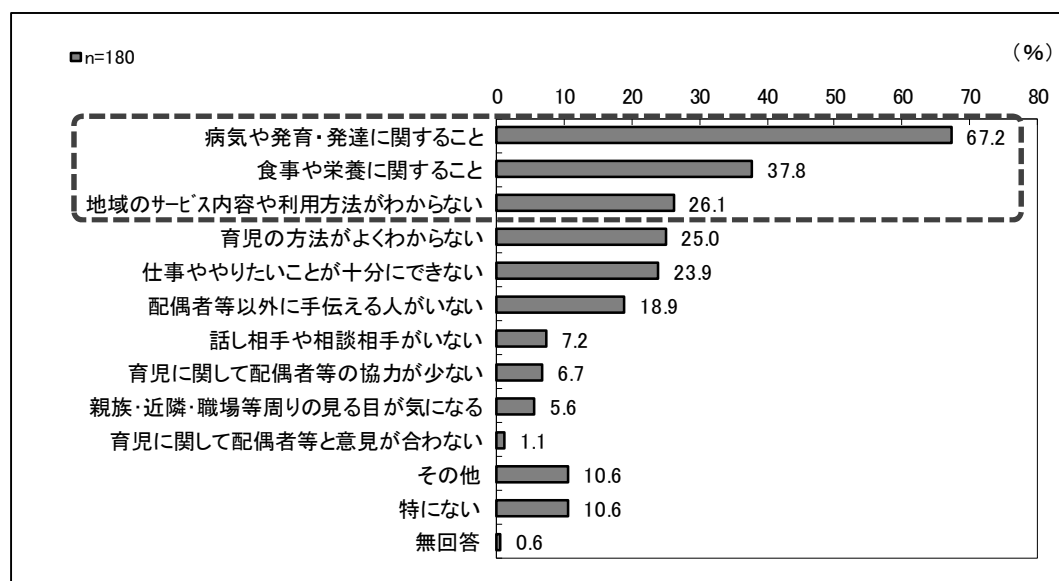
1. 妊婦調査

（1）相談支援体制

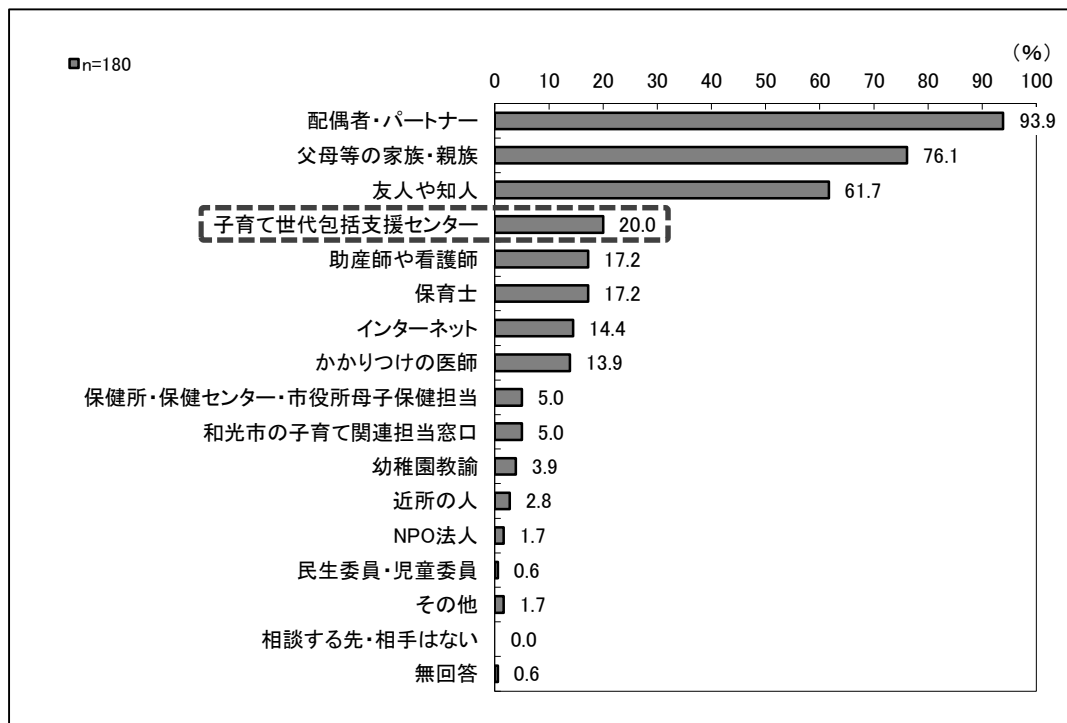
出産後の育児に関して気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」（67.2％）が高い割合を占めており、「食事や栄養に関すること」（37.8％）、「地域のサービス内容や利用方法がわからない」（26.1％）等がこれに続いています。

妊婦が出産や子育てに関する相談先は家族や友人・知人等を除くと「子育て世代包括支援センター」を挙げる割合が多く、引き続きセンターの相談支援体制の充実や各種サービスの周知を行っていく必要があります。

■ 出産後の育児に関して気になること ■



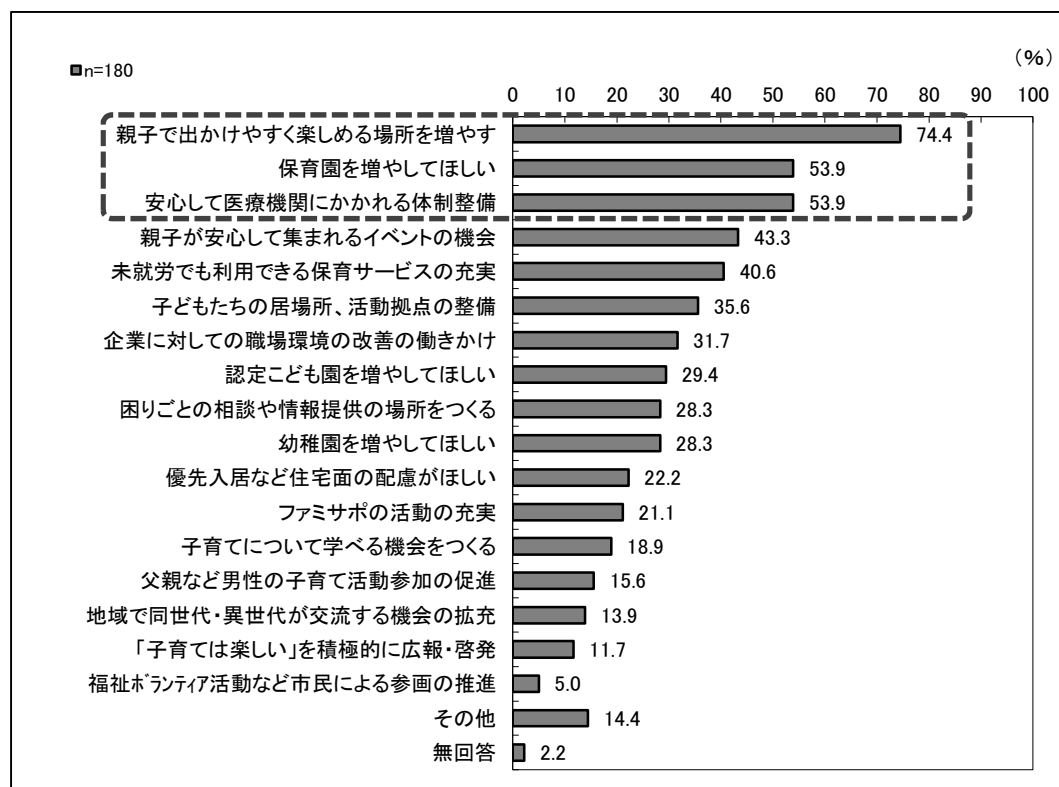
■出産や子育てに関する相談先■



(2) 必要な子育て支援

アンケート調査結果によると、充実を期待する子育て支援として、「親子で出かけやすく楽しめる場所を増やす」(74.4%)、「保育園を増やしてほしい」(53.9%)、「安心して医療機関にかかる体制整備」(53.9%)等が回答の上位を占めています。

■子育て支援の充実のために市に期待すること■

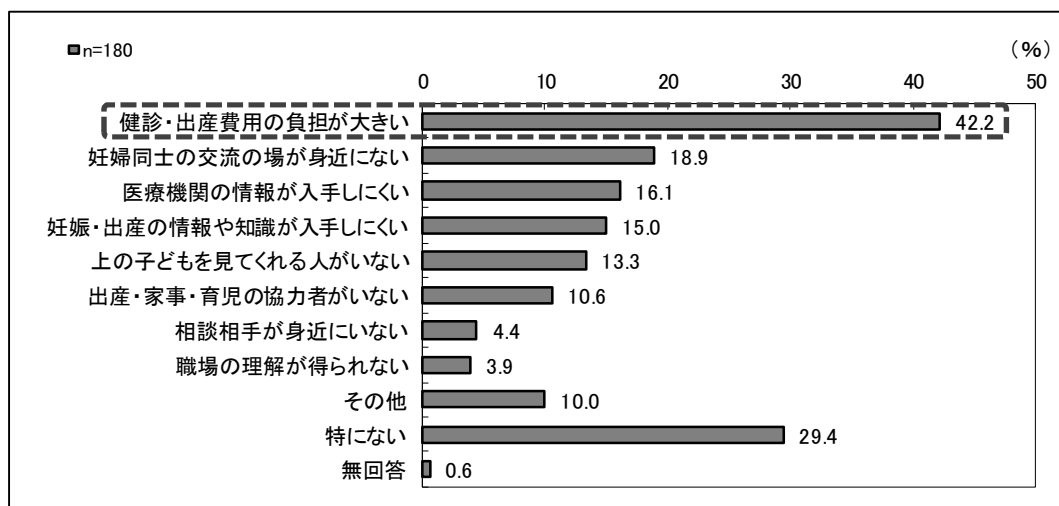


(3) 妊娠や出産で困ったこと

アンケート調査結果において、「妊娠や出産において困ったこと」として最も回答を集めたのは、「健診・出産費用の負担が大きい」で42.2%となりました。

妊娠・出産時には公費による補助があるものの、収入が減少するケースも少なくないため、妊娠・出産に係る費用を負担に感じる妊婦が多くなっています。

■妊娠や出産で困ったこと■

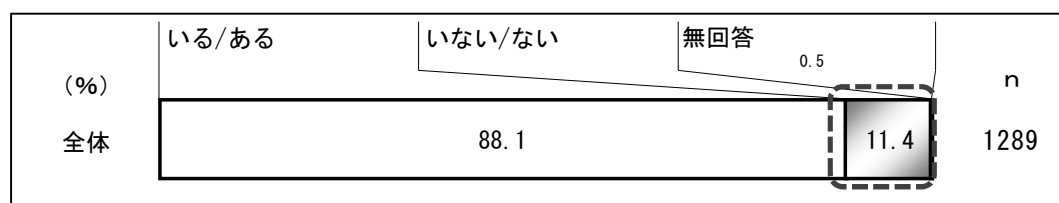


2. 就学前児童の保護者調査

(1) 子育ての孤立化

アンケート調査結果によると、およそ1割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」としています。全国的に核家族化が進むなか、子育ての孤立化が懸念されます。

■子育てについて相談できる人の有無■

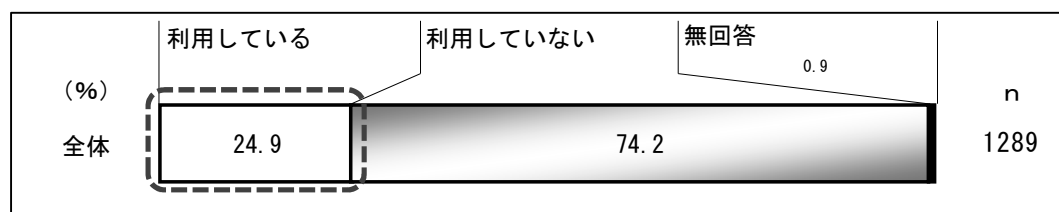


(2) ネウボラ拠点

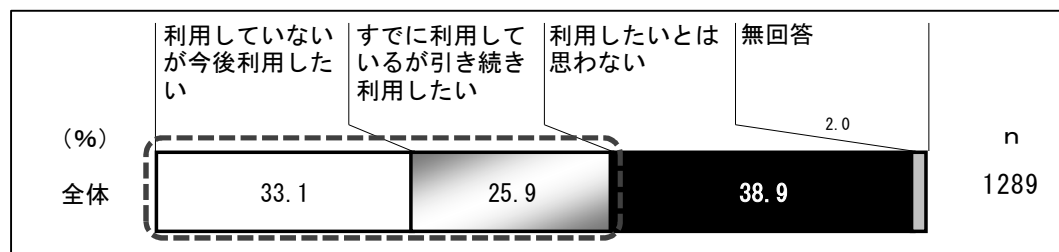
市では、子育ての孤立化を防ぎ、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない子育て支援を実現するために、子育て世代包括支援センター等のネウボラ拠点を設置していますが、利用されている割合は24.9%に留まっています。

一方、今後の意向については、現在利用している方を合わせると59.0%の利用意向があることがわかっており、サービスの周知やイベント・相談体制の充実などを通じ、子育て世帯の産前・産後のサポート、育児の不安解消、交流促進等に努めていく必要があります。

■ネウボラ拠点の利用状況■



■ネウボラ拠点についての今後の利用意向■



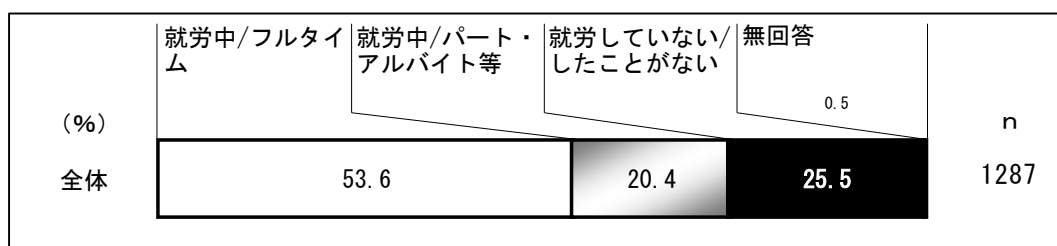
(3) 子育て世帯の就労の状況

フルタイムまたはパート・アルバイトで就労する保護者の割合を見てみると、母親が74.0%、父親が96.4%となっています。

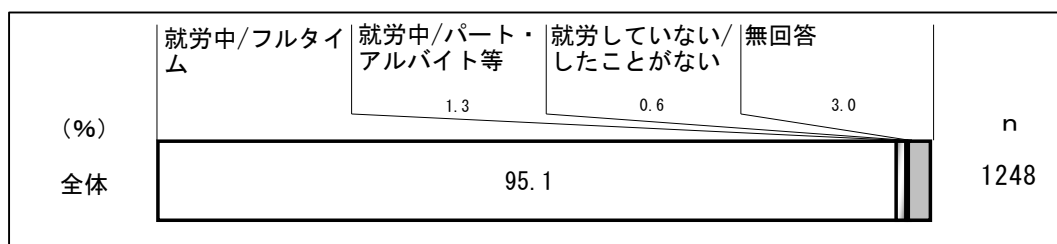
父親の大半がフルタイムで就労していると回答している一方、フルタイムで働く女性も過半数を占めており、日中、保護者が家にいない時間帯が発生していることが予想されます。

働く保護者の子育てと就労の両立と、こどもの居場所確保のため、教育・保育サービスや学童クラブ、児童館等のこどもの居場所の充実が求められます。

■母親の就労状況■



■父親の就労状況■

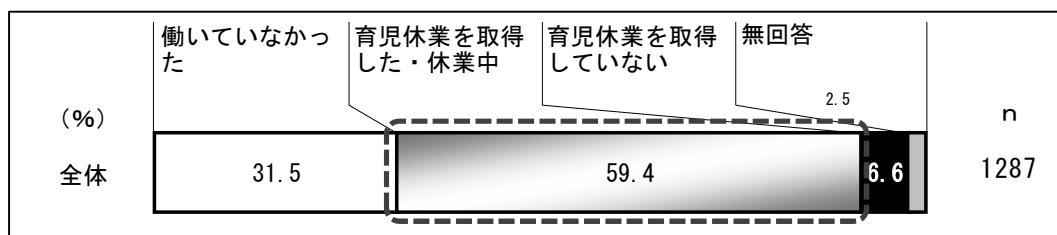


(4) 育児休業の取得状況

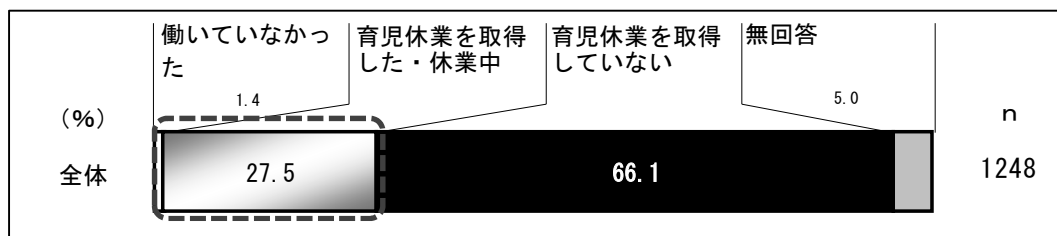
アンケート調査結果によると、働く母親のうち 59.4%、働く父親のうち 27.5%が「育児休業を取得した」と回答したしています。

働く母親が増える一方で、父親の育児休業取得は母親と比べて少ない状況が続いており、父親も育児休業を取得する必要性を社会全体で推進する機運の醸成が求められます。

■母親の育児休業取得状況■



■父親の育児休業取得状況■

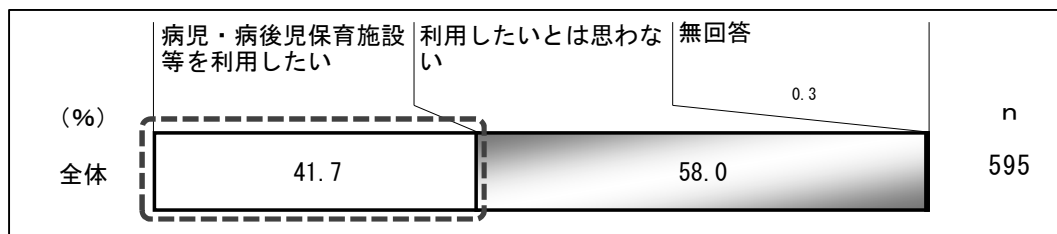


(5) 病児・病後児保育、一時預かり

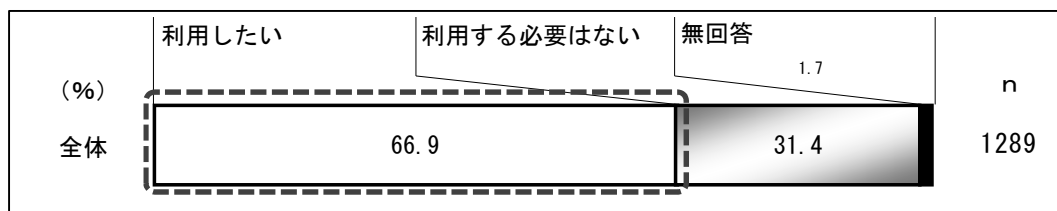
病児・病後児保育や一時預かりへのニーズがみられます。

仕事と育児の両立等のための病児・病後児保育の充実や、子育ての孤立化や保護者のリフレッシュのための一時的な預け先の確保が求められています。

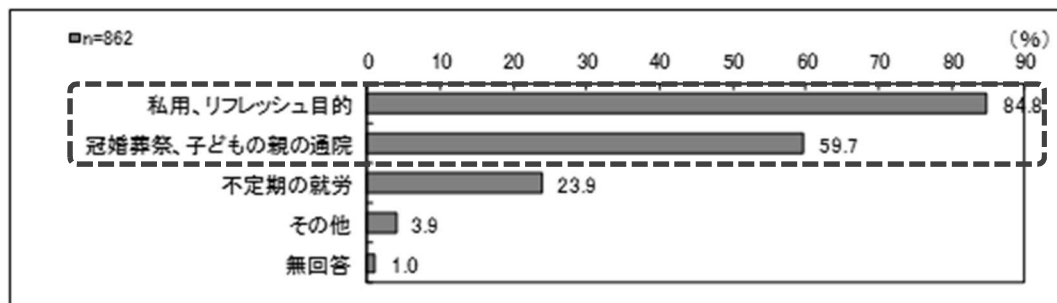
■病児・病後児保育施設等の利用意向■



■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向■



■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用目的■

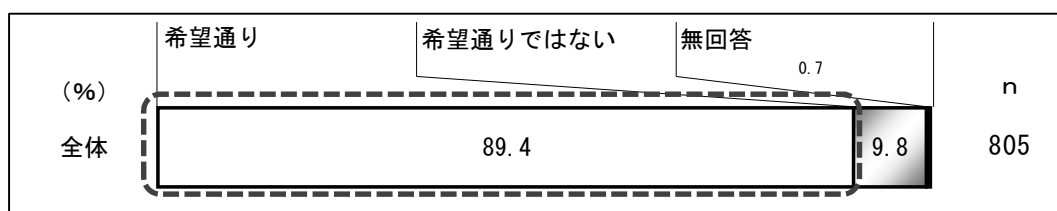


（６）保育の受け皿

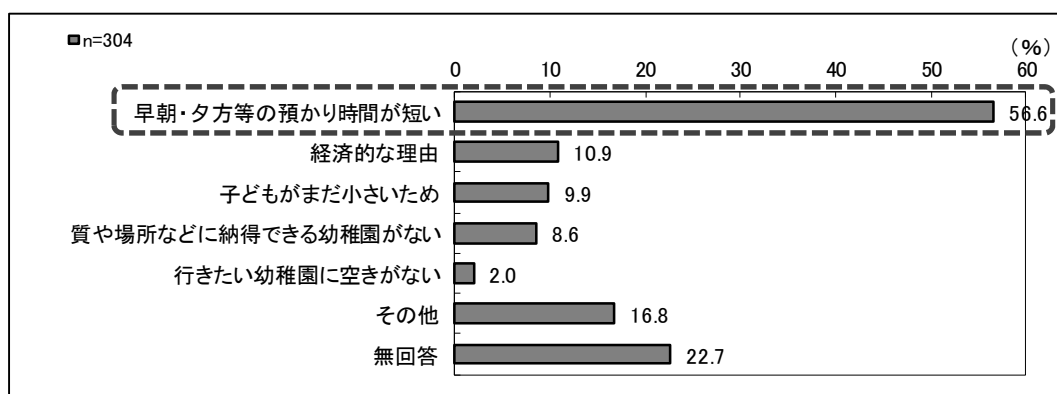
和光市では、第１期、第２期の子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供量の確保を推進してきており、待機児童数は大きく減少しました。

９割近くの方が希望どおりに事業を利用できていますが、一部では、希望する場所または時間数等により事業を利用できないケースも発生しています。

■希望通りの場所で教育・保育の事業を利用できているか■

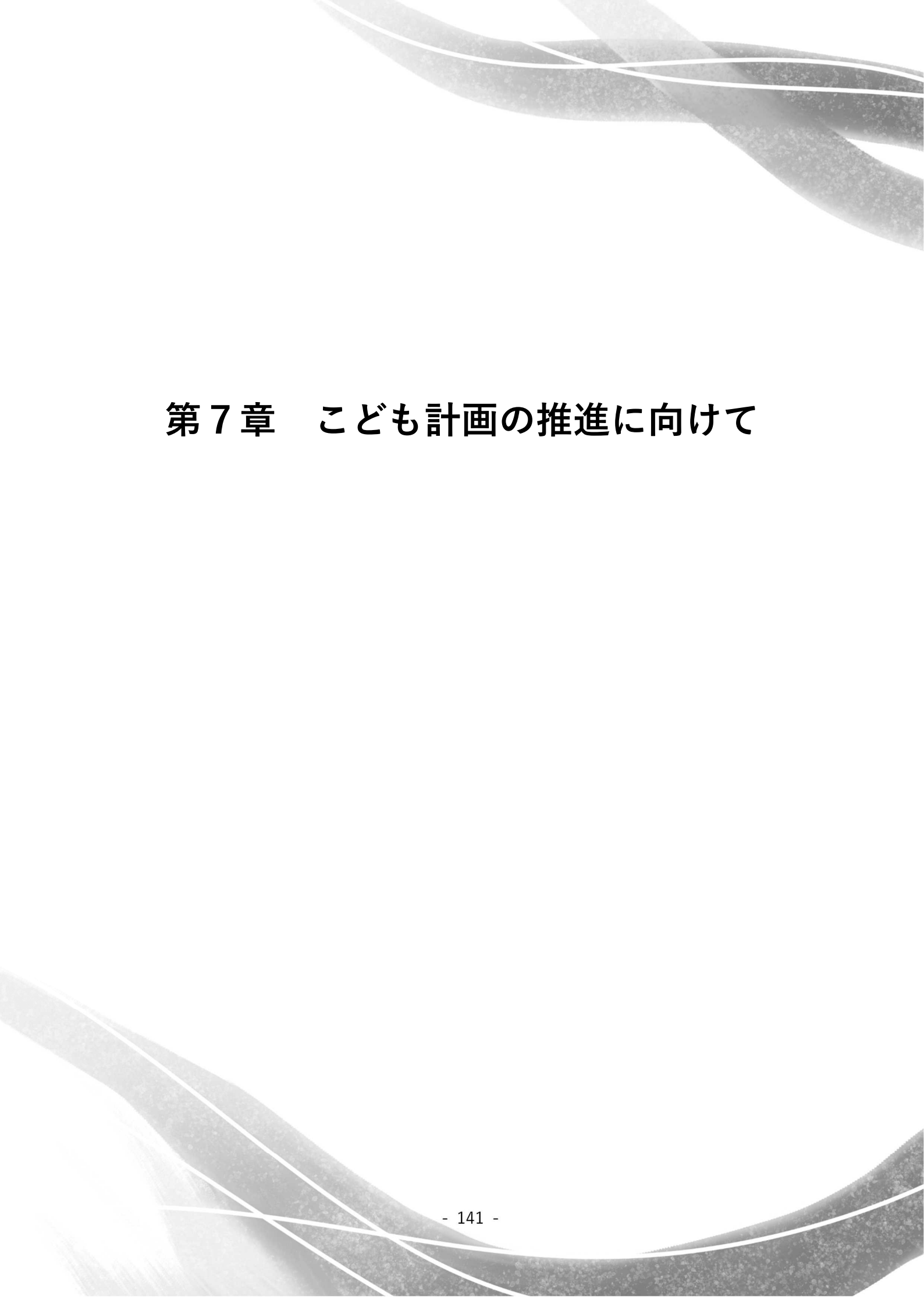


■幼稚園を利用していない理由■



■（参考）待機児童数の状況■

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	９人				
１歳	３５人	２１人	７人	９人	２人
２歳	２人		３人		１人
３歳	９人				
４歳					
５歳					
合計	５５人	２１人	１０人	９人	３人



第7章 こども計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

1. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、こども関係団体の代表者、福祉関係者、こどもの保護者などにより構成されている「和光市子ども・子育て支援会議」において審議していきます。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を募ります。

2. 計画の推進体制

和光市子ども・子育て支援会議条例の規定に基づき設置される和光市子ども・子育て支援会議において、こども・子育てに関する施策を継続的に審議し、本計画を推進していきます。

また、事業者間の情報交流・意見交換の場である事業者連絡会において、制度の改正内容を周知するとともに、こども・子育て支援に携わる職員の能力の向上に資する研修会等を実施することにより、市と事業者が本計画の基本理念や基本目標を共有し、基本方針に基づく各施策に沿った事業を効果的に推進していきます。

さらに、本計画を推進していくためには、児童相談所等の行政機関、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民団体等との連携、そして、地域の方による協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供しながら、市と各種団体、地域住民との連携を図るとともに、庁内の推進体制についても必要に応じて見直しを図ります。

3. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、和光市子ども・子育て支援会議を定期的に開催し、会議において進捗状況を確認して、評価を行います。

計画の進捗管理では「SPDCAサイクル」により、事業の進捗状況、見込量と提供体制の実績について自己評価及び子ども・子育て支援会議において評価を行います。

また、適切に市民ニーズを把握するため、次期計画期間に合わせて子育て世代に対するニーズ調査を実施し、調査結果と評価に基づいた内容の変更や事業の見直し等を実施します。

